

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会
平成20年度・中間まとめに対する意見（全体版）
(募集期間：平成20年10月9日～平成20年11月10日)

目次

● 総論	1
● 第1節 「デジタルコンテンツ流通促進法制」について	2
● 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて	14
● 第3節 リバース・エンジニアリングに係る法的課題について	43
● 第4節 研究開発における情報利用の円滑化について	61
● 第5節 機器利用時・通信過程における蓄積等の取扱いについて	70
(1) 機器利用時における一時的蓄積の取扱いについて	70
(2) 通信を巡る蓄積等の行為に係る法制上の論点について	74
● 第6節 その他の検討事項	81
● その他	92

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

I 総論

	意見	個人/団体名
I-1	<p>本小委員会における昨今の権利制限規定の検討においては、著作権法がビジネスの振興を停滞させていることを理由に課題の検討が行われている場合が少なくないと感じられます。</p> <p>この点につき、権利者としては、インターネット配信等、著作物が適法に流通する過程において、技術的にやむを得ず発生し、かつ著作物の内容が無断で享受されない等の状態が確保されている状況での複製などに対しては、例えそれが、厳密に解釈すれば法律に規定していない複製（違法と判断される可能性のある複製）であったとしても、ほとんどの場合は問題視しておりません。</p> <p>一方で、権利者が真に懸念を抱いている点は、包括的に権利制限がなされることによって、著作物の内容を享受することが主たる目的として行われる違法な流通までもが適法になってしまう、加えて、弱小の権利者が問題視している利用形態であったとしても訴訟等で争えないことや立法の際に意見が採り入れられないことによって、適法とになってしまう可能性が否定できない点です。</p> <p>今後の権利制限規定のあり方については、一般規定も含めて十分な検討が必要となることはもちろんですが、制限規定の新たな「整備」によって、違法行為（権利者が権利行使する対象とすべき侵害）を想定外に適法としないように、より慎重に吟味し議論していただきたいと考えます。</p>	<p>社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会</p>

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

II 第1節「デジタルコンテンツ流通促進法制」について

	意見	個人/団体名
II-1	<p>A. 背景 日本のデジタルコンテンツ至上は、世界において米国・EUに次いで3番目に大きな市場です。2003年に発表された知的財産推進計画では、鍵となる重要な目標の一つとして日本におけるメディアコンテンツビジネスの強化が設定され、更に2013年までに5兆円の成長という目標が掲げられています。しかし、産業界・消費者のいずれも十分な利益を享受していません。日本のコンテンツは広く称賛され、アニメや映画、音楽はアジアや西側諸国で広く消費されているものの、これらの多くは違法な手段によるものです。大きな黒字を出しているゲーム分野を別にすれば、映画や音楽、出版において日本は貿易赤字を抱えています。ACCJ及び我々メンバーは、日本のコンテンツにおける輸出実績の総体的な弱さは、多様化した活発なコンテンツ市場が日本国内に欠如していることと関連していると考えています。業界筋によれば、2001年から2005年における国内のコンテンツ産業の成長は、世界のコンテンツ市場が25%近く拡大しているのに対し、基本的には横ばい状態でした。</p> <p>合法的な流通経路を通じて入手するコンテンツが日本において不足していることにより、日本の消費者は、その代わりとなる著作権侵害を助長するサイトを含む日本国内外のサイトを利用するようになります。インターネット上の日本語で利用可能なコンテンツの検索は急激に発達し、これにより、ウィニーやシェア等の著作権侵害のコンテンツを提供する日本国内のサイトやネットワークだけでなく、YouTube等の日本国外で運営されるサイトにおける検索が増加しています。日本のコンテンツの利用可能性が限られていることは、消費者の無関心を反映してのことではありません。むしろコンテンツの不足により、日本の消費者は、著作権侵害を助長するサイトを含む、代わりとなる日本国内外のサイトを利用するようになっているのです。</p> <p>B. コンテンツの二次利用の円滑化 ACCJが理解するところによれば、貴小委員会では、著作権のあるコンテンツの二次利用を円滑化するために現在民間で行われている対策を促進することが提案され、具体的には、二次利用の具体的事例を予見及び明示する契約の締結の促進、コンテンツホルダーや権利管理団体による権利情報の管理、権利者情報データベースの整備、及び使用料を事前に預託する第三者機関の創設の可能性等が考えられています。貴小委員会ではまた、「セーフティネット」政策の実施が提案されており、そこでは十分な調査をした上で著作物の権利者が不明の場合、そのような著作物(すなわち「孤立作品」)の二次利用は一定の条件の下では法的責任を課されるべきではないとされます。ACCJは上記の政策を支援します。ACCJとしては、著作権のあるコンテンツの二次利用を円滑化するために行われている民間での様々な対策を促進するという貴小委員会の提案に賛成であり、一定の列挙条件の下で孤立作品の利用を認めるとしている貴小委員会の政策表明を実施する立法にも賛成致します。</p> <p>C. インターネットを利用した作品の創作・利用 ACCJが理解するところによれば、不特定多数の者のマッシュアップにより制作されたものや利用者に制作されたコンテンツに関し、貴小委員会では今後生じうる課題の更なる検討が提案されています。</p> <p>ACCJは貴小委員会に対し、マッシュアップ制作物や利用者制作コンテンツに関する今後の議論の過程で検討される提案について、パブリックコメントの機会の提供を要請致します。更に、デジタルコンテンツの流通促進における一般的課題に関し、ACCJは、インターネット上での日本語コンテンツの利用可能性を増大させる鍵となるのは、コンテンツ制作・流通産業において増大する競争を促進する一方でコンテンツの保護を行うというバランスの取れた取組みであると考えています。</p> <p>ここで、米国の知見を参照として提示致します。デジタル・ミレニアム著作権法(以下、「DMCA」)は、コンテンツを保護すると同時にコンテンツへの消費者のアクセスを円滑化する多数の新たなビジネスモデルの発展を促進してきました。米国の鍵となった条項に、以下のようなものがあります。</p> <p>(1)著作物に設けられた反著作権侵害基準の排除に対する民事・刑事の法的責 (2)コード・クラッキング装置の製造、販売及び配布の禁止 (3)インターネット上での単純な情報送信におけるインターネット・サービス・プロバイダー(以下、「ISPs」)の著作権上の法的責任の制限</p>	在日米国 商工会議所 知的財産委 員会

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

II 第1節「デジタルコンテンツ流通促進法制」について

	意見	個人/団体名
	<p>(4)ISPs及びウェブサイト提供者に対し、著作権を侵害する利用者の利用停止の要求</p> <p>これらの法的制約を強化するためには、科学技術が利用可能です。ACCJは社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)等に加わり、貴委員会や産業界に対し、デジタルコンテンツを保護する基準としてEPN(暗号化及び非アーサーション)導入の検討を要請しており、この基準により、デジタルコンテンツを楽しむための消費者の要求とコンテンツホルダーの権利や経済的利益の最良のバランスを保つことが可能になります。日本におけるEPN基準の採用及び政策を国際的取組みに一致させる対応は、EPNの国際基準としての確立に大いに貢献すると考えられます。このような基準はインターネットを地域的でなく世界的な基盤として強化し、日本にとっては、デジタルコンテンツの将来において指導的役割を果たすという最良の機会を保証することになると考えられます。</p> <p>コンテンツの制作者・配布者間の協力強化も必要不可欠です。主要コンテンツ提供者(ディズニー、バイアコム、NBCU、CBS等)及びオンライン動画サービス(マイクロソフト、myspace等)は、著作権保有者の権利を保護した上で利用者が制作するコンテンツ(以下、「利用者制作コンテンツ」)サイトを保証することを促進する規則に同意しました。この規則は、利用者制作コンテンツへアップロードされたものからコンテンツ侵害を排除するため、コンテンツのフィンガープリントや技術の特定の過程の配備を促進します。</p> <p>しかしながら、著作権保護が完璧な答えとはなりません。コンテンツの制作や配布における競争を促進する基準もまた、同様に必要とされます。例えば、1971年から1995年の間に米国連邦通信委員会(FCC)によって施行されたフィンシン・ルール(Financial Interest and Syndication Rules)、また、英国における放送会社に一定の割合で番組を外部供給元から調達することを求める現行の規則は、これら二国内のコンテンツ市場における競争を活発化する鍵となる役割を果たしてきました。報道や電気通信、その他のサービス事業を同一の差配の下に位置づけるような新たな情報通信の法的枠組みに関する議論の過程において、ACCJは、日本においても二国と同様の規則を導入する利点について検討されるよう要請致します。提案されたこれらの変更についての検討は、日本のコンテンツ産業の国内・国際双方における将来の成長及び拡大に際して不可欠なものであると我々は考えています。</p>	
II-2	<p>○デジタル化、ネットワーク化の波は障害者の中でも急速に進展しており、著作権物のインターネット配信や二次利用も今後盛んに行われると予想される。デジタル化、ネットワーク化の時勢の流れとともにバリアフリー化の流れも急速に進展している事を踏まえて、情報のバリアにならぬよう配慮していただきたい。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人連 合会</p>
II-3	<p>第1節「デジタルコンテンツ流通促進法制」<u>「2 コンテンツの二次利用の円滑化に関する課題」</u>について</p> <p>著作権契約に関する課題とその考え方に関して、インターネットにおけるデジタル著作物の流通に関しては、いわゆる著作権団体に①許諾の規定がない、②料金が非常に高い、③ストリーミングに限定、④ファイル共有においては不当に重い要件を課す、などの理由によって許諾がなされていないという実情がある。</p> <p>現在、一般には権利者不明の場合に限定されている裁定利用の制度を拡張することが検討されるべきである。また、登録制度は設けられているが、利用者が少なく、権利者を確認する手段はない。登録されていない著作権者については、保護期間の限定、差止め・刑事事件による保護を認めない等の不利益を認め、権利者を確実にするべきである。</p> <p>第2節「私的使用目的の複製の見直し」について</p> <p>1 本委員会では、ACCS等の調査を用いているが、この調査は、ファイルの内容を確認したものではなく、ファイル名から内容を判断するという愚を犯している。しかしながら、いわゆるファイル共有においては、ファイル名とファイルの内容が異なることが多く、これらの調査はファイル共有における流通の実態を正しく把握したものとは言い難い。このような不十分な調査をもとに判断することは早計と言わざるを得ない。</p>	<p>MPO法人ソ フトウェア技術 者連盟</p>

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

II 第1節「デジタルコンテンツ流通促進法制」について

	意見	個人/団体名
II-4	<p>学術著作物においても電子ジャーナルや電子ブックが主たる媒体として普及している現在、そのコンテンツの二次利用や電子保存は教育・研究活動にとって不可欠となっています。しかしながらこれらの利用は「利用契約」が前提となっているために、個々の学術電子コンテンツ毎に二次利用や電子保存の方法が異なっており、通常は複数の電子コンテンツを利用する利用者にとっては、個々の電子コンテンツの利用形態が分かりにくいのが実情です。そこで、教育研究活動を円滑で効率的かつ効果的に進めるために、学術著作物の電子コンテンツ利用における権利制限を求めます。具体的には、教育や研究活動目的に限定した電子コンテンツの契約者機関内での保存利用が出来るようになることです。以上</p>	<p>社団法人情報科学技術協会</p>
II-5	<p>(1) 主旨 デジタルコンテンツの流通を促進するためには、まず流通する著作物の創作の活性化を図る方策を講ずることが第一であり、単に物理的な流通のみを目的とするべきではありません。 著作物の創作の活性化を図るには、「権利者が安心してインターネットにコンテンツを提供するための環境整備」にそが必要とされます。</p> <p>(2) 理由 インターネットを活用した新たな市場において、文化の創造が活性化し、コンテンツの流通促進が図られることについては、著作権者も大きな期待を寄せているところです。 デジタルコンテンツの流通促進の方策については、著作権者の権利を制限する方向で流通促進を実現させようとする議論が一部にあります。しかし、現実には、音楽の配信はもとより、映画や放送番組の配信等次々と新たなサービスが開始されており、現行制度の下でも流通は徐々に促進されてきています。 過去の著作物等の利用の円滑化のための課題の一つとされている、権利者不明の場合への対応方策は必要ですが、新たなコンテンツの流通促進に関する方策についてまで、権利の制限で対処しようとするのは誤りです。 今後、我が国が知的財産戦略の下、文化立国、コンテンツ大国を目指すのであれば、著作権者の権利を制限しようとするのではなく、イノベーションと法制度の両面から権利を実効性のあるものとする方策を講じるべきです。 そうした環境の下で生まれる豊かなコンテンツを消費者に届けるべく、多様なビジネスモデルが展開されてこそ、真のデジタルコンテンツ流通の促進が実現し、より一層文化的な社会が築かれるものと考えます。 なお、本中間まとめでは、民間の諸提案の一つとして「一定の事業者に映像、音楽等のコンテンツをネットで利用することについての許諾権(ネット権)を集中させる」(報告書4ページ)案が紹介されていますが、この提案も、放送番組等の過去のコンテンツの流通促進のみを目的としたものにすぎず、内容的にもベルヌ条約違反であるなど様々な問題が指摘されております。 著作物の創作の活性化を実現するための方策を検討するには、インターネットにおける権利侵害の実状と、背景となる国際条約やビジネスの現状を十分把握することが必要であると考えます。</p>	<p>社団法人日本音楽著作権協会</p>
II-6	<p><u>第1節「デジタルコンテンツ流通促進法制」</u> <u>P6(2)②権利者不明の場合の課題の整理、および同(3)本章委員会の検討の方向性</u></p> <p>(2)②では、「…セーフティネットとして制度的な対応が必要との認識に」との記載があり、これに続く(3)では、「このような権利者不明の場合の制度的措置については、できる限り早期に実施に移すよう検討することが適当である」とあります。</p> <p>これらの点について、制度的措置は民間による取り組みのセーフティネットとしての機能に限定することなく、例えば、著作権法67条に基づく著作権者不明の場合の裁定制度をより使いやすいものにする(例えば申請書式のひな型化、裁定期間短縮、補償金算定の計算式設定)、あるいは代表権利者のみなし規定の策定のような制度的対応を積極的に検討するべきであると考えます。</p> <p><u>第1節「デジタルコンテンツ流通促進法制」P9一つ目の丸印</u></p> <p>権利制限規定における現実との乖離解消について、著作権の持つ文化的側面と経済的側面を十分に勘案のうえ、両者の権利保護内容を区別すること等も含め、明確かつ具体的な見直しを期待したいと考えます。</p>	<p>国際企業法務協会</p>

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

II 第1節「デジタルコンテンツ流通促進法制」について

	意見	個人/団体名
II-7	<p>インターネットを利用した著作物の流通に関しては、既存のメディアと同視できない形態の流通が発現していることから、適法に著作物を流通させるべく、現行法における課題、簡便な許諾方法等の検討を行う必要がある場面は多く存することは理解できます。</p> <p>しかしながら、現在インターネットを会して多数行われている違法な著作物の流通(無許諾送信行為)を防止する方法の検討が併せてなされていないことについては、疑問視せざるを得ません。インターネット等を利用した著作物の流通においては、正規ビジネスの「競合者」が、ファイル共有ソフトや動画投稿サイトなどを悪用した無許諾送信行為である場合が少なくない状況にあることから、コンテンツの適法な流通の促進を求める視点で検討がなされるのであれば、その前提として、現在多数行われている違法な流通への対策は必須であり、このことから、権利者が簡便かつ迅速に違法流通対策を実施できるような法整備について、デジタルコンテンツ流通促進法制の整備に先んじて実施されることを望みます。</p>	<p>社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会</p>
II-8	<p>P10の「4 検討結果」の方針に賛成である。すなわち、P6～7の「(3) 本小委員会に検討の方向性」にあるように、権利者不明の場合の制度的措置について、できる限り早期に実施に移すよう検討する、との方針に賛成する。なお、「デジタルコンテンツ流通促進法制」について、新法・特別法の制定が必要なのか、あるいは、必要に応じて著作権法を改正することにより対応するのか、については、新法等の検討それ自体を否定するものではないが、コンテンツをひとくくりにして議論するのではなく、コンテンツの分野ごとに、二次利用の実態を踏まえて議論すべきである。</p> <p>(参考意見)</p> <p>なお、本節の各論に関して当会内で示された個別の意見を参考までに記しておく。但し、各種の意見を併記しているため、表現等に統一性がないことをご容赦いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「過去にインターネット以外の流通媒体での利用を想定して製作されたコンテンツを、インターネットで二次利用するに当たっての著作権法上の課題」(P.2、1-(1)-①)については、例えば「専ら放送事業者が放送のための技術的手段として製作する映画の著作物」(いわゆるTV局が製作するTVドラマなど)はインターネットの利用について権利を有さないが(著作権法29条2項)、このような状況は本来、著作権契約で手当てすべきものであったはずで、過去の契約の不備を著作権法によって補正することは流通の経済的利益のみを追求することになり、著作者の人格的意図の尊重という著作権法の側面をないがしろにする懸念がある。 ・「インターネットを活用して創作が行われるなど「制作」や「流通」の概念で分けることが困難な形態や、不特定多数が関わって創作、利用が行われる形態」(P.2、1-(1)-①)とは「2ちゃんねる」から生まれた「電車男」などが代表例であろうが、これもサイト運営者と書き込みを行う者との間できちんとした契約が結ばれていれば解決される問題である。例えば、職務上の著作物や映画の著作物のように法律が存在せずとも、当事者に契約意識があれば権利は整理されるのではないか。 ・「一任型による集中管理」「非一任型による集中管理」が例に挙げられているが(P.5、2-(1)-①)、集中管理に適する著作物は「市場の必要性」と「管理費用の問題」を考えれば「経済的価値を有する著作物」に限られることになる。製作者と利用者が限られる分野(放送など)では、なんらかの公的な慣性を与えられれば機能するビジネスモデルになり得るのではないか。 ・「ストレージサービス」(P.8、3-(2)-①)は、「デジタルコンテンツ流通促進」の問題ではなく「私的使用」の範疇で考慮すべきである。 ・この節には触れられていないことであるが、オンラインでの流通には合理的な契約手段が望まれる。すなわち二次利用、転売などに関する取り決めを譲渡/購入に際してすることが必要であるので、契約の中味、契約書の雛形、契約の技術的手法(ワンクリック契約でよいか)などを提案し、また法律上の手当てをすることを検討していただきたい。 	<p>日本弁理士会</p>

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

II 第1節「デジタルコンテンツ流通促進法制」について

	意見	個人/団体名
	<p>・中間報告書では、検討課題中(1)(2)はコンテンツの流通促進に関する課題を中心に検討し、(3)について、違法コンテンツへの対策強化について検討されているが、中間報告においては、(3)に関する報告がほとんどされていない。ネット上の違法コンテンツに対する対策についての具体的な対策が打ち出されないまま流通を促進すれば、新たな違法コンテンツの連鎖を生むのは明白である。ネット権や包括的なフェアユースという各論に移る前に、違法コンテンツの対策に関する議論をもっと尽くすべきであると考えている。更に、コンテンツ創作ツールが発達しつつある今日において、ネット上での創作は「誰でも手軽」にできる。これは逆を返せば、既存の著作物に対する改変も容易に行われるということでもある。実際、放映されたアニメーションを改変した創作等が無数に動画投稿サイトに掲載されている。</p> <p>・二次利用の許諾の問題が2(2)で検討されているが、(P8近辺)権利者や権利者へのアクセスが不明な場合がネット上では多々みられる。コメントでは、セーフティネットとして裁定制度の運用改善などが挙げられているが、個人や零細企業にとって、コンテンツ利用を事業の種とする場合に、裁定を請求する手間やコスト、裁定結果を待つだけの時間的余裕がないのが現実である。裁定制度ではなく、所定の申請を行えば、暫定的に利用できるなど申請(あるいは登録)などの簡便なルールでの二次利用への扉を開くことの検討も含めるべきである。</p> <p>・第2節のACCSの報告にもあるとおり、違法コンテンツによる被害が現に億単位での損害が認識されている以上、これを放置した状態で、コンテンツの流通促進を行ったところで、国内のコンテンツ産業の興隆に繋がるとは思えず、本来目指すべき知的財産権立国というビジョンにも程遠いのではないか。</p>	
II-9	<p>障害者等への緊急災害時の情報保障はいまだに不十分である。対応策として放送事業者以外の第三者が緊急災害発生時等に、放映中や放映済みのテレビ番組について、視覚障害者等向けの音声解説や聴覚障害者等向けの字幕や手話を付与して送信することなど、最新のデジタルネットワーク技術を使うことで十分可能となってきた。すでに聴覚障害者向けのリアルタイム字幕や、視覚障害向けの点字データ、録音図書の音声データの公衆送信については、著作権法上も著作権者の許諾なしでも可能とされているが、その利用対象者の範囲等については著作権法上の制約として限定的なものとされている。緊急災害時の情報保障は生命・財産の保護に関わる喫緊の課題であり、著作権法上の対応が早急にされるべきである。そして、この件については必ずしも個別の限定列挙的な権利制限規定によらずとも、緊急時の人命保護等に関わるという場面を考慮するならば、知的財産戦略本部等で検討されている「包括的な権利制限規定(日本版フェアユース規定)」により対処することが可能であるし、「フェアユース」の理念そのものにも合致するものとする。</p>	障害者放送協議会
II-10	<p>権利者不明の場合の対応について「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」の中間整理において新たな制度が提案されていますが、「中間まとめ」にあるように、速やかに実施することが必要だと考えます。</p>	日本放送協会
II-11	<p>コンテンツ流通の促進は、コンテンツの豊富化に繋がる形で検討すべきであり、具体的には、権利者自らが行うビジネスの活性化及び権利の集中管理事業によって達成すべきであると考えている。</p> <p>レコード製作者は、自らが製作した原盤を用いて様々なビジネスを展開し、そこで得られた収益を振り所として新たな原盤製作を行っている。</p> <p>他方、放送番組のネット利用など、利用者からのニーズが大きく、かつレコード製作者自らのビジネスと競合しない利用形態については、当協会において、許諾権の集中管理事業を実施しているところである。「デジタルコンテンツ流通促進法制」を検討するに当たっては、流通促進の要請にのみ捕らわれるのではなく、コンテンツ創作を担う権利者への影響にも目を向ける必要がある。仮に許諾権が報酬請求権に切り下げられた場合、利用者は権利者との使用料交渉が整わなくても利用を継続することができるため、権利者の使用料交渉能力は著しく減殺される。</p> <p>コンテンツ流通を促進するためには、民間レベルでのビジネスモデル・権利処理モデルの構築が重要であり、「デジタルコンテンツ流通促進法制」の検討においても、利用者側の意見に偏ることなく、権利者側の視点にも配慮した丁寧な議論が必要である。</p>	社団法人 日本レコード協会
II-12	<p>権利者不明著作物における一定の条件での利用をまず速やかに認めていくべきとの貴委員会の結論に賛成する。</p> <p>全世界で急速に展開するインターネットエコノミーの進展は、社会経済のあり方を根本的にかえつつある。世界第2の経済大国である日本がデジタルコンテンツ流通においてこの進展の速度に遅れることの内容、その他の項目についても、貴委員会の中間まとめに基づき、各国法制度との調和を図りながら迅速な法的な手当てを進めることが必要と思料。</p>	マイクロソフト株式会社

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

II 第1節「デジタルコンテンツ流通促進法制」について

	意見	個人/団体名
II-13	<p>【要旨】 本中間まとめは、昨年の法制問題小委員会「平成19年度・中間まとめ」(以下「平成19年度中間まとめ」という)等の引用に終始し、同小委員会による独自の検討がほとんどなされていないおどろきのものと言わざるを得ない。また、本中間まとめは、同小委員会がデジタルコンテンツ流通促進法制に関して実態調査を依頼した結果、本年度第2回同小委員会(平成20年4月24日)に提出・報告された(株)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「インターネットの普及に伴う著作物の創作・利用形態の変化について」(以下「本報告書」という)等のうち、平成19年度中間まとめの内容に沿わない部分について、一切記載していない。その結果、本中間まとめは、デジタルコンテンツ流通促進法制について多岐にわたる課題を、平成19年度中間まとめにおいて特に検討すべき課題であるとして整理した権利者不明の場合の対応のみに矮小化し、デジタルコンテンツ流通促進法制として、権利者不明の場合に関する制度さえ整備すれば、問題が解決するかのよう議論を歪曲しているように非常に危惧される。</p> <p>このような本中間まとめは、知的財産戦略本部「知的財産推進計画2007」及び「知的財産推進計画2008」で求められている世界最先端のデジタルコンテンツ流通促進法制の整備の不明の場合の制度的措置のみに拘泥することなく、世界最先端のデジタルコンテンツ流通促進法制としてふさわしい、より十分な検討を行った上でのあるべき制度の検討を早急に進めるよう切望する次第である。</p> <p>【本文】 「知的財産推進計画2007」は、「デジタル化や国際化が進展し、本格的な知の大競争時代を迎えているが、コンテンツ分野においては、依然世界のスピードある変化に対応できていない等の我が国の問題点を克服し、今後、コンテンツ産業の国際競争力を強化するためには、「新しい保護ルールや流通環境を時代に先んじて整える」必要がある」という問題意識から、世界「最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度を2年以内に整備する」と宣言した(89頁)。同計画に引き続き、「知的財産推進計画2008」も、「最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度を1年以内に整備する」と決した(11頁)。このように、デジタルコンテンツの流通促進は、我が国の喫緊の課題であり、政府の方針として、時代に先んじた最先端の法制度による解決策を早急に、かつ真摯に検討する必要がある。</p> <p>しかしながら、本中間まとめ第1節「デジタルコンテンツ流通促進法制について」の内容は、一見して分かるように、その大部分が既存の資料の引用ないし繰り返しに過ぎないと言わざるを得ない。</p> <p>すなわち、本中間まとめは、まず、デジタルコンテンツ流通促進法制に関するこれまでの検討の経緯として、平成19年度中間まとめにおける整理を引用し(2-3頁)、最近の動向として、デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について<検討経過報告>」及び「知的財産推進計画2008」を引用し(3-4頁)、また、当フォーラムの『ネット法』構想を紹介している(4頁)。次に、コンテンツの二次利用の円滑化に関する課題についてのこれまでの検討として、再度平成19年度中間まとめを引用する(4-6頁)とともに、過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会「過去の著作物等の利用の円滑化方策について(中間総括)」(以下「中間総括」という)を引用している(6頁)。そして、最終的な結論として、同小委員会「中間整理」(以下「中間整理」という)の検討結果をほぼそのまま引用している。</p> <p>このように、本中間まとめには、法制問題小委員会による独自の検討結果はほとんど記載されていない。そのため法制問題小委員会が、自ら、デジタルコンテンツ流通促進法制について、様々な観点から客観的かつ十分に検討したものか疑わしいと言わざるを得ない。</p> <p>そればかりか、本報告書や中間総括において明確に指摘されている事項のうち、上記平成19年度中間まとめの内容に沿わない部分は本中間まとめでは一切記載されていないという点が指摘されるべきである。</p> <p>すなわち、本中間まとめは、まず、著作権契約に関しては、権利の集中管理や関係者間のルール形成が進んでいる中では、権利者の所在不明等の場合の利用円滑化方策が特に検討されるべき課題であるとの平成19年度中間まとめにおける整理を述べている(2頁)。そして、「2 コンテンツの二次利用の円滑化に関する課題」の項目において、権利者の所在不明等の場合以外について、例えば、著作権等管理団体に権利を委託している場合には、「一定の使用料を支払うことにより、二次利用について、ほぼそのまま許諾が得られる仕組みとなっている」(5頁)と平成19年度中間まとめを引用し、また、放送番組の二次利用に関する問題の分析資料として「二次利用の許諾が得られないことは少なく」、「不当な理由による許諾の拒否」は実例には見当たらなかったと中間総括を引用している(6頁)。</p>	デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

II 第1節「デジタルコンテンツ流通促進法制」について

意見	個人/団体名
<p>このように、本中間まとめは、多数権利者が関わるコンテンツでも、権利者の所在不明の場合以外では、問題が殆ど存在しないという平成19年度中間まとめの内容そのままに沿って記述されている。</p> <p>しかしながら、まず本報告書は、例えば、音楽については、「レコードやCDから既存の楽曲をBGM等として利用しようとしても、原盤権の問題が出てくるため、…原盤権者の許諾を得なければ利用できず、個別に各社と協議するかたちとなり、現実的ではない」とし、音楽以外のジャンルについては、「著作権等管理事業者があまり機能していないため、個別の利害調整が必要になり、調整し得る幅も狭くなる」と指摘している(15頁)。さらに、著作権等管理事業者が翻案権を預かっていないことから、例えば、若いアーティストが既存曲のサンプリングを伴うヒップホップをネットで発表する際、「サンプリング元のアーティスト本人に許諾してもらうことは困難」であるとの指摘もなされている(18頁)。このように、本報告書では、権利不明以外の場合であっても、(著作権等管理事業法に基づく一任型による集中管理がなされているコンテンツも含めて)二次利用について問題が存在することが明確に指摘されている。</p> <p>また、中間総括においては、権利の集中管理や関係者間のルール形成が「取り組まれている」ものの(14頁)、かかる取組の「過去のコンテンツに対する効果は限定的である」と指摘されている(15頁)。このように、権利の集中管理や関係者間のルール形成は過去のコンテンツの流通に関して十分なものではないことは中間総括においても示されている。</p> <p>さらに、「二次利用の許諾が得られないことは少なく」、「不当な理由による許諾の拒否」は実例に見当たらなかったという中間総括に関する上記引用については、そのような記載自体は中間総括において見受けられるものの、具体的な根拠は何ら示されておらず、かえって、「ワーキングチームにおいて調べた限りでは」と過去著作物等小委員会による調査が限定的であったことが示唆されている(中間総括12頁)。そして、中間整理に添付されている同小委員会実施の関係者ヒアリングの「ヒアリング者一覧」によれば、その対象者これらの点からすれば、法制問題小委員会としては、デジタルコンテンツ流通促進法制を真に検討するのであれば、平成19年度中間まとめの内容に拘泥するのではなく、権利者の所在不明等以外の場合に関して、十分な資料・立法事実を再度様々な視点から客観的に立ち返った検証を、例えば、本報告書に記載されている「著作物の流通を考えると、本来は許諾がなくても利用でき、必要な使用料を支払う報酬請求権の方が向いている」(16頁)等の指摘も踏まえて行うべきである。しかしながら、本中間まとめはこれからの指摘を一切捨象していることからしても、そのような検証をあえて行っていないものと言わざるを得ない。</p> <p>続いて、本中間まとめは、「3 インターネット等を活用した創作・利用に関する課題」の項目において、本報告書を引用しながら、記述を行っている(7-10頁)が、本報告書では、例えば「特定の著作物について、製作に参加を約束する場合、様々な著作者が製作者に帰属することとし、対価や保証についても規定することで、1箇所に権利を集中するという方法はある」等、かかる課題に対する具体的な対応策を記載している(37-39頁)。しかしながら、本中間まとめでは、「生じている現象と主な原因の分析」を述べた上で(7-9頁)、「コンテンツ流通にかかるビジネスがあまり進展していない原因は必ずしも現行著作権法のみにあるわけではなく、しっかりとしたビジネスモデルがないこと等にもその原因がある」との本報告書の指摘に留意すべきであるとのみ結論づけている(9-10頁)。</p> <p>法制問題小委員会としては、デジタルコンテンツ流通促進法制を真に検討するのであれば、生じている問題の単なる原因の分析のみならず、実務上の困難をも十分に考慮した具体的な対応策を検討してしかるべきである。しかしながら、本中間まとめは、上記のように本報告書に示された具体的な対応策については一切触れていないことからすると、そのような検討をあえて行っていないと言わざるを得ない。</p> <p>そして、本中間まとめは、最後の「4 検討結果」の項目において、「『デジタルコンテンツ流通促進法制』として問題意識を持たれている課題には複数の検討の観点が含まれており、それに関連する改正事項も非常に多岐にわたっている。また、権利制限規定の切り口の見直しなど、今後新に検討すべき改正事項が生じる可能性のある問題もある」と課題が多岐にわたることを指摘している(10頁)。</p> <p>本中間まとめは、かかる指摘に続けて、「このように、この課題をより広く捉える観点から、『デジタルコンテンツ流通促進法制』については、本節2(3)で触れた事項について、まず、速やかに実現に移されるべきである」と結論づけている(10頁)。しかしながら、課題が多岐にわたることと、「本節2(3)で触れた事項」、すなわち権利者不明の場合の制度的措置についてのみまず速やかに実現に移すべきであることが、論理的につながらないことは明らかである。</p> <p>上記のように、本中間まとめが平成19年度中間まとめの内容に沿ってのみ記載がなされ、それに反するものは一切捨象されていること等からすると、法制問題小委員会は、デジタルコンテンツ流通促進法制に関する多岐にわたる課題を、特段の理由も無く、権利者不明の場合のみに矮小化し、デジタルコンテンツ流通促進法制として、権利者不明の場合に関する制度さえ整備すれば、問題が解決するかのよう議論を歪曲してしまっているのではないかと評価せざるを得ない。</p> <p>中間総括4頁において引用されている外国の法制度を見ても、権利者不明の場合の制度の整備は、当然行われてしかるべきものであって、上記の「知的財産推進計画2007」及び「知的財産推進計画2008」で求められている世界最先端のデジタルコンテンツ流通促進法制の整備と評価できないものと言わざるを得ない。このような結論は、法制問題小委員会の検討方針として不十分且つ不適切なものであると言わざるを得ない。</p>	

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

II 第1節「デジタルコンテンツ流通促進法制」について

	意見	個人/団体名
	<p>なお、本中間まとめは、当フォーラムの提唱している『ネット法』構想について、近時の動向として紹介し、「他の创作者の権利行使は制限される」としている(4頁)。</p> <p>しかし、『ネット法』構想は、そもそも创作者の実質的な権利の保護を図るためのものであるにもかかわらず、その権利を制限することを目的とする制度であるかのような記載がなされている。また、ネット権者又は許諾を得た者の利用等が権利者の名誉・評価等を害する場合等には、その権利者は異議を述べられるものとするを想定しているのであって、権利行使の制限される範囲は限定的であるにもかかわらず、上記のように、创作者の権利がなんら限定無く奪われるかのような誤った紹介が行われている。強く抗議の上、修正を求めるものである。</p> <p>この箇所。の記載は、『ネット法』構想に関する不十分かつ不正確な理解に基づくものであるというべきであるが、当フォーラムに対して、これまでに法制問題小委員会からヒアリングやその要請等がなされたことは一切ない法制問題小委員会がデジタルコンテンツの流通促進法制について真に検討するのであれば、例えば当フォーラムに説明を求める等することが望ましいはずであるが、当フォーラムがヒアリングを受ける機会等がなかったことから、このような誤った認識に基づいた検討が行われてしまったのではないかと危惧するものである。</p> <p>当フォーラムとしては、法制問題小委員会が、権利者不明の場合の法制度的措置のみに拘泥することなく、「最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等」としてふさわしい、踏み込んだ制度の検討を早急に進めるように切望する次第である。</p>	
II-14	<p>(全体として)</p> <p>「デジタルコンテンツ流通促進法制」の必要性はテレビ番組に限ったものではない。「過去のコンテンツ」でありネットでの二次利用を望まれる(そして現在なかなか流通が進まない)ものの代表としては確かにテレビ番組が想定されるところだが、実際問題として音楽・映像分野でも海外に遅れを取っているのが現状である。</p> <p>単純に、海外での配信サービスが日本に上陸しても、本国と同様のカタログを維持できないのは(国による権利関係の違いが原因とは言え)ユーザーから理不尽に映る。</p> <p>著作権分科会下の各小委員会では、この「流通促進法制」に関する議論を他の省庁の審議会での議論の経緯を見ながら行っているところだが、その多くはテレビ番組に限定して議論されたものである。著作権分科会がこの範囲に縛られる必要はなく、むしろもっと広い視野でこの問題を検討していくべきではないのか。</p> <p>著作権が関与する範囲も無論放送番組だけでなく、放送番組で指摘される流通阻害要因が他の著作物でも起こっていないのか精査することを望む。</p> <p>2 コンテンツの二次利用の円滑化に関する課題</p> <p>「デジタルコンテンツ流通促進法制」を放送番組に限って議論すること自体、妥当性を欠き議論を不当に矮小化するものと考えられる。その上「権利者不明等により契約交渉が用意でない場合の問題が中心課題」とするのは問題をさらに矮小化していると言わざるを得ない。多数の権利者が存在する際に一人でも許諾を拒否する者がいる場合こそが問題の本質であり、全員一致で権利行使するのではなく誰かが許諾をすれば流通できるような制度が望まれている。また、これは放送番組に限らず、音楽配信や映画配信ですらも同様の問題を抱えている。</p> <p>「権利者不明の場合に十分な調査をした上でも権利者が不明である場合に、一定の条件で利用を認める制度的措置について、早期に実施に移すべき」というまとめ自体には賛成である。しかもこれは保護期間の延長や「デジタルコンテンツ流通促進法制」に関係なく、単独の課題としても解決すべきものである。</p> <p>また、これだけでもまだ「流通促進」には不足である。海外で既に新しいビジネスモデルとして進み出しているサービスの内容を、日本で試せない(あるいはその権利を持っている者が試そうともしない)のが実情であり、だからこそ“権利制限すべき”との論が説得力を持つてしまうのである。</p> <p>権利を持つ者が自ら集中管理を実効性あるものにする努力を怠らないとするならば、現状のままでもデジタルコンテンツの流通促進は見込めるだろう。しかしそれがまだ不足していることは関係者の一致した見方だ。</p> <p>権利制限をも視野に入れた議論は権利者(特に著作隣接権者)に選択を迫る働きがあるのではないのか。その意味でも、放送番組に限った議論をすべきではない。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

II 第1節「デジタルコンテンツ流通促進法制」について

	意見	個人/団体名
	<p>3 インターネット等を活用した創作・利用に関する課題</p> <p>「インターネット等を活用した新たな創作・利用形態に関する課題について、委託調査により、関連事業者等が問題を感じている点を調査した結果、多くは著作権分科会の検討課題に含まれているが「ストレージサービス等についての法的評価の問題」が指摘されたとある。これはまさに司法で「カラオケ法理」が拡大しすぎていることによる。これに歯止めをかけ、インターネット上で提供されユーザーの利便を高めるサービスを「著作権侵害」から救う制度的方策を早く取るべきである。</p> <p>「現在の権利制限の切り口(私的領域かどうか、非営利無料かどうか等)と、実際に権利者の利益を不当に害するか否かの実態とが、乖離してきているのではないかとあるが、むしろこうした問題設定は複製をそのまま権利者の不利益とみなす考え方から来ているのであって、ここから脱却して素直に私的領域内あるいは非営利無料の複製をありのまま認めるべきである。その上で、本当に権利者のビジネスに不当な影響を及ぼす態様の複製について対処していく考え方で充分だ。</p> <p>社会通念からすれば、私的領域内・外あるいは営利・非営利のラインこそが、許される・許されないラインと合致しており、むしろ先の「乖離してきているのではないかとする著作権法上の伝統的な考えの方が乖離している」とすら思える。</p> <p>「不特定多数の者のマッシュアップによって制作が行われる場合について、今後生じてくる可能性のある問題点について、精査と研究を行うことが必要」とある部分については、賛成である。すぐにでも精査・研究を行なうべきであるし、そうした表現の妨げになるような障害はなるべく取り除く(あるいは適切なルールが出来よう促す)ことが必要である。</p>	
II-15	<p>著作権違法業者を取り締まれば良いだけの問題。なぜそれを放置して消費者に責任を丸投げするのか？疑問を乗り越えて呆れます。権利に対する怠慢も良い所。これによる冤罪発生時の責任をどう取ってくれるのか？仮にこのような問題だらけの法を施行するならば、その時の補償制度は整っているのでしょうか？</p>	個人
II-16	<p>全体として</p> <p>「デジタルコンテンツ流通促進法制」の必要性はテレビ番組に限ったものではない。「過去のコンテンツ」でありネットでの二次利用を望まれる(そして現在なかなか流通が進まない)ものの代表としては確かにテレビ番組が想定される場所だが、実際問題として音楽・映像分野でも海外に遅れを取っているのが現状である。</p> <p>単純に、海外での配信サービスが日本に上陸しても、本国と同様のカタログを維持できないのは(国による権利関係の違いが原因とは言え)ユーザーから理不尽に映る。</p> <p>著作権分科会下の各小委員会では、この「流通促進法制」に関する議論を他の省庁の審議会での議論の経緯を見ながら行っているところだが、その多くはテレビ番組に限定して議論されたものである。著作権分科会がこの範囲に縛られる必要はなく、むしろもっと広い視野でこの問題を検討していくべきではないのか。著作権が関与する範囲も無論放送番組だけでなく、放送番組で指摘される流通阻害要因が他の著作物でも起こっていないのか精査することを望む。</p> <p>第1節 「デジタルコンテンツ流通促進法制」について 2 コンテンツの二次利用の円滑化に関する課題について</p> <p>「デジタルコンテンツ流通促進法制」を放送番組に限って議論すること自体、妥当性を欠き議論を不当に矮小化するものと考えられる。その上「権利者不明等により契約交渉が用意でない場合の問題が中心課題」とするのは問題をさらに矮小化していると言わざるを得ない。多数の権利者が存在する際に一人でも許諾を拒否する者がいる場合こそが問題の本質であり、全員一致で権利行使するのではなく誰かが許諾をすれば流通できるような制度が望まれている。また、これは放送番組に限らず、音楽配信や映画配信ですらも同様の問題を抱えている。</p> <p>「権利者不明の場合に十分な調査をした上でも権利者が不明である場合に、一定の条件で利用を認める制度的措置について、早期に実施に移すべき」というまとめ自体には賛成である。しかもこれは保護期間の延長や「デジタルコンテンツ流通促進法制」に関係なく、単独の課題としても解決すべきものである。</p> <p>また、これだけでもまだ「流通促進」には不足である。海外で既に新しいビジネスモデルとして進み出しているサービスの内容を、日本で試せない(あるいはその権利を持っている者が試そうとしない)のが実情であり、だからこそ「権利制限すべき」との論が説得力を持つてしまうのである。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

II 第1節「デジタルコンテンツ流通促進法制」について

	意見	個人/団体名
	<p>権利を持つ者が自ら集中管理を実効性あるものにする努力を怠らないとするならば、現状のままでもデジタルコンテンツの流通促進は見込めるだろう。しかしそれがまだ不足していることは関係者の一致した見方だ。</p> <p>権利制限をも視野に入れた議論は権利者(特に著作権隣接権者)に選択を迫る働きがあるのではないか。その意味でも、放送番組に限った議論をすべきではない。</p> <p>第1節「デジタルコンテンツ流通促進法制」について 3 インターネット等を活用した創作・利用に関する課題</p> <p>「インターネット等を活用した新たな創作・利用形態に関する課題について、委託調査により、関連事業者等が問題を感じている点を調査した結果、多くは著作権分科会の検討課題に含まれているが「ストレージサービス等についての法的評価の問題」が指摘されたとある。これはまさに司法で「カラオケ法理」が拡大しすぎていることによる。これに歯止めをかけ、インターネット上で提供されるユーザーの利便を高めるサービスを「著作権侵害」から救う制度的方策を早く取るべきである。</p> <p>「現在の権利制限の切り口(私的領域かどうか、非営利無料かどうか等)と、実際に権利者の利益を不当に害するか否かの実態とが、乖離してきているのではないかとあるが、むしろこうした問題設定は複製をそのまま権利者の不利益とみなす考え方から来ているのであって、ここから脱却して素直に私的領域内あるいは非営利無料の複製をありのまま認めるべきである。その上で、本当に権利者のビジネスに不当な影響を及ぼす態様の複製について対処していく考え方で充分だ。</p> <p>社会通念からすれば、私的領域内・外あるいは営利・非営利のラインこそが、許される・許されないラインと合致しており、むしろ先の「乖離してきているのではないかとする著作権法上の伝統的な考えの方が乖離している」とすら思える。</p> <p>「不特定多数の者のマッシュアップによって制作が行われる場合について、今後生じてくる可能性のある問題点について、精査と研究を行うことが必要」とある部分については、賛成である。すぐにも精査・研究を行なうべきであるし、そうした表現の妨げになるような障害はなるべく取り除く(あるいは適切なルールが出来るよう促す)ことが必要である。</p> <p>(以上、文言は中間まとめ概要より引用した。)</p>	
II-17	<p>「デジタルコンテンツ流通促進法制」について(2ページ)</p> <p>音楽はもとより、映画や放送番組の配信も始まりつつあり、インターネット上に安全な環境が確保され、消費者ニーズを掴んだ既存の流通市場との役割分担が明確なビジネスモデルが生まれれば、自ずとコンテンツは流通します。ですから、インターネット上の安全な環境を確保する法制以外に特段の対応の必要性はないと考えています。</p> <p>民間の一提案である「ネット権」に言及していますが、「社会のために個人の権利を剥奪する」という、まるでナチスドイツさながらの提案を法制小委が取り上げたこと自体、私には信じられませんし、非常に著作者にとって危険であると感じました。このような提案は断じて取り上げるべきではありません。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

II 第1節「デジタルコンテンツ流通促進法制」について

	意見	個人/団体名
II-18	<p>●第1節「デジタルコンテンツ流通促進法制」について 1 検討の背景と経緯(3) 本小委員会の検討の方向性(7ページ) 「権利者不明の場合に、十分な調査をした上でも権利者が不明である場合に一定の条件で利用を認めていくべきである」という課題に対し、現在、裁定制度が用意されているが、その利用実績は低く、また、非営利団体や一般的なユーザが利用するにはコストが大きすぎる。そのため、非営利団体や一般的なユーザの利用に対しては、それに対応する裁定制度を用意すべきであると考え。 「権利者不明の場合の制度的措置については、できる限り早期に実施に移すよう検討する」とあり、この意見に賛成する。</p> <p>●第1節「デジタルコンテンツ流通促進法制」について 3 インターネット等を活用した創作・利用に関する課題(2)生じている現象と主な原因の分析(8ページ) ストレージサービス等における間接侵害に関する言及があるが、カラオケ法理という判例は過去のサービスに起因するものであり、現在のストレージサービス等において、参照すべき判例として正しいとは思えない。ユーザの利便性を高める視点から、間接侵害の見直しを含めた議論を行うべきである。</p> <p>●第1節「デジタルコンテンツ流通促進法制」について 4 検討結果(10ページ) デジタルコンテンツとして、テレビコンテンツを中心に検討がされていると考えられるが、デジタルコンテンツには、例えば、映画や音楽も含まれており、海外で展開されているサービスが国内で展開されない理由について、その問題を明らかにし解決を図るべきであると考え。</p>	個人
II-19	<p>この項目については、総じてこれらの見直しを大きく進めていく事に賛成する。これらの見直しに対しては、現在、政府の知的財産戦略本部や総務省などでも行われているような、「フェアユース」概念の導入について強く検討するべきであると考えられる。</p> <p>特に、金銭的利益を目的としないような場合、特に私的領域での利用だけでなく、ある作品への批評的活動、研究活動、ファン活動、その他直接的に利益を害さないと考えられるような場合については、米国的フェアユースの概念よりもより広くフェアユースの概念を捉えなおし、不特定多数による作品を一定以上の範囲で利用を可能とすることによって、著作権法の本来の意義である「文化の発展に寄与すること」を実現するべきである。</p> <p>少なくとも現行の著作権法において、著作者の同一性保持権を強く認めている部分については、見直しを図らなければならないと考えられる。 個別具体的な部分について以下より示す。</p> <p>「3. インターネット等を活用した創作・利用に関する課題」について 8～10ページ ストレージサービスやネットを通じた遠隔地放送閲覧サービスなどは、これを基本的に個人が利用し、個人がそれを享受するかぎりにおいて、私的領域での著作物の使用にすぎず、これは全て認められるべきである。またそれについて、業者がある種のシステム上の便宜を図ることも認められなくてはならないと考える。</p> <p>過去のような著作物利用において、基本的に著作権者が定めたメディアのみが著作物の使用のためのメディアであるとされてきた時代とはまったく違い、現在はさまざまなメディアを各個人が自分その利用方法に合わせて選択する時代であり、過去のようにメディアと著作物が直接結びついていた時代はまったく過ぎ去ったものであると考える。もちろん、複製を不特定多数に対し提供する行為は複製権の侵害であるといえるが、個人が自分自身で使用するために個人の使用する別のメディアへのコピーを行うという行為については、そもそも個人が個人のために、同一の著作物を複製する行為であるにすぎず、これを規制するのはまったく望ましくない。また、その行為を簡易にするためのシステムの提供について、何らかの規制を行うのは、技術的な進歩を防ぐばかりか、著作物の円滑な利用を妨げる行為であると言える。これは著作物の広範な利用を妨げ、文化の発展を阻害するものであるといえる。 むしろ、著作物を提供するときに、消費者に対して使用の許諾を与えているのはメディアとは切り離された「著作物」そのものであるという事を明確に法的に定義し、各消費者がメディアに関係なく、自分に使用の権利がある著作物を自分の好きなメディア上で自由に使用できるという事を明確にするべきであるとすら言える。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

II 第1節「デジタルコンテンツ流通促進法制」について

	意見	個人/団体名
II-20	著作権違法業者を取り締まれば良いだけの問題。なぜそれを放置して消費者に責任を丸投げするのか？疑問を通り越して呆れます。権利に対する怠慢も良い所。これによる冤罪発生時の責任をどう取ってくれるのか？仮にこのような問題だらけの法を施行するならば、その時の補償制度は整っているのでしょうか？	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
III-1	<p>第1 意見の趣旨</p> <p>プログラムの著作物のうち特にゲームソフトに関して、利用者による私的複製及び権利者による自主的取組みの実態等についてさらなる調査を行うべきである。また、仮に私的複製の範囲の見直しが検討される場合には、利用者保護の観点から、①複製の時点において違法複製又は違法配信の事実について悪意である利用者の行為に限って私的複製の範囲外とすること、②特に未成年者である利用者に対する適切な保護と指導を行うこと、などについて配慮されるべきである。なお、本件は多数の利用者に影響を与える事項であるため、包括的かつ慎重な検討を期待する。</p> <p>第2 意見の理由</p> <p>これまで私的複製の範囲の見直しについては私的録音録画小委員会における結論を踏まえることとされているところ、本中間まとめの第2節「私的使用目的の複製の見直し」(11頁～20頁)においては、プログラムの著作物等についても録音・録画と同様の検討が必要であるかについて検討を行い、結論として、「プログラムの著作物等の他の著作物の取扱いについては、このような周辺状況(1)も勘案しながら、また利用者に混乱を生じさせないとの観点にも配慮して、場合によっては、検討の熟度に応じて段階的に最終的な取扱いを判断していくことも視野に入れつつ検討を行っていくことが適当」であるとしている(17頁)。</p> <p>Winny等のファイル共有ソフトによって利用者間で交換されているファイルの多くが映像・音楽コンテンツであるにもかかわらず(2)、録音録画に関する私的複製の範囲の見直しについてさえ私的録音録画小委員会において結論が得られていない現状に照らすと、プログラムの著作物等、映像・音楽以外のコンテンツについて私的複製の範囲の見直しを行うことは時期尚早と言わざるを得ず、その意味で本中間まとめの前記結論は是認しうるものである。</p> <p>しかし、「知的財産推進計画2008」において、「コンテンツの利用を円滑化するため、次の事項について2008年度中に法的措置を講ずる。……b)違法複製されたコンテンツからの私的複製の許容範囲の見直し」(第4章3、② i)」と明記されていることから、少なくともその方向性について本年度中に一定の結論を得るべく、録音・録画を含めてさらに検討を加速することが必要であろう。</p> <p>本中間まとめの関係では、特にゲームソフトに関しては経済的な被害が大きいとの指摘がなされており(本中間まとめ15頁にて引用されているACCS提出資料)、また、ゲームソフトはアニメ・漫画と並んで我が国が強い競争力を有する数少ないコンテンツ分野であるため、コンテンツ産業振興の観点からも迅速な対応が求められている。</p> <p>ただ、本中間まとめが言及している実態調査の内容を見ると、Winnyによって交換されているファイル中、プログラム関連ファイルは約3%に過ぎないとするものがある一方で、24時間でNintendoDS用ゲームROMプログラムが27万ファイル以上も流通しているとするものもあり、利用者によるファイル流通の実態把握が不十分であるという印象を受ける。</p> <p>したがって、さらなる検討の前提として、プログラムの著作物のうち特にゲームソフトに関して、私的複製の実態についてさらに包括的な調査を行い、権利者の経済的損失及び利用者による利用実態の把握を進めるべきである。</p> <p>また、私的複製の範囲を制約する前提としては、利用者が手軽に安心して正規のコンテンツにアクセスできる環境が整備されていることが必要と考えられるが、音楽等に比べて、ゲームソフト等については適法な配信事業者が多数存在するという実態があるのかどうか必ずしも明確でなく、適法な配信事業の確立という点において、権利者をはじめとする業界全体の自主的取組みがさらに促進される必要がある。</p> <p>さらに、仮にゲームソフト等に関して録音・録画について議論されているのと同様の私的複製の範囲の見直しがなされる場合でも、利用者保護の観点から、以下の点に配慮がなされるべきである。</p>	日本弁護士連合会

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
	<p>まず、善意の利用者に対する保護が必要である。この点については、私的録音録画小委員会における論点整理においても、「法律においても、例えば違法複製物等からの録音録画であることを知って行う場合に限定することになっている」と記述されており、プログラムの著作物についても、複製の時点において違法複製又は違法配信の事実について悪意である利用者の行為に限って私的複製の範囲外とすることが必要である。</p> <p>次に、特にゲームソフトについては、その利用者の相当数が未成年者であると考えられることに対する配慮が求められよう。一般論として、未成年者が著作権法の詳細を知っているとは考えにくく、違法と適法の境界線の変更に対して直ちに適応することを期待するのは無理がある。したがって、仮に私的複製の範囲の見直しがなされる際には、著作権法についての啓蒙活動のほか、警告に先立って適法なサイトに誘導するなど謙抑的な権利行使の工夫、さらに法的な権利行使の際にもその表現・方法等について教育的配慮を加味するなど(3)、未成年者である利用者に対する適切な保護と指導の観点が必要であろう。</p> <p>【脚註】</p> <p>(1) 私的録音録画小委員会における検討は、私的録音録画補償金制度の見直しを主たる検討事項として行われてきた経緯があり、私的複製の範囲の見直し以外の検討事項も含めた同小委員会全体の取りまとめが行われていこと等。</p> <p>(2) 本中間まとめ14頁に引用されている調査によると、Winnyを通じて流通しているファイルの19%が映像関連ファイル、13%が音楽関連ファイルであるとされている。</p> <p>(3) 単に権利行使を告知するだけの内容とせず、著作権法の内容や、侵害行為によって権利者が被る損害、さらに権利行使を受けることにより利用者を生ずる負担・責任等について分かりやすく解説することなどが考えられる。</p>	
III-2	<p>ACCJが理解するところによれば、貴小委員会では、以下の行為を著作権法30条の下での著作権侵害に対する私的使用除外の適用範囲から除くことについて、検討を行うことが提案されています。</p> <p>(1)違法複製物からの私的録音録画 (2)違法配信事業から入手した複製物からの私的録音録画</p> <p>ACCJは30条の適用範囲を、適法的に入手された著作物の真の私的使用に限定し、悪徳ウェブサイトや悪用について無知である消費者にとっての法の抜け穴となる例外を許さないことに賛成致します。更にACCJは、過度に広範な解釈を避けるため、「私的使用」除外の適用範囲が十分に明確にされるよう求めます。</p> <p>また、ACCJは、貴小委員会では、コンピュータソフトウェアのような他の種の著作物の私的使用及び複製についての更なる検討を行うことが提案されていると理解しております。ACCJは貴小委員会の結論、すなわち、著作物に対するより強度な保護が求められるか否かについての更なる検討が必要であるという結論を支持します。これらの議論について予見し、ACCJは、貴小委員会が多種の著作物(例えば、音楽、動画、テレビゲーム、ソフトウェア)の間に差異を設けないこと、また、全ての著作物が私的使用除外の下で平等に扱われることを求めます。音声及び動画の違法な複製や配布に大きな関心が寄せられる傾向があるのは事実ですが、他方でコンピュータプログラムやその他の著作物も私的使用除外により悪影響を受けているのも事実です。</p>	在日米国 商工会議所 知的財産委 員会
III-3	<p>視覚障害者からの見解では、現在や今後流通する出版物や映像物に、はじめから点字や字幕、音声解説や副音声が付いていれば、この問題に対して要望することはないと思われる。現在一般に流通されている出版物や映像物には、障害者に配慮された情報提供がなされていない為、複製の必要性は非常に高い。</p> <p>利用者保護の取り組みとして、視覚障害者への配慮(音声解説、副音声)を重要視していただきたい。</p>	社会福祉法 人 日本盲人連 合会

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
III-4	<p>1 本委員会ではACCS等の調査を用いているが、この調査は、ファイルの内容を確認したものではなく、ファイル名から内容を判断するという愚を犯している。しかしながら、いわゆるファイル共有においては、ファイル名とファイルの内容が異なることが多く、これらの調査はファイル共有における流通の実態を正しく把握したものとは言い難い。このような不十分な調査をもとに判断することは早計と言わざるを得ない。</p> <p>2 指摘複製の見直しについて</p> <p>私的複製は、現在の著作権法上、権利者からの不当な訴訟提起から利用者を保護するセーフハーバーとして非常に重要であり、安易にその範囲を減縮することは許されない。現在、ダウンロードの違法化が検討されているようであるが、以下の理由で、このような立法は許されるべきはない。現在、MYUTA事件など、ストレージサービスとして当然許されるとされてきたサービスについて違法視する判決があり、この判決を前提にすれば、単なるストレージサービスの利用者までが違法視されることになり、影響範囲が広すぎる。また、ダウンロードの違法化については、ファイル共有で流通しているファイルについて売り上げを減少することはなく、音楽等については増加傾向すらあるとの研究成果が経済学の分野から起こっているように、複製可能を直ちに権利者の損害と考えるべきではない。</p> <p>現在、ストリーミングについては違法化の対象外とすると聞いているが、法的にダウンロードかストリーミングかについて明確な定義はなく、ダウンロードのみを対象とする合理的な理由もない。不明確な根拠による規制は許されない。また、ダウンロードの違法化は、ネットワークを監視することにつながり、通信の秘密を形骸化することになる。特に刑事処罰が規定されれば著しい。また、強大な企業が、利用者に対して訴訟提起を起こすことを可能にし、弱小な利用者には多額の訴訟コストを負担させることが予想される。また、ダウンロードの違法化を求めているのは、ほぼ一権利者団体でだけあり、流通全体から見てもごく一部である。一部の著作権者のために数億人の利用者を与える不利益は著しい。</p> <p>そもそも、本件の問題は、国際的な取り組みにより、中国をはじめとする違法な著作物の公開サイトや安易に解析可能なセキュリティ技術しかないソフトウェアベンダーに対する取り組みによっておこなわれるべきことであり、利用者にはその責任を転化するべきではない。</p>	MPO法人ソフトウェア技術者連盟
III-5	<p>音楽の著作物のデジタル配信や利用が進む中で、権利者の権利を保護する観点から「して使用目的の複製の見直し」が検討されています。学術著作物においても研究成果としての学術論文が電子ジャーナルとして提供されており、教育や研究に携わる利用者は年間契約を行っていない学術雑誌に掲載されている論文を有料でダウンロード利用しています。ダウンロードされた論文は、必要に応じて私的な範囲で複製利用されるのが一般的です。「私的使用目的の複製の見直し」の議論が、こういった一般的な学術著作物の利用形態の妨げにならないよう十分に注意して検討を進めていただければ幸いです。以上</p>	社団法人情報科学技術協会

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
III-6	<p>【意見の要旨】</p> <p>1. スリーステップテストの明文化 「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、著作権者の正当な利益を不当に害しないこと」の条件(スリーステップテスト)を充足する場合に限り、複製が制限される旨を著作権法30条1項柱書に明記することを要望いたします。</p> <p>2. 複製抑止目的の暗号化技術の著作権法上の位置づけの再検討 暗号化技術は、視聴制限手段としても、上映制限手段としても、複製制限手段としても用いることができますので、複製制限手段として用いられている暗号化技術の著作権法上の位置づけをご再考くださいますよう要望いたします。</p> <p>【理由】</p> <p>1. スリーステップテストの明記について デジタル複製技術の進歩とインターネットの普及により、誰もが簡単に、デジタルコピーを大量に作成し配布することが可能になりました。このような現状を十分に考慮したうえで、私的複製の在り方全般の見直しを行うことを要望いたします。 現行著作権法の制定過程をみると、昭和41年の文化局試案では「ただし、著作権者の経済的利益を不当に害する場合には、この限りではない。」との但書がありました。しかし、なぜかその後の制定過程でこの但書がなくなっています。しかし、スリーステップテストの条件を満たすことは条約上の要請ですので、著作権法30条もこの条件を満たす必要があります。 ところが、「本中間まとめ」9頁で指摘しているように、現在では「私的領域であっても大規模な著作物利用が行われることもある」状況が生じています。それゆえ、私的使用目的のみで権利制限するのでは、スリーステップテストの基準を充足しないおそれがありますので、その明文化は昭和41年当時以上に必要になっています。 また、罪刑法定主義との関係でこのような改正に消極的な見解も予想されますが、著作権法119条1項括弧書により、罪刑法定主義との抵触は生じ得ないと思われれます。 したがって、著作権法30条1項にスリーステップテストの条件を明記することを要望いたします。</p> <p>2. 複製抑止目的の暗号化技術の著作権法上の位置づけの再検討 技術は、様々な目的で活用できるもので、ある技術がどのような手段なのかは、その技術を利用する目的によって決まってくるものです。暗号化技術は、視聴制限手段としても、上映制限手段としても、複製制限手段としても用いることができます。 DVDビデオやBlu-rayに用いられている暗号化技術は、完全な形で複製することを制限する手段であり、その意味で複製制限手段です。 したがって、複製制限手段として用いられている暗号化技術の著作権法上の位置づけをご再考くださいますよう要望いたします。</p>	社団法人日本映像ソフト協会
III-7	<p>17ページに「私的録音録画小委員会の検討の成果を踏まえることを基本」としていますが、同委員会での検討の成果のうち、違法複製物又は違法配信からの録音録画の取扱いを著作権法第30条の適用対象外とすること(12ページ)については、違法な録音源・録画源から録音・録画した複製物が適法となるとは考えられないことから、そのことが法律上明らかになることについては賛成します。</p>	社団法人日本音楽著作権協会

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
III-8	<p>私的使用目的の複製に関して、録音・録画以外の著作物の私的複製についても、検討を行っていくことが適当との結論については、賛成です。</p> <p>当協会としては、中間まとめ中に記載されているACCSの報告どおり、ゲームソフトに関する被害は甚大であり、また、違法に送信可能化した者への対応も適宜行っているものの、被害が減る兆しはなく、その対応は限界に達しようとしています。</p> <p>現状、家庭用ゲーム機用ゲームソフトに関して言えば、対象ゲーム機を通じてアクセスできるウェブサイトからしかダウンロードできないため、適法・違法配信の峻別は容易であり、利用者は十分に保護されるものと考えています。</p> <p>ゲームソフトに関しては、従来のいわゆるゲームだけでなく、実用的な知識を得たりしつつ楽しむといった総合的なエンターテインメントとして、内容が多様化しており、その中には、録画物に含まれると解釈できる著作物もありますが、録画物に含まれないゲームソフト等も増えてきております。</p> <p>これらのことを斟酌していただき、指摘使用目的での複製の範囲の見直しに関しては、プログラムの著作物を含めていただきたく存じます。</p>	社団法人コンピュータエンターテインメント協会
III-9	<p>私的使用目的の複製について、補償金のある録音・録画の分野と、それ以外の分野を分けて議論されているが、コンピュータプログラムを分けて議論するべきではない。</p> <p>もとより、コンピュータプログラムも、近時は通常の場合デジタル方式で記録されているため、オリジナルと全く同じものを複製することが技術的に可能かつ容易である。</p> <p>社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会、社団法人日本レコード協会及び日本国際映画著作権協会の行った調査にもあるとおり、違法複製物や違法配信からの複製については、ビジネスソフト等のコンピュータプログラムも対象となっており、権利者の被害実態があることは否定しえない。</p> <p>さらには、パソコンが一家に一台という時代から、一人に一台、あるいは複数台という時代になり、私的使用の範囲が明確にされるべきであるとの要請は一層強まっている。</p> <p>コンピュータプログラムの開発を行う権利者の権利が適正に保護されるよう、私的使用目的の複製の範囲見直しにあたっては、ビジネスソフト等も含め、早急に検討を進めるべきである。</p>	社団法人コンピュータソフトウェア協会 法務・知財委員会
III-10	<p>主にP12「著作権法第30条の適用範囲の見直しに関する論点の整理について」およびP17「3 検討結果」</p> <p>違法といえる著作物の利用形態の判断基準を明示することは非常に重要であると考えます。</p>	国際企業法務協会
III-11	<p>私的複製の問題を録音・録画に限定することなく、プログラムの著作物の私的複製を著作権法30条の適用から外すとする検討の方向性については、懸念を感じる。</p> <p>まず、著作権法30条は個人または家庭内といった広く一般的な状況において適用される規定であり、プログラムの著作物(著作権法10条1項9号)という特定の著作物のみを格別に扱うことは、同規定の趣旨にそぐわないと思われる。加えて、何がプログラムの著作物にあたるのかは明確とは言いがたく、インターネットのサービスの利用者全般など、広範囲に混乱を招くおそれがあるといえる。さらに、ゲームソフト等の違法複製による被害の拡大傾向は読み取れるものの、末端の利用者の個々の複製行為を著作権法30条の対象から外したところで、問題の本質的な解決になるとは思えず、その実効性に疑義がある。</p>	ヤフー株式会社

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
	<p>なお、昨年の私的録音録画小委員会中間整理に対して弊社が提出した意見でも言及の通り、著作権法30条の適用範囲の見直しにあたっては、立法趣旨にたちかえり、また憲法の保障する表現の自由との調整が不可欠であるという観点から、慎重に検討を行っていただきたいと考える。</p>	
III-12	<p>私的使用目的の複製の見直しにあたっては、現在私的録音録画小委員会で検討されている「録音・録画物」に加え、プログラムの著作物もその範囲に加えていただくことを強く希望いたします。</p> <p>確かにプログラムの著作物のうち、ゲームソフトは「録画物」に含まれる著作物も多くあると考えておりますが、ゲームソフトの種類がエンターテインメント性の高いものから実用性を重視したものまで多様化したことによって「録画物」に含まれないものも少なからずあり、そもそもいわゆるビジネスソフトは含まれておりません。</p> <p>中間整理13頁2.以降に記載の通り、ゲームソフトを含むプログラムの著作物の被害は甚大であり、現行法下でも違法にアップロードされた著作物への対策について、権利者は心血を注いで取り組んでいます。</p> <p>中間整理16頁2.(3)①においては、「プログラムの著作物等においては、海外での実態について報告はあるものの、国内で同様の形態での流通実態があるかどうかについては、現時点では必ずしも詳細が明確になっていない」旨指摘されています。確かに、ユーザーが違法アップロードを行う形態の国内サイトでの違法流通実態は報告しておりませんが、当協会では、著作権法に公衆送信権が創設され施行された1998年より、当該形態でのプログラムの著作物の違法アップロードに関する対策を実施しており、2002年までに、3226件の削除要請を、また、1999年5月を皮切りに、11件の啓示的初の支援を、積極的に行ってまいりました。これらの活動を早期かつ集中的に実施してきたことによって、国内サイトでプログラムの著作物の違法アップロードを行うことは、行為者から「警戒」されるようになった経緯があり、その結果として同種の行為は、行為者が国内に居住する場合でも、多くは海外サイトで行われるに至ったものと思料しております。さらに、ファイル共有ソフトでは、当協会等の著作権関連団体が毎年調査しているアンケート調査の2007年の結果によると、9.6%がファイル共有ソフトを利用しており、そのうち27%が「Winny」を主なソフトとして利用しているとの回答を得ています。ファイル共有ソフト「Winny」における違法流通実態は、中間整理15頁2.(2)に記載されているとおり、プログラムの著作物も含まれており、当協会の他の調査によると、ファイル共有ソフト「Winny」の利用者は、日本国内に在住する日本人がほとんどであることが判明しています。このことから国内で違法な流通実態が相当程度大規模に存することは明らかです。</p>	<p>社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会</p>

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
	<p>また、中間整理16頁2.(3)②においては、プログラムの著作物については、適法・違法配信の別が判別可能となるような「利用者保護の取組みが十分に進められているとの状況は確認されていない」旨指摘していますが、当協会では、①プログラムの著作物の場合、かねてより、著作権者の意思により、無料等で頒布されるプログラムについては「フリーウェア」等と呼称され、他の有償で頒布されるプログラムの著作物とは流通形態・過程等が明確に峻別されていることが一般的であること、②ゲームソフト、ビジネスソフトに関わらず、一方で正規ビジネスとしてパッケージの形態等で流通・販売されているプログラムの著作物が、他方で入手費用が無料（または正規プログラムよりも安価）でダウンロードできる状況にある場合、そのプログラムが違法員アップロードされたことによってこのような状況が発生していること（少なくとも何らかの「不正」な状況下にあること）は、社会通念上、大多数の利用者に容易に推認できること、③現時点において、「Winny」等のファイル共有ソフトのネットワークが正規の著作物の配信に利用されている割合は無視できるほど低く、かつ、市販されているプログラム等が同ネットワークを介してダウンロードできる場合については、前記②と同様の観点から、少なくとも「不正」な状況であると言うことが大多数の利用者には容易に推認できること、④ビジネスソフト等のプログラムの著作物の違法配信者からは、ソフトウェアをインストール（複製）する際に必要となるユーザー固有の番号（シリアル番号、インストールキー等）が発行されないことなどの理由から、ユーザーによる適法・違法配信の識別は、極めて容易であろうと考えます。</p> <p>さらに、ビジネスソフトの場合は、海賊版購入後にコンピュータインストール（複製）して使用する必要があることが一般的なことから、海賊版の販売行為者を刑事事件等で摘発後、海賊版購入者に対して、インストール（複製）されたプログラムの削除要請等を実施できるため、本改正による実効性も確保できると思料しております。</p> <p>これらのことを勘案し、私的目的での複製の範囲の見直しに関しては、プログラムの著作物もその対象に含めていただくことを、重ねて要望いたします。</p>	
III-13	<p>私的複製の問題は、録音・録画に限定される問題ではなく、生じている被害の現状に鑑みれば、プログラムの著作物についても著作権法第30条の適用除外の議論の対象に含めることにつき、大きく異論はない。</p> <p>しかしながら、同30条の制度設計にあたっては、昨年の私的録音録画小委員会中間整理（特に違法複製物や違法サイトからの私的録音録画を第30条の適用除外とするの方向性）において当協会が言及したように、利用者の立場にも十分な配慮がなされることを望む。仮に、一定範囲の私的複製を同30条の適用除外とすべきとの結論にいたった場合であっても、利用者を与える影響の大きさを考慮し、著作権者等の権利行使が利用者への不意打ちとならないよう、具体的要件の明確化が必要であるとする。また、同様の趣旨から、同30条の適用除外のさらなる拡大についても、その検討には慎重を期すべきである。</p>	日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会
III-14	<p>(A) 録音・録画物</p> <p>中間まとめによれば、私的録音録画小委員会は違法コンテンツの複製（例えば、違法ダウンロード）も、適法複製（例えば、適法ダウンロード）も、いずれも第30条の適用対象から除外すべきと判断したとのことです。このアプローチをとると、違法ダウンロードは私的複製の例外に含まれないこととなり、適法ダウンロードは補償金の対象とならないこととなります。BSAはこの結論に賛成です。違法ダウンロードを私的複製という権利制限の範囲に含めることはこれまで例をみないことであり、有害なメッセージを市場に発信することになり、合法的ダウンロードサービスの価値を低下させることとなります。同様に、正当なダウンロードに課金することは、この行為の価値を低下させることになり、違法ダウンロードサイトに比べ、適法なオンライン配信をさらに競争上不利な立場に追いやることとなります。</p>	ビジネスソフトウェアアライアンス (BSA)

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
	<p>(B) ソフトウェア</p> <p>中間まとめによると、ソフトウェアについても第30条の範囲から除外すべきとの提案があったが、この除外に反対する者もいたとのことです。</p> <p>BSAは、ソフトウェアを第30条の適用範囲から除外することに賛成します。まず、ほぼ全てのソフトウェアの適法コピーにおいて、使用許諾契約書により当該利用者がソフトウェアを複製できる条件や程度を詳細に定めており、この遵守を条件として流通しています。この意味で、著作権の権利制限は無用であるうえ、使用許諾契約の条件と矛盾する場合には紛らわしく、また弊害を生ずる可能性もあります。次に、不正ダウンロード等の違法コピーについては、録音録画物の違法複製を第30条の適用除外にすべきと私的録音録画小委員会が判断したのと全く同様のことが、コンピュータ・プログラムについても当てはまります。</p> <p>第30条の除外に反対する意見は、ソフトウェア業界が利用者のソフトウェアの違法ダウンロードを止めさせるための努力不足を理由に挙げていますが、これは説得力を欠くものです。まず、ソフトウェア業界は、利用者の意識を高めるキャンペーンを通じ、また世界各国でインターネット・サービス・プロバイダーに対して侵害に関する多数の通知を配布することによって、利用者を教育する著しい努力をしてきました。次に、ソフトウェアの違法コピーをダウンロードする利用者が、間違いや無知が理由でダウンロードしているという証拠はまったくありません。そのような行為を、私的複製として適法であるとするのは市場に対し、不正ダウンロードをしても何ら問題ないという強いメッセージを示すことになってしまいます。それはソフトウェア業界にとって深刻な悪影響を及ぼします。</p>	
III-15	<p>P17の「3 検討結果」の方針に基本的に賛成する。なお、録音・録画以外の他の著作物、特にゲームプログラムに代表されるプログラムの著作物については確かに権利者の不利益が存在すると感じるが、そうだとすると直ちに30条の適用除外にすべきではなく、権利者と利用者に関する詳細な実態調査や30条適用除外にした場合に想定される問題につき、さらなる検討を進めるべきと考える。また、中期的には、録音・録画に限らず、プログラムの著作物等も含む、著作物等一般について、違法複製物等からの私的複製を30条の適用除外とすることにつき、一定の利用者保護を図りつつ検討することも必要と考える。</p> <p>(参考意見)</p> <p>なお、本節の各論に関して当会内で示された個別の意見を参考までに記しておく。但し、各種の意見を併記しているため、意見相互の整合性、表現の統一性を欠く部分があることをご容赦いただきたい。</p> <p>《積極意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違法複製物等の流通について、「日本からもアクセス可能な状態におかれている」ことは、サーバが海外のみに置かれていても、日本国内において権利者の利益を害するダウンロード利用が可能であることを意味する。国内での流通実態の詳細が明確であるか否かは、国内法の問題としては必要なことであろうが、国内において権利者の利益を害する可能性がある以上、現時点で何らかの方策を検討すべきではないのか。 ・ACCS調査報告にあるとおり、NDSソフトの全種類がダウンロード可能な状況にあるという現状がある。これまで、P2Pに関しては詳細な調査ができないとされてきたが、P2Pの交換ファイル測定プログラムの開発によって、明らかにされているようにその被害総額は億単位に換算できる。2006年には6000億円を超えた国内ゲーム市場において、このような被害は甚大であり、また、二桁成長を続ける世界のゲーム市場(2007年には4兆7000億円)において、わが国のコンテンツが勝ち残っていくためには、効果的な法改正が急務であることは明確である。 	日本弁理士会

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

意見	個人/団体名
<p>また、P2Pに関するACGSが行ったアンケート調査によると、実に90%以上が違法なソフトであると認識しているとの結果がある。実際、違法コンテンツをダウンロード可能にしているサイトを取り締まっている現場からしてみれば、削除がされた後も同一人物による再アップロードが絶えず、権利者が負う負担は日々増大するばかりである。このような状況下では、教育・宣伝活動による利用者への注意喚起ではもはや事態の收拾は図れない。P2Pはソフトそのものの特異性から発信者を特定し、取り締まることは困難である。よって、ダウンロードの段階での取り締まりが最終的に権利者に残された救済手段である。ダウンロードについて30条の適用外とするとともに、刑事罰の適用を含めた効果的な対策をすべきである。</p> <p>《慎重意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著作物の創作サイクルを考えると、以下のように権利制限の限定(権利強化)をすることが必ずしも、新しい創作を生まないと考えられる。慎重に考えるべき。 ・新ビジネス創成の障害となる。著作権法上の違法性の有無が不明瞭な新規ビジネスは、従来、気概のある業者が自らリスクを採って行っており、万一違法性が認められた場合であっても、そのユーザーまでもが違法行為の主体とされることは無かった。しかし、本件改正が行われた場合、そうした新規ビジネスの適法性の判断をユーザー自身にも求めることになり、ユーザーまでもが相応のリスクを負うことになる。したがって、ユーザーに対してこうしたサービスの導入に関する萎縮効果が生じ、新ビジネスの需要者が減少することから、新ビジネス創成の障害となる。(例えば、「まねきTV」と「ロクラクⅡ」はユーザーから見れば同様のサービスであるが、裁判を通じて一方の違法性が認定判断されている。新サービスの導入に当たり、こうした微妙な判断を司法ではなくユーザーに求めるのは極めて酷である。) ・競争上の問題が生ずる可能性があり、文化発展の阻害要因となる。改正された場合の利用者の保護措置として、適法なサイトの認定や表示等が提案されている。しかし、厳格な適法性を求めると、一般ユーザーはこうしたサイトを利用せざるを得なくなり、サイトの運営者側も登録や認証等により閉鎖的なネット環境を構築せざるを得なくなる。その結果、回線を管理する事業者の管理・支配性がしだいに強くなり、当該事業者による恣意的な運用の可能性が高まり、ネットを介した自由な情報伝達の可能性が損なわれる。また、こうして、ネットの利点である開放性が失われるため、事実上多様な創作物の創作と流通が阻害され、文化の発展の障害となる。 <p>そこで、以下を提案する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①. 検討の継続 検討の際、権利者側のみならず利用者側の見解も十分に聴取すべきである。著作権法の目的とする文化の発展のためには、多様な創作物が創造され得る環境整備が重要であり、権利者又は利用者の方の権利が過大となると、そうした環境作りの弊害となる。また近年、プロのみならずアマチュアによる創作活動も活発に行われており、生産者(producer)でもあり消費者(customer)でもある、いわゆるプロシューマー(生産消費者)が増大しつつある。そのため、権利者と利用者という分別が必ずしも妥当しない事も考慮に入れた政策を検討すべきである。 ②. 複製の可否等についての、自由利用マーク等の導入促進 著作者の意思を柔軟に反映させる制度の採用等を併せて検討すべきである。 ③. 広報活動の一層の促進 他人の創作物の尊重、違法複製物の氾濫による文化の発展の阻害・衰退等及び管理強化による創作活動への弊害等を公平に周知し、その上で国民の選択を問うべきである。 	

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
III-16	<p>昨年公表された私的録音録画小委員会「中間整理」において、違法複製物、違法サイトからの私的録音録画について、著作権法第30条の適用除外とする方向性が示された点は評価するところであるが、業務用アプリケーションソフトウェアや一部のゲームソフトをはじめとするプログラムの著作物についても、ネットワーク上における違法コンテンツの流通により正規市場の成長が阻害され、甚大な経済的被害により、ビジネスの発展に問題が生じている状況にある。今回の「中間まとめ」では、著作権法第30条にかかるプログラムの著作物の取り扱いについて、引き続き検討することとされているが、今後の検討にあたっては、プログラムの著作物をめぐるビジネス環境の実態を踏まえ、違法複製物であるかどうか利用者が認識できる仕組みの整備や、社会的啓発・教育などの利用者保護の取り組みを官民が連携して進め、その上でプログラムの著作物を私的複製の許容範囲から除外することについて検討し、権利者の権利が適切に保護されるよう早急に検討を進めるべきである。</p>	<p>(社)日本経済団体連合会 知的財産委員会 企画部会</p>
III-17	<p>・私的使用目的の複製の見直しについては、非常に長時間にわたり検討を重ねて頂いておりますが、その全ては放送を受信した後の状況に関する問題が対象となっているものと認識しております。 しかしながら、ケーブルテレビの技術的保護手段を回避して有料放送を“ただ見”する行為については、何ら触れられておりません。アクセスコントロールについては私的私用の範囲を超えた問題であるとして先送りされ、今回の中間まとめには何ら記述もありませんが、ケーブルテレビ業界や委託放送事業者の被害は年間70億円にも達しておりとの予測がある状況です。 本件について「放送をただ見する」という概念ではなく、「伝送サービスのフリーライド」として同委員会で取り扱っていただきたい。</p>	<p>社団法人日本ケーブルテレビ連盟 著作権特別委員会</p>
III-18	<p>貴委員会による「現時点で、プログラムの著作物については、権利者の不利益の存在があると推察されるものの、著作物の通常の流通を妨げる利用実態というべき実態かどうか、今後、評価を要するものと考えられる(16ページ)」との結論は、事態の重篤性・緊急性を十分に評価して頂いていないものと考えられる。 プログラムの著作物についての違法複製物による被害は、使用の状況によっては侵害されたプログラムそのものを利用者にとって十分な機能を保持したまま何年も使用を継続し続けることができるものであり、著作物そのものの単価を踏まえた経済価値を考慮するとその累積的損失は膨大なものとなるため、今日現在の流通量の比率をもって侵害被害の程度を量ることは必ずしも適切とは言えないと史料。 また、「プログラムの著作物については、現時点では、そのような利用者保護の取り組みが十分に進められているとの状況は確認されていない(16ページ)」は、ネットワークを通じた真贋性の判定技術等の導入等による利用者保護への取り組みなど業界の自助努力を十分評価していないものと思われる。 違法複製物がネットワークを通じて流通している事実は録音・録画著作物と同様であり、業界として対策への強い要望が提起されている以上、プログラム著作物においても録音・録画著作物同様、違法複製物のダウンロードに対する早急な法的手当てが求められると史料。</p>	<p>マイクロソフト株式会社</p>

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
III-19	<p>このような機会がありましたのでご意見させていただきます。 前回のパブリックコメントでも指摘した事ですが、今回の結論を見る限り、どうやらストリーミングと擬似ストリーミング、ダウンロードの区別がつかないようなのでもう一度同じ事を申し上げます。</p> <p>ストリーム…一時ファイルを作らずにそのまま映像等を流す方式。 擬似ストリーム…HDDに一時ファイルを作り視聴後削除する方式。 ダウンロード…HDDに保存し、ユーザーが削除しない限りは残る方式。</p> <p>通常のインターネットの利用についてはキャッシュという形でまずパソコンに自動的に保存されます。 また現状についてはストリーミングが主流と言うわけではなく、ニコニコ動画やyoutube等を代表とした動画コンテンツにおいて擬似ストリーミングが多く使われています。 またそもそもストリーミングについても擬似ストリーミングについてもダウンロードについてもデータを受け取るという行為を行う事については全く同じであるため、それこそ技術的に外形的には全く区別のない差しかありませんし、それを違法と合法を見分ける事ができません。 何より一般人にはストリームと擬似ストリームの区別はつかないことでしょう。</p> <p>なので今回のようなダウンロード規制を行ってしまえば擬似ストリームとストリームの見分けがつかないのに一方だけが限りなく違法になると言うおかしな事態を招き、それこそ萎縮効果を生むと共にコンテンツ業界やそれこそ技術開発においても衰退を招きかねない事でしょう。 そしてもしどのようなデータが送信されダウンロードしているか等の個人に対して監視するような行為をするのであればそれこそ通信の秘密に接触する事になると思います。</p> <p>また情を持って知ると言う条件についてもそれこそ判断する側の見る目一つで違法行為をしていると判断される材料にされかねず、それこそ司法や警察によって恣意的運用がなされる可能性が否定できず、インターネットを利用にも影響を及ぼしかねないためこのような主観的な条文を入れること自体、危険であるのではないのでしょうか？</p> <p>そして海外でダウンロード違法化を推し進めた結果、そのゲーム等全くした事もないにも関わらず、その踏み台にされたユーザーに対して著作権違約金が請求されると言う余りにも危険な事態が起こっている現状についてはどうお考えなのでしょうか？ http://slashdot.jp/yro/article.pl?sid=08/11/03/0951233 現状のままダウンロード規制法を施行してしまえば同じような問題が起こるでしょう。</p> <p>少なくともこれ等のような問題点や認識不足が相変わらず目立ち考慮されていないと判断せざる得ないのでダウンロード規制については反対致します。</p> <p>そして何より前回のパブコメで問題視されていた懸念について圧倒的多数の国民から反対意見が出ていたにも関わらず、無視し殆ど修正せずに今回のような決定を下した事に対して、文化庁そのものの姿勢に疑問を抱かざる得ません。 そして前回のこのような行動により、文化庁だけでなく、それこそ政府や省庁の行っているパブリックコメントと言う行為そのもの自体についての信用を落とした事についてはどうお考えなのでしょうか？少なくとも前回ダウンロード規制について多数の反対意見が出たという事実は非常に重いですし、今回の反対意見を殆ど考慮しないで提出されると言う暴挙についてはそれこそ民意に背く行為であると思います。</p> <p>そもそもパブリックコメントのほうを一枚一枚きちんと目を通されたのでしょうか？ このような結論が出てしまっている以上問題点を考慮していないと判断せざる得ず、前回については読んでいないようにも感じられます。余りにも強引かつ一部の権利者のみの意見が優先されているとしか思えません。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
	<p>少なくとも現状の案では全く問題点が解決されていないと判断せざる得ないので、再度今度はパブリックコメントをきちんと考慮した議論を行っていただくようお願いいたします。</p> <p>それでは失礼致しました。</p>	
III-20	<p>私的使用目的で違法複製物等から著作物を複製する行為を違法化する法改正は不要であるのみならず、有害である。その理由は下記のとおりである。</p> <p>諸外国でも、著作権者等による権利行使の対象となっているのは、P2Pファイル共有システムを用いて違法複製物等をダウンロードした者であって、ダウンロードしたデータファイルを共有フォルダに蔵置していたものである。そして、世界に先駆けて著作物等について送信可能化権を設けている日本法においては、このような者に対しては送信可能化権を行使することが可能である。</p> <p>そうではなくて、ダウンロードしたデータファイルを共有フォルダに蔵置していない場合についても著作権者等による権利行使を行いたいとのことであれば、それは世界でもほとんど前例のないことであり、それが認められた場合の弊害はとて大きい。すなわち、その場合、著作権等の側で被疑侵害者の使用しているコンピュータ内のハードディスク等の中に自分が著作権等を有する楽曲等の複製物が蔵置されていることを証明しなければならないが、そのためには、著作権者等は、第三者が使用しているコンピュータにどのようなデータが蔵置されているのかを検証することが必要となる。そして、それを可能とするためには、自分が著作権等を有する楽曲等が多数違法にアップロードされていることを疎明すれば、任意の第三者を債務者として証拠保全の申立てを行い、その使用しているコンピュータ内のハードディスクの100%物理コピーを入手することがほぼ必須である。従って、上記のような法改正がなされた場合、裁判所は、その立法趣旨に鑑み、現行の民事訴訟法の規定に従い、上記証拠保全手続としてのハードディスクの100%物理コピーを許可する可能性が十分にある(なお、当該第三者が違法にアップロードされた著作物等をダウンロードしていることの疎明は、技術的に困難であるし、それはまさに保全された証拠によって立証しようとする事項であるが故に、要求されないと予想される。)。この場合、当該ハードディスクにて保管しておいたプライバシー情報等は全て著作権者等に知られるところとなり、別の用途に悪用される期間がある(なお、証拠保全で収集した証拠により得た個人情報等を他の用途に利活用することを刑事罰をもって禁止する法律は現在存在しない)。なお、上記のような法改正が希望される表向きの理由としては、「ファイル交換ソフトによる違法配信からの録音録画については、違法な送信可能化や児童公衆送信を行うものを特定するのが困難な場合があり、送信可能化権や公衆送信権では十分対応できない」ということがあげられている。しかし、上記のような「当てずっぽうで対象を選んでの証拠保全」を行わないとすると、違法な送信可能化や自動公衆送信を行う者を特定するよりも、それらの者からデータの送信を受けた者を特定する方が技術的に困難である(今回の資料の中でも、「仮にそのような法改正がなされた場合に、誰が何をダウンロードしたのかをどのように特定することが予定されているのか」について具体的に示されていないのは残念である。))。</p> <p>また、電子掲示板等に投稿する際にだけインターネットにアクセスすれば足り、公衆にIPアドレスを晒す必要がない名誉毀損等のケースと異なり、ファイル交換ソフトによるファイル交換ソフトによる著作物等の違法配信の場合、継続的に自己のIPアドレスを公衆に晒す必要があるから、違法な送信可能化や自動公衆送信を行う者を特定するのは、技術的・法的には比較的容易である(日本の著作権等管理団体は、米国やドイツ等の著作権等管理団体と異なり、弁護士費用を惜しんで、違法な送信可能化や自動公衆送信を行う者を特定して権利行使することを怠ってきたことである。))。</p> <p>また、上記法改正がなされてしまう場合には、いわゆる動画投稿サイトにて、日本では公開されていない海外の作品を視聴したり、民法テレビ局の少ない地域の住民が地元系列局のないキー局の番組を視聴すること自体が違法とされてしまうのであり、それは国民の知る権利を大いに害することになる。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
	<p>なお、「ストリーミングに伴うキャッシュについては、著作権分科会報告書(平成18年1月)における一時的固定に関する議論の内容等を踏まえた上で、必要に応じ法改正すれば問題がないと考えられる」との議論があるが、「RAMへの一時的蓄積は著作権法上の複製にあたるか」という点についてはあたらしないとするのが多数説並びに下級審判例ではあったものの、ハードディスクに固定されるキャッシュについては、コンピュータの電源を一度落としても繰り返し利用することが技術的に可能であるが故に「複製」と認定される可能性が高く、上記のような法改正がなされた場合には、著作権者等による情報の地理的分割に活用される危険が十分にあり、そのように活用された場合に、上記情報の地理的分割によって利益を得るのがテレビ局やレコード会社等文化庁と繋がり深い事業者であるが故に、「複製」の定義に関する法整備が速やかに行われる可能性は低いと思われる。</p>	
III-21	<p>今回の見直しについて、消費者側に対する規制が強くなる一方、それらが見直されることによる消費者側に対する還元が少ないため、極めて不公平を感じます。ネットワークを使ったファイルの共有は著作権違反を容易にする反面、通常流通ではなかなか出回らない希少なコンテンツに脚光を浴びせる可能性もあり、そういった市場流通の少ないコンテンツに対する支援や、あるいは著作権者が明確なコンテンツの一部自由化など、消費者側が利益を得られるような見直しとセットになるべきだと思います。また、欧米などと比べても高すぎる著作権の使用料なども議論されるべきです。</p> <p>消費者が利益を享受できるような仕組みとセットにならない限り、私はダウンロード行為を私的使用目的の複製からははずすことに反対です。</p>	個人
III-22	<p>中間まとめ(以下まとめ)を拝見しますと、私的使用目的の複製およびリバース・エンジニアリング共に、違法な複製物からのコピーやオリジナルと同様なコピーが出回ることの損害について主に議論されているように見受けられます。しかし私は、一旦市場に広く流通させたモノに対し、その利用形態にまでことさらに言及しコントロールしようという事自体に無理があるように思います。</p> <p>もちろん無断で大量に複製しビジネス展開するようなものは、厳しく取り締まるべきです。しかしそうした事例と個人使用における複製や解析は、十分に線引きできるものではないでしょうか。広く販売しようと思えば、店舗なりチラシなりインターネットのサイトなり、何らかの露出があるはずで、露出があるのに取り締まらないとか数が多過ぎてキリがないとか言うのは、警察か、もしくはどこかの怠慢でしょう。そして何より、市場で対価を払って購入したものに対して、これもしてはいけません・あれもしてはいけませんと、自分で買ったものなのに何か腫れ物にでも触るかのよう扱わなくてはならないのでは、いずれユーザーもそのメディアから離れてしまうものだと思います。複製や解析が容易になったのは単純に技術やインフラの進歩であり、大げさに言えば人類にとって歓迎すべきことです。まとめでも触れられていますが、その進歩を制限することより活用していくことを考えるべきです。その意味からリバース・エンジニアリング技術やフェアユースのような概念は、積極的に保護し、推進すべきものだと思います。</p> <p>そしてこの「複製や解析が容易にできるようになった」ことに鑑み、知財の複製や流通を行う既存業者の収益は、減少するのが当然の流れであることを議論の前提とすべきではないかと私は考えます。</p> <p>そもそも映像や音楽あるいはソフトウェアにしても、大量に複製できるからこそビジネスとして成り立っています。例えば映像ならフィルムやビデオテープの時代には、大量に複製したり公衆送信するためにはそれなりの設備やインフラが必要であり、ユーザーも納得してそれらの予算が上乗せされた対価を支払って来ました。しかし一般人も簡単に映像を複製できる現在も、映画の入場料やDVD(昔ならビデオ)の定価は、それほど安くなった訳ではありません。そして今回のまとめでは、こうした「複製や流通を行う業者の利益も従来通り確保する」ことを前提に議論が進められているように思えます。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
	<p>本来知財振興を考える上では、直接知財を作る者とユーザーの関係こそが最も重視すべき「主」であるかと思えます。知財を複製したり流通したりすることはあくまで「従」ではないでしょうか。複製や流通に大規模なインフラ投資や予算が必要であれば、「従」が知財振興に資する面も大きいでしょう。しかし複製や流通にそれほど予算がかからなくなれば、その分「従」のビジネスとしての規模が縮小していくのは、ごく自然な流れです。</p> <p>インターネットの普及と知財のデジタルデータ化の進行により、既にそうした時代に入っているのではないのでしょうか。「複製や流通を担う業者のビジネス規模が縮小するのは、技術の流れからすれば当然のこと」このことを前提とし、今後の議論を進めていただきたいと思えます。製作者やユーザーのみならず、本来「従」たるこれら業者の利益も従来通り確保する前提で話をしている、いつまで経ってもどこか無理のある議論にしかならないのではないのでしょうか。いずれ知財の製作者が、自ら複製や流通を行い直接利益を得る事例も出てくるものと思えます。ほとんどの場合、そうした方がより製作者の利益も確保され、また売値も安価にできるでしょう。知財振興・知財立国にとっては、その方が理想的な状況ではないのでしょうか。</p> <p>違法な著作物のダウンロードの違法化に関しても、そこまで流通をコントロールすること——あたかもユーザーのWebブラウズ行為まで監視しようとするかのような——がどれほど知財振興につながるのか、大変疑問です。今回のまとめにはありませんでしたが、「違法な著作物のダウンロードかどうか」は「情を知って」という言葉でしか線引きできないような技術的に判別し難いものであり、全く関係ない人が犯罪に巻き込まれるような危険性も孕んでいます。また法律で規制しても、実際に知財振興にどれほど資するものなのかははなはだ疑問です。繰り返しになりますが、「流通や複製を担う業者のビジネス規模が縮小するのは、技術の流れからすれば当然のこと」との前提に立てば「ダウンロードを違法化しないことによる損害は容認すべきものではないものの、広く知財を複製・流通させようと思えば当然負うべきリスクである」その認識を得ることは、それほど難しくはないのではないかと思います。技術の進歩に正面から向き合わず、従来と変わらず利益を得ようとする複製・流通業者こそ「情」を知るべきです。</p>	
III-23	<p>中間まとめではダウンロード行為も違法化しようと言う方向の様ですが、現状では著作権保持者・レコード会社による一方的な考えのみがまかり通る状況です。少なくとも著作物は広く流通されなければ意味が無く、規制を強めた所で皆が皆正規のCDやDVDを買ってくれるかと言うの疑問と言いますか著作権保持者もしくはレコード会社の単なる幻想ではないかと思えます。(かつてのコピーコントロールCDの大失敗を思い出してもらいたい)少なくともダウンロード違法化を進めるのであればネットを通じて購入した音楽がウォークマンや携帯電話では聞けてもiPodでは聞けないと言ったような。音楽・映像ソフトの流通にプラットフォームの違いによる制限をかけない、つまりは消費者に余計な不利益をもたらさない仕組みを作る事に力を注ぐべきであり、消費者の実態を見ていないダウンロード違法化に反対せざるを得ません。</p>	個人
III-24	<p>昨年度私的録音録画小委員会の中間整理に対する意見募集において、7000を超えるダウンロード違法化への反対意見が出されている。にも関わらず、それらの意見を検討することはなく、一方において一部の業界から出された意見を取り上げ、プログラムの著作物等の取り扱いについての検討を行ったのは、文化審議会の根本に関わる問題である。一部の業界の意見のみを重要視し、多くの意見を無視するような運営は、改めるべきだ。</p> <p>ダウンロード違法化に反対する。</p> <p>第2節3検討結果(17頁) プログラムの著作物をダウンロード違法化の対象に加えることに反対する。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
III-25	<p>総じて、私的使用目的の複製について、現在の範囲を縮小することに反対するむしろ、私的使用目的の複製については、著作権者への「制限」としての規定ではなく、消費者の明確な「権利」とするべきであり、より広範囲かつ自然な使用についてその範囲を広げるべきである。また、いわゆる「ダウンロード違法化」についてはこれが「すでに合意が取れたもの」として扱う事に明確に反対し、これをもう一度最初から、より広範囲な消費者の意見を聞きながら慎重に検討しなおすべきであると考えます。</p> <p>個別具体的な部分について以下より示す。</p> <p>11ページ「(2) 私的録音録画小委員会の整理およびその後の検討」 ・私的録音録画小委員会での整理は、意見募集の結果を反映したものとは言えない。意見募集に応じた8720通のうち、ダウンロード違法化に反対の意見が大勢を占めたにも関わらず、これについてまったく検討を行う姿勢を見せず、規定の方針をそのまま「問題はなかった」として通したものであり、これではまったく「意見募集」というものが形骸的なものとして扱われたといえ、民主的なプロセスから完全に外れたものである。</p> <p>これをそのまま通すことは文化庁というものが国民の意見をまったく聞く耳を持たないという事を国民に対して宣言したのと同様であり、またその結果を前提として行われた全ての結論もまた同様の宣言といえる。また、そもそも「送信可能化権」「公衆送信権」においてすでに対処可能なものであり、逆にそれらにおいて対処不可能なものであるとするならば、いわゆる「ダウンロード違法化」においても対処不可能なものであると考えられる。これらの指摘はすでに先の昨年度私的録音録画小委員会での意見募集において指摘されたところであるが、これらについても何ら納得のいく説明はまったくされていない。</p> <p>この結果に関してそのまま援用することをせず、あらためてもう一度最初から検討をしなおすことを考えるべきである。国民に対して規制をかける際には、より慎重であることが求められる。</p> <p>16ページ「(2)利用者保護について」</p> <p>エルマークが有効であることが前提とされているが、現在エルマークはまったく実効性のある運用をされているとは言えず、また将来的にも実効性のある運用はなされないであろうことはほぼ間違いはない。</p> <p>これは「エルマーク」なるシステムが、そのエルマークに関して賛同する。企業・団体の管理する著作物に関して有効であるということを示すだけであり、著作物というものが企業や団体の管理するようなものではすでになくなって、一億総著作者といえる時代であることによって、エルマークが存在しないようなウェブサイトからも正規の音楽配信・ダウンロードが行われているからであり、つまりエルマークだけでそれらの実効性を確保することが不可能となっているからである。また、エルマークもしくは類似のマークを企業や団体の管理する著作物以外へ薦める事はほぼ不可能であり、また無理やりそれを行ったとしても、それは単に違法配信物へのエルマークまたは類似のマークの許諾を行う可能性が非常に高くなるだけであって、結局その実効性を確保することはできない。</p> <p>したがって、このシステムにおいて利用者保護を行うことは不可能である。エルマークとは単にその業界団体に加盟しているという事を示すだけにすぎずそれを「実効性あるもの」として扱うことは、個人の著作物配信の萎縮を招く。ひいては文化の発展に際してまったく不合理な結果を示すであろう。</p> <p>これらから考えて、同様のシステムを音楽配信以外へ適用することはよりまったく非現実的であるとされる。このシステムを「合法配信物」の指標として示すことは害が大きい。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

意見		個人/団体名
III-26	<p>ダウンロード違法化の導入に関して多大な弊害があること、それらの問題が全く議論されずに同委員会が継続されていること、という本質的な問題は、改めて指摘するまでもなく、既に十二分に国民に幅広く認知されていると思われる。</p> <p>ここではプログラムの著作物をダウンロード違法化の対象とすることに関する個別具体的な論点についてのみ記す。</p> <p>○第三者の著作権を侵害する有償ソフトウェアの検証を妨げる悪意の規定である</p> <p>ソフトウェアのダウンロードが違法化されると、商用ソフトウェアベンダが第三者の著作権を侵害してソフトウェアを公開している場合、そのソフトウェアのライセンス規定を無視してダウンロードしリバースエンジニアリングを行う行為が違法とされてしまう。特にこの法案の審議にかかる関係団体が商用ソフトウェアの団体のみであり、フリーソフトウェア・オープンソースソフトウェアの団体が全く審議に参加していないことから、これは著作権侵害の疑いのある有償ソフトウェアの検証を積極的に妨げる悪意の法案ではないかという疑念が残る。特にリバースエンジニアリングにかかる規定に対して慎重な立場の者に対しては、この疑念は著しく大きい。リバースエンジニアリングにかかる規定が追加されない場合は、ダウンロード違法化案は必ず排除されなければならないと考える。</p>	個人
III-27	<p>利用者保護、利用者の利便性を考える点から私的使用目的の複製の見直し(著作権法30条の見直し)には慎重であるべきである。</p> <p>またいわゆる違法ダウンロードの違法化についても、インターネットに接続すること＝ダウンロードともいえるネットの仕組みからいってもどこまでが違法でどこまでが適法と考えるかは非常にあいまいな部分が多い。</p> <p>また現段階においてはストリーミングに伴うキャッシュは違法とはされないようであるが、将来的には違法となることも考えられるようであり、現在は録音・録画のみとなっているがこれも将来的には不明である。</p> <p>なんら違法な行いをする意思のない一般のユーザーにとってもインターネットそのものが違法となりかねない恐れは払拭されない。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
III-28	<p>私的領域における違法複製物からの複製について、録音録画も含めて、違法とすることに強く反対します。</p> <p>(1)送信側を取り締まることで実効ある対策ができること、(2)真面目な消費者ほど過度に萎縮し、新規事業の立ち上げに悪影響を及ぼす恐れがある一方で、本当に対処したい一部のP2Pネットワークでの違法流通対策として有効でないこと、がその理由です。</p> <p>例えば、WinnyなどのP2Pソフトウェアについて、よく理解している者は、ファイル名だけでは違法複製物か否かは判断できないことを理由に、権利者にハッシュ値の特定を要求し、そのハッシュ値にマッチするものはダウンロードしない、という対策をすることになるでしょう。しかし、映像や音楽などのファイルは、一度トランスコーディングすれば、ハッシュ値が変化するため、結局、異なるハッシュ値のものをダウンロードすることで、簡単に法の網を抜けてしまいます。</p> <p>なお、中間まとめの16ページにて、利用者保護の取組みとして「適法マーク」が挙げられていますが、社団法人日本レコード協会が推進するエルマークは、ライセンスを得て配信をしているか否かを示すものであり、適法か否かを識別できるものではありません。誤解を生むため、「適法マーク」という呼称は用いるべきではありません。また、このようなマークが広く認識されていった場合、権利制限などによりライセンスがなくても適法となるサービスが、ライセンスを受ける必要がないがために、エルマークがないという状態となってしまう、ユーザの萎縮を招き、事業運営に悪影響を及ぼす恐れがあるという問題点を指摘させていただきます。最終の報告書にはこの問題点も記載し、私的録音録画小委員会が誤った結論を出すことがないよう、牽制すべきです。</p> <p>万一、違法複製物からの録音録画を違法とする法改正がなされた場合には、私的録音録画補償金は減額されなければならないことにならず、私的録音録画補償金規程の改定が改正法の施行前に行われる必要があると理解しています。</p>	個人
III-29	<p>私的ダウンロード違法化に反対します。</p> <p>そもそも論として、ダウンロード違法化が創作の発展に繋がるかということが未だもって不透明です。違法な著作物がダウンロードされるのは違法な著作物がアップロードされているのであって、アップロードがなければダウンロードされることもありません。現状としては権利者がアップロードを迅速に取り締まれないのはプロバイダー制限責任法と送信可能化権の「情報開示」の取り扱いに問題があり、ここを直していけば、ダウンロード違法化をするより、よっぽど効率的に取り締まることができます。またダウンロード違法化は、広い意味において需要者を逮捕できるという性質を持っており、その意味において新たな立法者達によって悪用される可能性が高く、今回のような権利者が保証されていない現状を打破する目的として改正する法案としてはリスクが高すぎると思われます。つまり権利者にとってはあまり利益が生まれるとは思えないダウンロード違法化を推進することは消費者、権利者双方にとってあまり良くない傾向であり、同じ損害保証として実行するならば、補償金として徴収するほうがよっぽど効率的であると考えます。</p>	個人
III-30	<p>「著作権法第30条の適用範囲の見直しに関する論点の整理について」(P12)にて挙げられた利用者保護だけでは、第1節「デジタルコンテンツ流通促進法制」についての「3 インターネット等を活用した創作・利用」に関する課題(P7)に該当するような新しい創作活動等に対応できないため不十分だと考えます。</p> <p>違法行為との関係のない一般の利用者を巻き込むような法改正になってはならないと思います。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
III-31	<p>私的使用目的の複製の見直しについてのパブリックコメントにおいて、多数の反対意見があったとされているが、その内容が反映されているようには見えない。</p> <p>また、適法配信あるいは違法配信著作物の複製に関して権利縮小する方向で議論されているが、この議論は適法配信と違法配信を識別できることが前提となっているように考えられる。しかし、この識別はどのようにして行うことを想定しているのか、不明である。適法マークが該当すると主張するかもしれないが、その普及は十分ではなく、また、仮に海外を含めて、適法マークが普及したとしても、それ以前のコンテンツについてどのように識別を行うのか、理解出来ない。この方法を明確にすることなく、この種の議論を行うことは反対である。法執行を通じて、その識別を行うとした場合、適法に入手したコンテンツについても調査される可能性が高く、ユーザのプライバシーを大きく侵害する可能性がある。</p> <p>また、ソフトウェアにおいては、ソフトウェアの内容をHDDにコピーすることで、利便性を高めることがある。例えば、ソフトウェアのアップデート時にCD/DVDの挿入を要求される場合があるが、HDDにコピーしておくことで、CD/DVDの挿入を行う手間を省くことが出来る。この種の作業がソフトウェア企業の利益を損ねているとは考えられず、私的使用目的の複製から除外することに反対である。</p>	個人
III-32	<p>ダウンロード違法化に反対します。</p> <p>違法にアップロードする者を罰するのうまみがないからといって、ダウンロードした不特定多数の消費者を罰して罰金をしぼり取るという軽率さ・安易さ・ずるさに怒りを覚えます。断じて反対です。</p> <p>このような法案が可決されてしまえば、ダウンロードした疑いのある者…つまりPC所有者全員が明日から容疑者。政府や警察に目を付けられれば、誰でもいつでも家宅捜索でPCを押収される可能性があります。安心してPCすら買えません。</p> <p>ダウンロード違法化、絶対に反対。</p>	個人
III-33	<p>違法録画物・録音物のダウンロードの違法化に反対します。</p> <p>一般の人がそれが違法であるかないか判断できない事例も数多く、また違法ファイルをダウンロード後、それを指摘された場合、本人の認識があったかどうか、問うのはあまりに無理があると思います。</p> <p>一般の人にとって、ただ単にインターネットは誰でも犯罪者になりうる危険性がある印象を持たれることとなり、これからのインターネットの発展の可能性にブレーキをかけるなりかねません。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
III-34	<p>いわゆる「ダウンロード違法化」は、見せしめ的な意味での効果はあると考えられるが、逆にその程度の効果しか無いのではないかと考える。現状、アップロードは違法化されているにも関わらず違法なアップロードをする者が後を絶たないように、実質的に違法行為をする者はどんな状況であろうとも違法行為を行うものであると考えられる。また、海外から違法行為をされた場合、損失が出ているにも関わらず実質的に取り締まりは不可能である。そればかりか、遵法精神の高い利用者の利用を萎縮させるマイナス面の方が大きいのではないかと考えられる。この点から、違法アップロードファイルのダウンロードを違法化することには強く反対するものである。</p> <p>著作物の違法アップロードが、録音録画だけの問題でないことには同意するが、仮にダウンロード違法化の対象をすべての著作物に適用された場合、テキスト等もこれに該当する。結果、例えば違法アップロードされた料理のレシピなどを、そうとは知らずに後で読もうとプリントアウトするだけでも著作権法違反となり、結果、インターネットに接続する日本国民は潜在的に犯罪者予備軍となってしまう。この点からも、違法アップロードファイルからのダウンロード違法化には強く反対する。</p> <p>また、利用者保護のために適法マークを使用することを推奨するのは結構なことだが、適法マークでは利用者保護を達成することは出来ない。なぜなら、それは「合法」な販売サイトを明らかにすることしか出来ず、「違法」なダウンロードサイトを明らかにすることは出来ないからである。有名なiTuneMusicStoreなどはいわゆる「エルマーク」を掲載していないが、明確な合法サイトである。利用者保護を達成するためには「違法でないことの証明」が必要不可欠なのであって、「合法であることの証明」は必ずしも意味を成すわけではない。もし、適法マークの掲載を法的に義務付ければそれも可能になるが、この場合は適法マークを与える機関を複数設けて競争状態に置かないと、かのB-CASのように独占禁止法に抵触する可能性が出てくる。また、サイトに適法マークの掲載を義務付けるので、サイトデザインの表現の自由にも抵触する可能性が考えられる。</p> <p>他方、違法着うたなどは、地道な摘発により効果を挙げており、アップロード側の摘発で十分に効果がある事も重要なことだと考えられる。</p> <p>あくまでもアップロードする側を効率的にせき止めることの方が、ダウンロードする側の利用者を脅すことよりも、よほど効果的なのではないかと考える。</p>	個人
III-35	<p>私的録音録画小委員会における検討の方向性も踏まえて、今後、利用者に混乱を生じさせないとの観点にも配慮して、検討の熟度に応じて段階的に最終的な取扱いを判断していくことも視野に検討とありますがこれは最後には完全に取扱うと明言してますね。つまりすべてのダウンロードを違法と扱うのは極めて危険でありだれでも逮捕できるようにすると明言してます。これは、国民を苦しめる以外何物でもありませんこの部分ならびにこのページすべてを撤回すべきです。</p>	個人
III-36	<p>ダウンロードの違法化に対して反対する。</p> <p>ダウンロードによって権利者に不利益があるという意見もあるが、そもそもどれほどの不利益が出ているのかはっきりとしていない。</p> <p>また国際的に見てもダウンロードを違法化している国はそれほど多くない。ダウンロード違法化により社会的混乱を招いている国も存在するほどである。</p> <p>故にダウンロードの違法化に対して反対する。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
III-37	<p>現在、ダウンロードは私的複製に含めて解釈され成否が議論されているが、そもそもダウンロードという行為は複製する行為と一致しない。ダウンロードが私的複製として議論されてきた理由は、ダウンロード行為を想定しない現行法において、複製というダウンロードに比較的類似した行為に関する規定を拡大解釈し、あてはめざるを得なかったからである。そのため、私的複製からダウンロードを除外することは、そもそもダウンロードが私的複製ではないために正当性がない。</p> <p>ダウンロードはデータを享受して結果的に複製を生む行為である。データの享受という点では放送の受信と類似しており、結果的に複製を生む点では一般的な複製行為と同様である。したがって、「データの享受」と「複製」のそれぞれに切り分けた議論をせねばならない。ストリーミングは「データの享受」があることは確かであるが、その結果複製が残るものと残らないものがある。キャッシュはユーザが「データを享受」する場合としない場合があるが、「複製」が残ることは確かである。「データの享受」と「複製」を切り分けて議論することで、ダウンロードや、ストリーミングや、キャッシュといった個々の技術が持つ要素を正当に捉えて議論できる。切り分けが議論を正当化する証拠として、違法ファイル共有における著作物の公開は、「送信可能化権」の侵害として「複製権」から切り離されることで、容易に違法性を証明できることがあげられる。</p> <p>以上のとおり、論理的に「複製」と「ダウンロード」は一致しないため、「私的使用目的の複製」に関する法の中だけでダウンロード行為を規定することは論理的な無理が生じる。更に、この問題が「私的録音録画小委員会」という「複製」に関する中でもさらに細分化された検討課題に対する委員会で法案化されることは由々しき事態である。この検討課題については、これまでの議論を踏まえつつ、早急に枠組みを改めて検討を継続すべきである。その主体を貴委員会に期待する。</p>	個人
III-38	<p>本改正法案はベルヌ条約第9条(2)(3)のそのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。と録音及び録画は、この条約の適用上、複製とみなす。</p> <p>に対する背信行為であり権利者の利益を侵害している可能性があります。ベルヌ条約の観点から言えば公衆送信を行った者の損害こそが不利益であり、国民の個人の録画や録音を規制する事によって国民の私的複製権のみならず権利者の利益をも侵害する不当な法案であり、私は一国民として反対します。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
III-39	<p>(全体として)</p> <p>私的使用目的の複製の見直しについては、私的録音録画小委員会の議論を受けて法制問題小委員会でも検討されたことになっているが、極めて不足した内容と言わざるを得ない。著作権法30条によって私的複製される範囲の縮小(あるいはこれまで曖昧だった部分の明確化)にどれだけの実効性があるのか、また私的録音録画小委員会での議論の前提が妥当だったのかとの精査は手つかずのままである。</p> <p>特に私的録音録画小委員会では、30条縮小を示唆した中間整理に対して多数のパブリックコメントが反対意見として集まったにもかかわらず、その多数意見を無視して30条縮小を押し通したという経緯がある。パブリックコメントの中で指摘された問題点についても私的録音録画小委員会では対処されておらず、法制問題小委員会での検討の前提とするには、あまりにも不適当な形で出されたものである。</p> <p>私的録音録画小委員会が打ち出したのは、違法複製物や違法配信物からの私的複製と、適法配信からの私的複製とについて著作権法30条の対象から外すとの方向性である。</p> <p>しかし前者は、ユーザーから見て私的複製元の録音・録画物が適法に提供されたものかを知ることができず、またいざ裁判になった場合でも自らが所有する複製物の適法性を証明することは困難である(その複製ソースが手元に無い場合はレンタルCDの例を持ち出すまでもなく少なからず存在する)。さらには日本レコード協会から提案されている「適法マーク」(いわゆるエルマーク)は音楽配信のみに使われ(しかもiTunes Storeには採用されていない)、かつ海外での配信には当然のことながら付されていない。このことは著作権分科会でも指摘されている。しかし私的録音録画小委員会では精査されておらず、更に同小委員会では映画製作者代表の委員から「適法マーク」の使用がまだ準備段階でしかないことが明らかにされた。また、ダウンロードを対象としストリーミングは含まないとの事務局見解についても、その区別をどうするのかについては答えが出ないままである。仮に「情を知って」との要件が加えられるとしても、その証明が(権利者側にもユーザー側にも)困難である以上、違法であるかそうでないか判らない不安定な状態が今後より一層強まるだけである。</p> <p>後者については、配信時の契約によってその後のユーザーの複製の許諾範囲を定めるという考え方であるが、現状でも配信時の契約では明らかにされていない私的複製態様は想定される。特に変換・バックアップに伴うような所謂「孫コピー」については契約で定めることは考えられず、また敢えてそれを契約で禁止することでユーザーの利便性を大きく損ねるおそれも生じるところである。私的領域内で行われる複製であるにもかかわらず、社会通念上は認められるのに「違法」とされる行為が多く発生し放置されることになりかねない。</p> <p>30条へ安易に手を加えることで、著作権法が規範としての役割を果たせなくなることを危惧する。</p> <p>私的録音録画小委員会では「録音」「録画」についてのみ30条縮小の対象とされていたが、著作権分科会での委員の指摘を受けて、法制問題小委員会でもプログラム著作物を対象とするか検討が加えられた。結論としてはプログラム著作物について30条縮小を行なうことは見送られた感がある。</p> <p>このこと自体は歓迎するが、その理由が「現時点で必ずしも明確といえる状況ではない」というのは問題である。つまりプログラム著作物での被害状況が「明確」になれば30条縮小があり得たということだ。しかし前述の通り、30条縮小自体のもたらす法的効果について(本来は専門的な検討が加えられるべき)法制問題小委員会でも議論されなかったことは遺憾である。</p> <p>また、他の著作物についても要望が無かったという理由だけで片付けているのは不足と言わざるを得ない。テキスト・絵画・写真等の著作物を30条除外の対象に加えると、社会的にどのような混乱をもたらすのか明確に示すべきだったのではないか。そして、その混乱は録音・録画の場合には起こらないとも必ずしも言えないということも意識すべきである。</p> <p>法制問題小委員会は数年前から有識者中心の委員構成とし、専門的な議論が行なえる小委員会として組織されている筈だが、こと私的複製に関する議論では全くその専門性が活かされていないというのが残念でならない。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
III-40	<p>違法録画物・録音物のダウンロードの違法化に反対します。</p> <p>一般の人がそれが違法であるかないか判断できない事例も数多く、また違法ファイルをダウンロード後、それを指摘された場合、本人の認識があったかどうか、問うのはあまりに無理があると思います。</p> <p>一般の人にとって、ただ単にインターネットは誰でも犯罪者になりうる危険性がある印象を持たれることとなり、これからのインターネットの発展の可能性にブレーキをかけるなりかねません。</p>	個人
III-41	<p>著作権法 第30条 に除外項目を設けて、私的複製の範囲を狭める意見に反対する。</p> <p>まず、私的複製小委員会において、いわゆるダウンロード違法化を、補償金の問題とは切り離して、単独で法制化するべしという意見がまとめられ、またこの件に関してはパブリックコメントの募集が行われなかったとの報道を聞いている。</p> <p>ダウンロード違法化とは、現在の著作権法での、「公衆が利用可能な自動複製機器」での複製は私的複製とは認めないとするものと同様に、非許諾で公衆送信されている動画・音声を複製する行為を私的複製とは認めないとするものだと理解している。</p> <p>これは、次の場合のような公正な利用をも違法とする措置だと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外においてフェアユースの範囲内で作成・公衆送信されている二次著作物をダウンロードする行為 ・ソースコードの公開を前提に、インターネット上で多数が参加して開発を行っている動画・音声関連のソフトウェアで、バグの存在が疑われる異常な動作が、特定の映像・音声を入力元とした時にのみ発生する場合に、問題の発見者がその入力元を公衆送信可能状態とし、開発者が原因特定のためにその公衆送信可能状態の非許諾送信物をダウンロードする行為 <p>これらの行為を違法とすることは、権利者を過剰に保護するもので、通常の利用を制限し、ひいては著作権法 第1条にある「文化の発展に寄与する」という著作権法の目的に反する措置であるので、そのような措置は行うべきではないと考える。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
	<p>少なくとも、フェアユース規定の存在しない現行著作権法を持つわが国では、ダウンロード違法化は弊害が大きいので、導入するべきではないと考える。</p> <p>罰則が存在しないことを理由として、通常の利用を妨げるものではないと主張する意見もあるように聞くが、違法なのに処罰されないという状態を増やすことは、処罰されないのであれば法を無視しても問題がないという方向の、遵法意識を失わせる方向での影響が懸念されるので、そのような法を設けることには慎重になるべきであると考え。</p> <p>次に、現行著作権法の公衆が利用可能な自動複製機器での除外に関して、いわゆる「選撮見録」判決のように、国民の感覚からすると違法とすることが不適切に思える例や、海外では普通に行われているオンラインストレージサービスがこの規定の存在によって違法とされる可能性が高く、企業が類似サービスを行うことが困難となり、諸外国と比較して国民の利便性が著しく制約されている問題がある。</p> <p>また、この規定に関しては附則5条の2での「専ら文書又は図画の複製に供するものを含まない」との規定により経過措置とはいえ適法とされている、コンビニのコピー機と比較しての不公平感が強く、合理性が感じられない。</p> <p>この経過措置も、昭和59年から24年間も続いており、もはや経過措置と主張することが適切とは考えられないが、コンビニのコピー機を違法とすることが社会通念上適切であるとも、コピー機を提供するものが、潜在的にコピーされうる可能性をもつ全ての著作物の権利者から事前許諾を取り付けることが可能であるとも思えない。</p> <p>このような非合理的であり、不公平でもあり、利用者の利便性を著しく制限し、文化の発展に制約となる規定は、廃止する方向で考えるべきではないかと考える。</p> <p>以上です。よろしくお願ひします。</p>	
III-42	<p>a.ダウンロード違法化、b.第30条の適用対象縮小化、c.ファイル交換ソフトの規制、以上全てに反対します。</p> <p>a.ストリーミングとダウンロードとの区別が不可能であり、警察等の権力者による権利侵害に使われる虞があるため。 b.利用者の利便性を著しく侵害するため。 c.新規の技術の発展の妨げになることが明白であるため。</p> <p>また、他にも、適法マークを導入する事により、新たな架空請求被害が発生する事が明白であるため。</p> <p>意見がコピーペーストの類であろうと、意見は意見であるので勝手な解釈をしないでください。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
III-43	<p>違法複製物等からの私的録音録画、及び適法配信事業から入手した複製物からの私的録音録画について、30条の適用除外とすること(いわゆるダウンロード違法化)について、反対します。政治力のある少数メーカー側の意見を聞き、政治力のない多数の一般消費者の意見を無視するのは許されることではありません。</p> <p>ましてや、外国からの圧力や文化庁のメンツなどで法改正するなどというのは甚だ遺憾です。なお著名人、学者なども、「法改正すると寧ろ売り上げは落ちる、コンテンツ文化が衰退する、一般人のプライバシーがなくなる」等の反対意見が述べられています。以下にその一部を掲載します。</p> <p>http://blogmag.ascii.jp/kodera/2008/10/21112216.html http://benli.cocolog-nifty.com/benli/2008/10/post-6b99.html http://blog.goo.ne.jp/ikedanobuo/e/8e9e99a44ddb6566f9e8751fa58c3058 http://smatsu.air-nifty.com/lbyd/2008/10/2-d97b.html</p> <p>また、海外では以下のような冤罪事件も新たに発生しています。 http://www.technobahn.com/cgi-bin/news/read2?f=200811011704</p> <p>この改正案について、決定事項とせず再考を求めます。</p>	個人
III-44	<p>ダウンロードの違法化には、反対である。 理由は以下の通り。</p> <p>(1) インターネットを利用するということは、常に、何らかのデータをダウンロードしているということであり、ユーザー側からは、接続しているサイトが、合法サイトなのか、違法サイトなのかの判断が、つきにくい。刑事罰が課せられないとはいえ、民事的な訴訟の可能性がある。以上、そのようなことは、なされるべきではない。</p> <p>(2) そもそも、違法なアップロードを摘発すれば、そのデータのダウンロードは、不可能になるのであって、なおかつ、現状で、違法アップロードは、摘発対象になっている。それでも、当該データのダウンロードがなくなるのは、ダウンロード者の責任ではなく、違法アップロードを摘発できない当局の責任であると考ええる。</p> <p>(3) ダウンロードデータが、合法なものであるか否かは、どうやって判断するのか。架空請求の口実になる危険性も高く、インターネット社会に大きな混乱を招く可能性も決して、低くはないと考えられる。</p>	個人
III-45	<p>CD-ROMやDVD-ROM等の記録媒体の物理的寿命は10年。家庭で個人が読書出来るRAM媒体になるとわずか2年程度、情報が記録媒体の物理的劣化により消失する度に高額な料金を支払っての買い直しを消費者に強いるのですか？馬鹿にしているにも程があります。このような消費者から搾り取る事だけを目的としているとしか思えない愚策を実施するなら購入した記録媒体内の著作物情報に対する恒久的補償制度か、一次購入時の金額を現在の10分の1に引き下げる等の処置なくしてはありえません。でなければ基本的に私的利用目的の複製は無制限にすべきです。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
III-46	<p>DVDビデオに用いられていますCSSは、貴委員会の分類によれば視聴制限技術であり、著作権法30条1項2号の技術的保護手段に該当しないとされています。そのようなご見解によるならば、CSSを回避して複製することを著作権法が許容していることとなります。</p> <p>他方、私的録音録画小委員会における30条2項の議論においては、CSSは実質的に複製を制御する技術(著作権保護技術)に位置づけられました(平成19年10月「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」41頁、51頁)。同じ30条において、1項2号と2項とで複製制御技術がどうかに関する評価が異なる合理的根拠は無いように思われます。私的録音録画小委員会のこのような検討経過を踏まえて、暗号化技術について評価を再検討の上、30条におけるCSS評価について、整合性のある位置づけをされることを要望いたします。</p>	個人
III-47	<p>(1)「第2節 私的使用目的の複製の見直しについて(11～20ページ)」に対する意見</p> <p>第11～12ページにおいて、平成19年12月18日時点のペーパーを意見募集後の私的録音録画小委員会の論点整理として固定化しようとしているが、このペーパーは8720通にも及ぶパブコメを完全に無視して文化庁が勝手に作ったもので、同日の小委員会に出席していた消費者代表委員からも激しい批判を浴びたものであり、平成19年度の私的録音録画小委員会の論点整理として全く不適切なものである。最終報告書においては、この論点整理に関する記載は全て削除するか、平成1月23日時点の「私的録音録画小委員会の審議の経過について」(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/020/08012413/001.htm参照)の内容のみをもって平成19年度の私的録音録画小委員会の整理とするべきである。</p> <p>また、第16ページの「② 利用者保護について」で、利用者保護対策が進んでいるかの如き印象操作を行っているが、日本レコード協会の権利者団体のエルマークもあくまで日本レコード協会所属のレコード会社と、その音楽配信サイトが何らかのライセンスを結んでいることを示すものに過ぎず、どこまで行っても、エルマークのありなしはそのサイトのコンテンツが著作権法上適法に提供されたものか、違法に提供されたものかを示すクライテリアたり得ない上、自らが複製した著作物を離れてサイトそのものを違法と著作権者団体が認定することは、明らかに権利の乱用であり、到底認められるべきことではない。最終報告書においては、この部分に、このような否定的評価も明記するべきである。</p> <p>そもそも、平成19年度の私的録音録画小委員会中間整理に対するパブコメにおいて、ダウンロード違法化に対する大多数の反対意見はダウンロードの違法化をするなど言っているのだから、意見を重く受け止めてダウンロードを違法化して欲しいなどとする意見ではカケラもないのであり、このような意見のすりかえは決して許されない。</p> <p>去年のパブコメでは、ダウンロード違法化について、①そもそも著作権という私法が私的領域に踏み込むこと自体がおかしい、②家庭内の複製行為を取り締まることはほとんどできず、このような法改正には実効性がない、③通常の録音録画物について違法合法を区別することはできない、④特に、インターネット利用では、キャッシュとして自動的になされるコピーがあるなど、違法合法を外形的に区別できないため、ダウンロードが違法と言われても一般ユーザーにはどうしたら良いのかさっぱり分からず、このような法改正は社会的混乱しかもたらさない。</p> <p>⑤ダウンロードはその行為に1個人しか絡まないため、エスパーでも無い限り「情を知って」の要件は証明も反証もできないものであり、この要件は司法判断でどう倒されるか分からず、場合によってはインターネットへのアクセスそのものに影響を及ぼし兼ねないこのような法改正は極めて危険である、⑥そもそも違法流通は送信可能化権による対応が可能である上、この送信可能化権との関係でダウンロードによる損害額がどう算定されるのかもよく分からない、⑦パロディの著作物のダウンロードについて、ごく普通のユーザまでリスを負わせるのはしい、⑧研究など元用として認められるべき目的の私的複製まで影響を受ける、といった懸念・不信がユーザーなどから示されているが、このうち、④の問題が、わずかに、本中間まとめにおいてブラウザキャッシュなどが権利制限の対象されるべきとされていることで、かろうじて緩和されそうなことを除き、去年から状況にほとんど変化はないのであり、ダウンロード違法化の合理的な根拠はほとんど全くとって良いほど何もないのである。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
	<p>国際的に見てもダウンロードを違法化している国は決して多くなく、ダウンロード違法化をした上でエンフォースを試みたただ一つの国であるドイツでは、エンフォースに失敗し、その実効性は何らあがっておらず、フランスは、条文に3ステップテストを入れただけでダウンロードについてまだ最高裁の結論が出ていないところで、俗に3ストライクアウト法案と呼ばれるバランスを欠いた取組を無理矢理押し進めようとしているが、最近のEUの通信に関するディレクティブでネット切断型の対策を否定されるなどその先行きは不透明となっており、判例法の国アメリカでも、P2P訴訟が猖獗を極め、何ら出口は見えていないなど、欧米の同校も、この点に関しては混乱するだけ混乱しており、反面教師にしかならない。国際条約にダウンロードを明確に違法化すべきと明記されているわけでもなく、ダウンロード違法化が国際潮流になっているなどということは今もってない。</p> <p>プログラムも含め、あらゆる著作物のダウンロード違法化に、私は今なお完全に反対する。このような有害無益な法改正の方針は、技術の発展の真の意味を全く理解しておらず、一般国民の行動原理とモラルとも乖離した、天下り役人の独善的な妄想に基づくものでしかない。違法ダウンロードによる権利者の経済的不利益が大きいとする根拠も薄弱であり、違法ダウンロードについては、拙速な法改正は行わず、解釈論による対応なども検討しつつ、様々な司法判断や状況が積み重なってきたときに改めて立法の是非を判断するべきである。</p>	
	<p>繰り返すが、私は、ダウンロードの違法化をするなど言っているのであって、意見を重く受け止めてダウンロードを違法化して欲しいなど言っているのではない。この点について腐った天下り役人の遁辞など全く求めている。本来法改正は立法府の権限であるが、いやしくも立法を議論する以上、一般国民のコモンセンスに反する法律、守られようがない法律は百害あって一利ないという法哲学の初歩は知ってもらいたい。どんな法律であれ、作ればその通りに国民が動くなどということはない。技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、ダウンロード違法化は法規範としての力すら持ち得ない。このような法改正を押し通せば、結局、ダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードがさらに進行するだけであり、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。どう転ぼうが、ダウンロード違法化は百害あって一利ない最低の法改正である。</p> <p>それに対し、本中間まとめで取り上げられている権利制限は、どれも社会全体を裨益し、経済はおろか、引いては文化の発展にも寄与するものである。次の法改正においては、ダウンロード違法化を除き、権利制限のみの法改正のみを是非行ってもらいたい。</p> <p>文化庁あるいは文部科学省にあっては、パブコメを無視せず、真に公平かつ妥当な国民視点に基づく検討が行われるよう、今後、その審議会運営の正常化を真摯に行うことを、私は一国民として強く求める。文化庁あるいは文部科学省がこのような正常化が不可能であるとするなら、これは、行政府が特定業界との癒着を断ち切ることが不可能であると告白したに等しく、私は一国民として、今後真に公平かつ妥当な国民視点に基づく著作権法改正の検討を直接立法府で行うべきであると立法府に求めていくと最後に付言しておく。</p>	

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
III-48	<p>録音録画著作物を含めて違法複製物又は違法配信からの私的使用目的の複製を30条の範囲外にすることに反対します。</p> <p>理由は、下記のとおりです。</p> <p>各項目については、下記のとおり意見します。</p> <p>1) 送信化可能権で対処可能 ダウンロードする側での取り締まりは、非常に難しいので、アップロードする側を取り締まった方が、効率的であると思う。そのために世界に先駆けて送信化可能権を設定したのであるから、この権利を使って、十分、取り締めることは可能なはず。なぜ、この権利を行使しないのか非常に疑問である。2008/10/21に違法着うたサイト運営者を逮捕したという報道があった。このように対応できるのだから必要がない。</p> <p>2) Lマークを推進してもユーザ側には違法かどうか不明 Lマークがついていない場合でも、適法配信の場合がありユーザにはわからない。Lマークを使っていない配信サイトに対する営業妨害の恐れがある。そのことは、日本レコード協会も下記のとおり認めています。 http://www.riaj.or.jp/shikibetsu/</p> <p>5. よくあるご質問 Q マークがないサイトは全て違法配信サイトですか？ A マーク表示がないことをもって必ずしも違法配信コンテンツだとは言えません。(以下略)</p> <p>だいたい、海外の適法サイトにLマークを載せてくださいなんて、言えないと思いますが。</p> <p>3) プライバシー侵害を容認する可能性がある 権利者側は、違法配信よりダウンロードした人に対して、訴訟を行うことを明言しているが、違法配信よりダウンロードしたというのをどのように証明するのか。そうすると、目をつけた相手に対してPCのハードディスクなどの証拠保全を裁判所に訴えるという以外に方法がない。そうしてPCを押収して、PCのデータを全部調べるということになる。その結果、私信メールなど関係ないファイルを見ることが出来る権利が権利者側に与えられ、プライバシーの侵害になる。</p> <p>4) 事務局の回答では、まったく不安を払拭できない 違法サイトからダウンロードしたという証明は、権利者が行うといっても、恫喝訴訟を起こす可能性もある。たとえば、訴訟を匂わせて警告を送って、和解金を払えといえ、たいていの人は違法サイトからダウンロードしていなくても和解金を払ってしまおうとするだろう。実際、訴訟になったらそれ以上のお金が必要になるのだから。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
III-49	<p>私的使用目的の複製の見直しについては、私的録音録画小委員会の議論を受けて法制問題小委員会でも検討されたことになっているが、極めて不足した内容と言わざるを得ない。著作権法30条によって私的複製される範囲の縮小(あるいはこれまで曖昧だった部分の明確化)にどれだけの実効性があるのか、また私的録音録画小委員会での議論の前提が妥当だったのかとの精査は手つかずのままである。</p> <p>特に私的録音録画小委員会では、30条縮小を示唆した中間整理に対して多数のパブリックコメントが反対意見として集まったにもかかわらず、その多数意見を無視して30条縮小を押し通したという経緯がある。パブリックコメントの中で指摘された問題点についても私的録音録画小委員会では対処されておらず、法制問題小委員会での検討の前提とするには、あまりにも不適切な形で出されたものである。</p> <p>私的録音録画小委員会が打ち出したのは、違法複製物や違法配信物からの私的複製と、適法配信からの私的複製とについて著作権法30条の対象から外すとの方向性である。</p> <p>しかし前者は、ユーザーから見て私的複製元の録音・録画物が適法に提供されたものかを知ることができず、またいざ裁判になった場合でも自らが所有する複製物の適法性を証明することは困難である(その複製ソース手元に無い場合はレンタルCDの例を持ち出すまでもなく少なからず存在する)。さらには日本レコード協会から提案されている「適法マーク」(いわゆるエルマーク)は音楽配信のみに使われ(しかもiTunes Storeには採用されていない)、かつ海外での配信には当然のことながら付されていない。このことは著作権分科会でも指摘されている。しかし私的録音録画小委員会では精査されておらず、更に同小委員会では映画製作者代表の委員から「適法マーク」の使用がまだ準備段階でしかないことが明らかにされた。また、ダウンロードを対象としストリーミングは含まないとの事務局見解についても、その区別をどうするのかに後のユーザーの複製の許諾範囲を定めるという考え方であるが、現状でも配信時の契約では明らかにされていない私的複製態様は想定される。特に変換・バックアップに伴うような所謂「孫コピー」については契約で定めることは考えられず、また敢えてそれを契約で禁止することでユーザーの利便性を大きく損ねるおそれも生じるところである。私的領域内で行われる複製であるにもかかわらず、社会通念上は認められ得るのに「違法」とされる行為が多く発生し放置されることになりかねない。</p> <p>30条へ安易に手を加えることで、著作権法が規範としての役割を果たせなくなることを危惧する。</p> <p>私的録音録画小委員会では「録音」「録画」についてのみ30条縮小の対象とされていたが、著作権分科会での委員の指摘を受けて、法制問題小委員会でもプログラム著作物を対象とするか検討が加えられた。結論としてはプログラム著作物について30条縮小を行なうことは見送られた感がある。</p> <p>このこと自体は歓迎するが、その理由が「現時点で必ずしも明確といえる状況ではない」というのは問題である。つまりプログラム著作物での被害状況が「明確」になれば30条縮小があり得たということだ。しかし前述の通り、30条縮小自体のもたらす法的効果について(本来は専門的な検討が加えられるべき)法制問題小委員会で議論されなかったことは遺憾である。</p> <p>また、他の著作物についても要望が無かったという理由だけで片付けているのは不足と言わざるを得ない。テキスト・絵画・写真等の著作物を30条除外の対象に加えると、社会的にどのような混乱をもたらすのか明確に示すべきだったのではないか。そして、その混乱は録音・録画の場合には起こらないとも必しも言えないということも意識すべきである。</p> <p>法制問題小委員会は数年前から有識者中心の委員構成とし、専門的な議論が行なえる小委員会として組織されている筈だが、こと私的複製に関する議論では全くその専門性が活かされていないというのが残念でならない。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
III-50	<p>違法複製物のダウンロードを私的複製の範囲外(違法化)とする事について、原則として反対いたします。少なくとも、市販品のデータが丸ごとアップロードされているものを情を知ってダウンロードした場合などに限定するべきであり、特に、無償で配布・公開されたことのあるプログラムや、画像・テキスト類を対象とすることには強く反対いたします。</p> <p>そもそもインターネットの仕組上、ウェブサイトを開覧した時点で「ダウンロード」と「複製」が行われており、アクセス記録も残ります。インターネット利用者全員に違法行為のリスクを負わせることとなります。</p> <p>過去の議論によって権利行使の実効性が疑問視されているにもかかわらず、利用者に漠然とした不安感を与えて萎縮効果を狙おうとする考え方を容認することはできません。</p> <p>また今後、権利者側が権利行使の実効性を確保するため、通信内容の監視や解析、アクセス記録の開示請求等の権利を要求することも考えられ、著作権法を楯に「通信の秘密」を蔑ろにする第一歩に繋がるのではないかという懸念もあります。これまでも権利者側は、中古ソフトを違法化しようとするなど、合法である領域にまで干渉してきました。権利者側に対する不信任は、容易に払拭することは出来ません。</p>	個人
III-51	<p>今回の著作権法改正でダウンロードを違法化することに反対です。</p> <p>情報の単純所持は、完全に個人的な行為であり、「情を知って」とか、「積極性かつ継続的に」とかのような曖昧かつ恣意的な要件は、エスパーでもない限り証明不可能なものであります。</p> <p>またなんでもアメリカ政府の出す「年次改革要望書」のいいなりになるべきではありません。ダウンロードを違法化したアメリカでは、全米レコード協会、通称「RIAA」が暴走を開始、訴訟される前に金さえ払えば裁判しないでおいてやるという前代未聞の(オンライン訴訟差し止めサイトを開設)しました。さらに暴走して、著作権侵害ファイルをダウンロードしていない相手に対して「お前は著作権侵害ファイルをダウンロードした、裁判所に引きずり出されたくなければ金を払え、金さえ払えば告訴しないよ」という連絡を大学経由でしていることが発覚して大問題になりつつあります。</p> <p>こんな危険な事態が日本でも起こらないという保障はありません。</p> <p>著作権非親告制度は完全に反対です。警察や検察側が主導して著作権侵害事件を捜査・起訴することが可能となるよう、より広範な権限を警察や検察に付与することは、ただの権力の乱用でしかありません。</p> <p>表現者本人の意思でなく警察や検察が独断で著作権侵害と判断するということは、日本で様々な創作物が生まれなくなることを意味します。これでは、著作者のための著作権ではなく警察や検察の利益だけのための著作権になってしまいます。絶対に反対です。</p> <p>今回のダウンロード違法化は、権利者が狙うように、またみんなが一生懸命DVDやCDを買うようになるなどというのは、幻想でしかありません。コンテンツは単純にメディア露出が減ることで、いいコンテンツと出会う機会損失が大きくなり、どんなにいい作品が市場に出ようとも、(中身を知る機会がなければ)買いません。中身知らずに前評判だけで3000円4000円出すほど、今のネット慣れた若者はそれに価値を見出さないでしょう。</p> <p>この改正で萎縮するのは違法ダウンロードではなく、コンテンツセールスそのものであります。ただでさえ今は、市販コンテンツよりもCGMのほうが面白いのではないかということに、多くの人が気づき始めています。</p> <p>例えるならば「高いお金を出してプロ野球を見に行くより、自分たちで草野球やったほうが楽しい」ということです。何もプロが作ったコンテンツでなくても、アマチュアが無償で作るコンテンツで充分楽しめるという世の中は、もう一部では到来しています。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

III 第2節 私的使用目的の複製の見直しについて

	意見	個人/団体名
	<p>逆に著作権は緩和すべきだと考えます。また著作権侵害についてもいつも訴えるのは、JAS RACなどの管理団体ですが、その曲をつくったアーティスト本人の意見を聞くなどもしていただきたいです。それをやらずにただ処罰範囲を拡大するだけの改正には、反対です。今回のダウンロード違法化は、罰則はないとしても違法なので、民事訴訟される危険性は、増しダウンロードの疑いをかけられた人は裁判に時間を費やさなければならなくなって無駄な時間が増える危険性も増します。もっと音楽をつくったアーティスト本人の意見も積極的に聞くなどの対応をしていただきたいです。</p>	
III-52	<p>第2節 私的使用目的の複製の見直しについて(11～20ページ)</p> <p>ダウンロード違法化に反対します。去年反対意見が多数であったのにもかかわらず、何ら審議にかけられることなく、国会へ改正案を送られることはおかしいです。</p> <p>ネットユーザーの知る権利、通信の秘密は決して侵してはいけません。違法の判別のひとつに「情を知って」と言われますが、個人の意思を理解することは不可能です。</p> <p>RealPlayerでYouTubeもダウンロードできます。技術的には、ストリーミングでもバッファを作るときダウンロードするので両者は区別できません。動画サイトの萎縮に繋がります。</p> <p>ダウンロード違法化は、一般ユーザーを潜在的に違法ユーザーとするものであり、これは国民の法規範意識にも合致するものとは言えず、法治国家として非常に好ましくない事態となります。</p> <p>これは、権利者団体にとって優先度の高い一般ネットユーザーを、恣意的に民事訴訟の対象とできたり、もし犯罪化されたら、警察組織にとって優先度の高い一般ネットユーザーを、恣意的に簡単に逮捕できたりする、便利な材料として機能することでしょう。それでは、公正な法運用に支障を来します。</p> <p>どうか国民目線の審議をしていただけるようお願いいたします。</p>	個人
III-53	<p>CD-ROMやDVD-ROM等の記録媒体の物理的寿命は10年。家庭で個人が読書出来るRAM媒体になるとわずか2年程度、情報が記録媒体の物理的劣化により消失する度に高額な料金を支払っての買い直しを消費者に強いるのですか？馬鹿にしているにも程があります。</p> <p>このような消費者から搾り取る事だけを目的としているとしか思えない愚策を実施するなら購入した記録媒体内の著作物情報に対する恒久的補償制度か、一次購入時の金額を現在の10分の1に引き下げる等の処置なくしてはありえません。でなければ基本的に私的利用目的の複製は無制限にすべきです。</p> <p>以前から反対意見が多数に関わらず、問題を放置してのごり押しとしか思えません</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

IV 第3節 リバース・エンジニアリングに係わる法的課題について

	意見	個人/団体名
IV-1	<p>ACCJが理解するところによれば、貴小委員会では、コンピュータプログラムのリバース・エンジニアリングについての提案がなされています。すなわち、相互運用性を確保する目的及びソフトウェアにおける生涯や脆弱性の発見の目的で行われるリバース・エンジニアリングを一定の条件の下に許容する権利を制限することを意味します。ACCJは通常、著作権法の例外の法制化に対して保守的な対応を選択しますが、これら二点の修正については、双方とも合理的であり、かつ米国及びEUの法実務と一致したものとして支持致します。教育・研究目的等、その他の提案された例外が更なる検討及び議論を必要とすることにおいても、ACCJは貴小委員会の見解に賛成致します。</p> <p>更に、中間まとめの27頁において、貴小委員会は次のように述べています。すなわち、ライセンス契約が「調査及び解析」(例えば、リバース・エンジニアリング)を禁止する条項を含む場合があり、諸外国においては、著作権の[法的]制限と相反するこれらの条項は無効であり(または無効とみなされ)、また、著作権の[法的]制限の設けられた意図やこれらの条項がその制限を実質的に排除するという事実を考慮すれば、日本においてもリバース・エンジニアリングを禁止する条項は無効とみなされるべきである旨、述べられています。ソフトウェアにリバース・エンジニアリングを行うライセンス被許諾者の権利の制限を意図する契約条項を禁止する(または法的強制力がないものと見なす)国もあることが事実である一方、これは米国には当てはまりません。判例法の浸透は州や連邦ごとに異なりますが、リバース・エンジニアリングを禁止する契約上の制限の全てが、それ自体、法的強制力を持たないといえるものではありません。例えば、米国連邦巡回控訴裁判所は、2003年に争われたBowers対Baystate Tech. Inc.の事件において、商業的に配布されたソフトウェアにリバース・エンジニアリングを行うライセンス被許諾者の権利を制限する制約上の条項の維持を認めました。ACCJとしては、リバース・エンジニアリングの契約上の禁止に関する政策表明を行う前に、貴小委員会には全ての利害関係者の利益を十分に考慮し、全ての利害関係者に意見及び懸念を表明する機会を提供して頂くことを要請致します。</p>	在日米国 商工会議所 知的財産委 員会
IV-2	<p>文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において審議されている、コンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリングの法的措置について、情報セキュリティ対策の観点から当社の意見を申し述べます。</p> <p>当社は、情報セキュリティ関連製品の研究開発やコンサルティング・サービスを主な事業として、2007年に設立された日本のベンチャー企業です。特に、セキュリティ対策技術において多数の研究開発やコンサルティングの実績を有しております。当社は、米国から帰国した情報セキュリティ技術の専門家二人を技術部門の核としており、海外との比較において、日本の法律面の事業環境に日頃から強い問題意識を持っています。</p> <p>近年、ソフトウェアにおける未知のセキュリティ脆弱性が悪用される被害が多数報告されています。このため、攻撃者に悪用されたセキュリティ脆弱性の分析と対策立案、新規導入予定のシステムにおけるセキュリティ脆弱性の調査、効率的な脆弱性発見手法の研究、対策システムの開発など、未知セキュリティ脆弱性対策における社会的ニーズは一層強まっています。</p> <p>しかし、質の高いサービスや製品を提供するためには、リバース・エンジニアリング技術をベースとしたセキュリティ脆弱性の詳細解析が必須となります。多くのソフトウェアは、そのソースコードを入手できないため、リバース・エンジニアリング技術をベースとしない分析では正確性や網羅性に欠け、社会的ニーズを十分に満たすことができません。</p> <p>このような社会的ニーズは海外でも同様です。米国では、リバース・エンジニアリングに関する著作権法の整備も進んでおり、著作権者の明示的な承諾を得ることなく、情報セキュリティ対策のためのリバース・エンジニアリングが実施されています。また、情報セキュリティ対策は公益性が高く、高度情報化社会におけるリスク回避の一環としてその重要性が広く認知されていることから、そのためのリバース・エンジニアリングに対しては社会的コンセンサスも十分に得られています。このため、情報セキュリティ関連企業は質の高いサービスを世界的に展開する事ができ、また、セキュリティ研究者、専門家のコミュニティなどからも革新的な研究成果が次々と発表され、高度なセキュリティ・ツール(ソフトウェア)も開発され、ビジネスにつながっています。</p>	株式会社 フオンティ ンフォティ技 術研究所

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

IV 第3節 リバース・エンジニアリングに係わる法的課題について

	意見	個人/団体名
	<p>しかし日本では、現状の著作権法におけるリバース・エンジニアリングの法的解釈が不明瞭であるため、ビジネスの展開、および研究開発活動の大きな足かせとなっています。さらに、情報セキュリティ分野の技術発展を著しく阻害しており、我が国の国際競争力低下を招く一要因となっています。また、日本国内における情報セキュリティベンチャーの創出という面でも大きなハードルとなっています。</p> <p>欧米では、互換性確保目的でのリバース・エンジニアリングが明示的に認められるなど、世界各国で法整備がなされています。米国ではすでにデジタルミレニアム法(DMCA)にて技術的保護装置解除禁止の例外としてセキュリティ試験におけるリバース・エンジニアリングが明示的に許されています。日本におけるコンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリングの是非に関する議論は1983年頃から開始されていますが、先進国において日本だけが国家としてリバース・エンジニアリングに関する意思を明確にしておらず、20年以上もの年月が経過しています。この状況は、極めて深刻であると言わざるを得ません。</p> <p>今後、国内の情報セキュリティ対策の技術発展は、更に高度化が予想される情報化社会の発展にとって重要な要素であるため、著作権法の改正により、情報セキュリティ分野のリバース・エンジニアリングが明示的に認められるよう強く要望致します。</p> <p>また、社会的公益性、および適切な高度情報化社会の発展のためにも、情報セキュリティ対策目的においては私的契約に対して優越する法規とするなど、明確な法解釈が示されるべきであると強く要望致します。</p>	
IV-3	<p>リバース・エンジニアリングに権利制限することは賛成である。しかし、リバース・エンジニアリング自体は逆コンパイルを許容することであり、それだけでは不十分である。逆コンパイルしたコードに修正を加えて再度コンパイルすること、同プログラムを利用することも一定の場合に許容されなければ、研究等は不可能になる。実効性ある制度にされたい。</p>	MPO法人ソフトウェア技術者連盟
IV-4	<p>法制問題小委員会におかれましては、リバース・エンジニアリングについては相互運用性・障害発見などの目的ならば「権利制限を早期に措置する必要がある」との意見で一致したとのことです(中間まとめ29ページ)。相互運用性や障害発見に限らず、単なる利用とは異なる技術上の調査全般をフェアユースの個別規定の対象とする法改正を求めます。また、前期の同小委員会で法改正で対処すべきとの結論が出されていた検索エンジンに関する権利制限につきましても、すみやかに実行へ移す必要があります。</p>	無限責任中間法人インターネット先進ユーザーの会(MIAU)

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

IV 第3節 リバース・エンジニアリングに係る法的課題について

	意見	個人/団体名
IV-5	<p>第3節 リバース・エンジニアリングに係る法的課題について(P29ページ)</p> <p>インシデントレスポンスチームは、脆弱性を利用してWebサイトに侵入しページを改ざんするなど、情報セキュリティに係る人為的事象の発生を解決する/予防する活動を推進している組織です。インシデントレスポンスチームでは、人為的事象の発生した際には、プログラムを動かして検証する手法やリバース・エンジニアリングを用いて動作解析することで原因究明を早急に推進しなければなりません。また、人為的事象の発生を予防するために、同様な手法で開発する製品や導入する製品のセキュリティ品質を確認する必要があります。特に、導入する製品については、ソースコード提供される場合だけではなく、リバース・エンジニアリングを含むさまざまな動作解析手法が利用できることはセキュリティ品質を維持する上でも必要不可欠となっています。</p> <p>しかし、現状、自ら利用者としてリバース・エンジニアリングしようとする場合でも、他者からの依頼/委託によりリバース・エンジニアリングしようとする場合でも、現行著作権制度のために、逡巡してしまったり、海外で実施せざるを得ないという状況にあります。</p> <p>さらに、コンプライアンス精神の高い日本企業において、明確にリバース・エンジニアリングが適法であるという規定がなければ、必要があってもリバース・エンジニアリングを実施できない(実施しにくい)、正しい行為であると思っても踏み出さない(踏み出せない)状況にあります。</p> <p>上述の通り、インシデントレスポンスチームは、人為的事象の発生を解決する/予防するための原因究明や問題解決が使命となっていますが、リバース・エンジニアリングを含む、さまざまな動作解析手法を必ずしも利用できる状況にあるとは言えません。</p> <p>「(4)まとめ 以上のとおり、コンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリングについては、相互運用性の確保や障害の発見等の一定の目的のための調査・解析について・・・」とまとめられています。障害の発見等の中に、脆弱性の確認も含まれていると考えておりますが、プログラムの脆弱性を悪用したシステム侵害発生を低減させ、安全な情報セキュリティシステムを実現していくためにも、「相互運用性の確保、障害の発見や脆弱性の確認等」というように、脆弱性の確認についても明記することを検討して頂きたいと考えております。</p> <p>第3節 リバース・エンジニアリングに係る法的課題について(P27ページ)</p> <p>インシデントレスポンスチームでは、情報セキュリティに係る人為的事象の発生を解決する/予防する活動を推進する際に、他者からの依頼/委託により活動を開始することが多々あります。すなわち、相互運用性の確保や障害の発見等のプログラム表現の確認作業にあたり、「プログラムの複製物を使用する正当な権原を有する者」から委託を受けて作業を実施する機会が多いこととなります。また、その委託作業は、「次のような要件を基本として考えることが適当である」と考える。プログラムの複製物を使用する正当な権原を有する者であること。」の一部に含まれると考えております。</p> <p>つきましては、「プログラムの複製物を使用する正当な権原を有する者」から委託を受けて作業を実施する場合についても、「プログラムの複製物を使用する正当な権原を有する者であること。」の延長にあることを明記するなど、ご配慮をお願いしたいと考えております。</p> <p>リバース・エンジニアリングに係る法的課題については、その動向を注目しており、著作権分科会法制問題小委員会のページ(http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/index.html)も適宜参照しております。2008年11月10日現在、上記ページの平成20年第7回(2008年8月20日)、平成20年第8回(2008年9月4日)、平成20年第9回(2008年9月19日)の審議内容については、未掲載状態となっておりますので、議事録等による公開をお願いいたします。</p>	(株)日立製作所

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

IV 第3節 リバース・エンジニアリングに係わる法的課題について

	意見	個人/団体名
IV-6	<p>相互運用性の確保や障害の発見等の目的で行うリバース・エンジニアリングについて、一定の要件の下で、権利制限を早期に措置することが適当とされたことについては評価する。しかしながら、以下の各点において、権利者の権利を不当に害しない範囲に限定するべく、権利者に配慮した要件を明確に定義するべきである。</p> <p>(1)そもそも、「プログラムの調査・解析をする際に、一定の形態で調査・解析を行う場合には複製又は翻案に当たる可能性がある」(23頁)という前提で、著作権法上問題になるケースに対する対処を議論の出発点としていたはずであるのに、およそリバース・エンジニアリングができるのかという議論になっている点は、誤解を招きかねない。権利制限をかけて法的に許容するにあたっては、リバース・エンジニアリングに必要最低限の範囲で、その過程において生じる複製・翻案が必要最小限に認められるように明確に定義するべきである。</p> <p>(2)権利制限を許容すべき目的の範囲について(26頁)、競合プログラムの開発目的は、入れるべきではない。すなわち、相互運用性確保の目的と併存して競合プログラムの開発目的がある、あるいは相互運用性確保の目的の中に競合プログラムの開発目的が含まれるといった場合には、これを認めるべきではない。競合プログラム開発の目的が含まれる場合にこれを認めるのは、調査・解析対象となったプログラムの権利者にとって開発のインセンティブを阻害し、実際上も著しい不利益となりかねないからである。同じ理由で、「その他、プログラム開発のために必要なアイデアの抽出等」(28頁)のためのリバース・エンジニアリングを認めるべきではない。</p> <p>(3)強行規定か任意規定かについて、27頁最後では強行規定とすべきことを示唆している。29頁のまとめにおいては記載されていないため見過ごされがちであるが、これを強行規定としたときには、次のような懸念があるので、任意規定とすべきである。まず、これまで長く商慣習上行われてきた使用許諾契約中のリバース・エンジニアリング禁止条項が無効とされ、ソフトウェアベンダーの権利が著しく制限されるとともに業界に混乱が生じる。また、リバース・エンジニアリング防止のための技術的なプロテクションを装備した場合にこれを解除されても適法と整理されかねない。</p> <p>さらには、適法なリバース・エンジニアリングを行うのだから技術的なプロテクションを解除せよとの要求が仮にあっても、その正当性を検証することもできず対応できない。前記のような開発者利益や技術的なプロテクションなどの利益について、一律に強行規定で制限するときにはそぐわない場面も出てきかねず、むしろ各ベンダーにおいてビジネス上総合的に判断することが必要である。したがって、権利者が納得してリバース・エンジニアリング禁止を使用許諾契約に入れるのかどうかという権利制限の要否は各ベンダーに委ねるべきであり、すなわち任意規定とすべきである。</p>	<p>社団法人コンピュータソフトウェア協会 法務・知財委員会</p>

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

IV 第3節 リバース・エンジニアリングに係わる法的課題について

	意見	個人/団体名
IV-7	<p>P.27(4)①の「相互運用性の確保の目的」については、中間まとめでも言及されているとおり、新たなプログラムを開発する際には、既存のユーザ環境での利用に支障を来すことのないよう、他のコンピュータ・プログラムのインターフェイス情報等を把握することは開発ベンダーとして必須の作業です。従って、この目的での権利制限を許容すべきとする検討内容に賛成いたします。</p> <p>また、競合プログラムの開発を目的とする場合のリバースエンジニアリングについて、目的の段階で競合プログラムの開発を意図するかどうかで区別する必要はないとの結論となっている点についても賛成いたします。そもそも「競合」という概念がどのような状態を念頭にされているか不分明であり、市場において競争関係を生ずるといような、曖昧かつ広義であるとするなら、そのような概念を持ち込むことには反対です。</p> <p>なお、この点、米国のSega Enterprises Ltd. v. Accolade Inc. やSony Computer Entertainment America, Inc v. Connectix Corp. の裁判例は、いずれのケースもリバースエンジニアリングの対象となったプログラムと、リバースエンジニアリングによって得られたインターフェイス情報を用いて創作された後のプログラムは、市場において競争関係を生ずる関係にあると考えられるところ、両事件とも、フェアユースであるとしてリバースエンジニアリングが許容されています。個別の事例に基づくものですので、単純に一般化することはできないかもしれませんが、同様のケースにおいて、日米間に著しい不均衡が生じないよう配慮されるべきものと考えます。</p> <p>リバースエンジニアリングにかかる権利制限規定の整備にあたり、中間まとめP.27にあるように、「諸外国の立法例の状況も踏まえて、次のような要件を基本として考えることが適当と考える・・・(中略)・・・調査・解析の過程やその結果入手した情報について、目的外での第三者提供など権利者の利益を不当に害することとなる使用が行われぬよう必要な規定等を整備すること」に賛成いたします。</p> <p>さらに、今回の中間まとめで具体的に記載のある「相互運用性の確保の目的」や「障害の発見等のプログラムの表現の確認」といった一定の目的に限定した権利制限の措置に留まらず、P.29(4)の「まとめ」にもあるように、それ以外の調査・解析全般に関し、それを必要とする当事者が行うリバースエンジニアリングの適法性について、個別の事案に即して利益衡量を行ったうえで司法判断がなされるよう、一定レベルでの一般規定の導入についても、併せて検討を行っていただきたいと考えます。</p> <p>【注釈】 977 F.2d 1510 (9th Cir. 1992)。原告ゲームソフトと互換性のあるゲームソフトを開発するために被告が行った、原告ゲームソフトのリバースエンジニアリングの適法性が争われた。 203 F.3d 596 (9th Cir. 2000)。原告ゲーム機で動作するゲームソフトをPC上で動作させるためのエミュレータソフトを開発するために被告が行った、原告ゲーム機BIOSのリバースエンジニアリングの適法性が争われた。</p>	社団法人電子情報技術産業委員会著作権専門委員会
IV-8	<p>相互運用性の確保、障害の発見等の目的で行うリバースエンジニアリングについて、権利制限を行なうことが適当とされた結論に賛同する。</p> <p>なお、リバースエンジニアリングは対象著作物のアイデアを抽出するものであるが、アイデアは著作権により保護されるべきものではなく、アイデアを抽出する過程での著作物の利用行為について権利を及ぼすべきではない。したがって、目的を限定せずリバースエンジニアリングを認めることについても、引き続き検討していただきたい。</p>	ヤフー株式会社

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

IV 第3節 リバース・エンジニアリングに係わる法的課題について

	意見	個人/団体名
IV-9	<p>当協会としては、平成20年7月に本小委員会において意見発表いたしましたとおり、リバース・エンジニアリングに伴う複製又は翻案に関する権利制限規定を設けるべきかどうかについては、平成6年5月「コンピュータ・プログラムに係る著作権問題に関する調査研究協力者会議報告」における検討を踏まえ、情報セキュリティの確保等の理由など近年の状況を勘案した上で、正当な目的であり、かつ相当な手段を用いるのであれば、一定程度の権利制限を認めざるを得ないと考えます。</p> <p>具体的には、①相互接続性、互換性の確保目的、②脆弱性の確認(セキュリティ・チェック)③著作権侵害行為の発見目的、④主として著作権侵害に供されるソフトウェアの機能性調査などの、公正な目的で行うものについては、必要性があり、権利の制限を受けることが許容されると考えております。しかし、プログラムの模倣やウィルス作成などの不正な目的であったり、技術的保護手段・制限手段の回避等の手段として行うリバース・エンジニアリングについては権利の制限を受けることは許容できないと考えております。</p> <p>ただし、上記①～④のような、公正と認められる具体的な目的の場合でも、必要不可欠な複製の範囲は、必要最小限でのみ認められるべきであると考えますが、これらの目的は基本的に主観にもとづくため、リバース・エンジニアリングによって複製が発生した段階では外形的に、合目的であるか否かの判別がつきにくいという問題が残ります。このため、少なくともリバース・エンジニアリングによって複製された著作物の取り扱いを厳格に定める規定を創設することが、権利者の利益を不当に害しないためのさいていげんの条件として不可欠であることから、リバース・エンジニアリングの結果として複製された著作物の扱いについては、目的外利用(支分権対象行為に含まれない目的外「使用」を含む)を禁じる条項を設けるほか、複製物の公表、頒布及び公衆送信等についても禁止することを求めます。</p> <p>また、外国法制とのバランスを鑑み、法制化される場合であっても、その許容される行為の範囲は、EUIにおけるECディレクティブ等に規定する範囲を超えるべきではないと考えます。</p>	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
IV-10	<p>文化審議会著作分権科会法制問題小委員会において審議されている、コンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリング(以下RE)の法的措置にていて、去る7月25日の上記小委員会第5回会合において当機構から主に情報セキュリティの観点から意見を申し述べました。また、8月20日の第7回会合においては、追加的な意見書(http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h20_07/sanko_2.html)を提出させて頂き、当機構としての立場を明らかにしてきました。このたび、同小委員会の中間まとめの意見募集がなされましたので、それに対する意見を提出いたします。</p> <p>1. 「②障害の発見等のプログラムの表現の確認」(P27下から1行目～P28の11行目)に関連して</p> <p>(意見1) 権利制限が認められる主体について、プログラムの使用者だけでなく、業として検査等を行なう者、利用者や業として検査等を行なう者から委ねられて検査等を行なう者が含まれることを明確にされたい。</p> <p>「障害等の発見、脆弱性の確認にていては、少なくともプログラムの使用者に対して、その使用するプログラムの適正・安全を確保することは重要であり、このために必要な行為と考えられるため、権利制限を認めることが適当との意見があった」ことについて:</p>	(独)情報処理推進機構

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

IV 第3節 リバース・エンジニアリングに係わる法的課題について

意見	個人/団体名
<p>第5回法制問題小委員会にて当機構から意見を述べたとおり、セキュリティに関係する公的機関、企業、研究者が、正当な利用者としてはもとより、他の正当な利用者に対して脆弱性の注意喚起や対策情報の提供、権利者との調整等のために、(正当な利用者となって)情報セキュリティの試験(脆弱性発見・解析だけでなく、ウィルスがとりついたプログラムに与える影響等の挙動把握等を含む)の一環としてREを行なう場合は、権利制限を認める対象として含まれるべきと考えます。</p> <p>さらには、上記の組織が専門企業などに委ねてREをさせる場合の当該専門企業などによるREは、権利制限を認める対象として含まれるべきと考えます。</p> <p>これらは、今後の著作権分科会での審議や改正法の法解釈などで明確にすることを願います。</p> <p>(意見2)情報セキュリティ対策目的でのREを認めるにあつては、「他人に被害を与える意図を持ってコンピュータ・ウィルス等の悪意あるプログラムを開発するためにREをすることは認められない」ことを法文上明記されたい。</p> <p>「修正プログラムを作成する目的で解析する場合と、ウィルス作成やシステムへ攻撃など悪意ある目的で解析する場合とでは、脆弱性を確認する目的はある点では同じであり、目的要件の規定の仕方によっては、後者のような行為も含まれてしまうとの指摘があったことから、詳細な制度設計にあつては、このような点についても留意することが必要と考えられる。」について:</p> <p>脆弱性等の確認の手段としてREするという“行為”に着目すれば、(裏返的に)類似しているとは言えるが、“目的”については、情報セキュリティという公益的目的と、弱点を攻撃するという悪意ある目的とは、正反対であり、中間まとめの記述は読者に大きな誤解を与えかねないと思料します。今後の審議においては、この点言葉の選択を慎重にすることを望みます。(脆弱性等を確認することを目的というべきではなく、利用者に対する注意喚起・攻撃対策情報の提供、関係者に修正プログラムの開発をさせるための権利者との調整、利用者の安全確保などの情報セキュリティ目的のために、脆弱性の解析が必要となる場合があり、そのための手段のひとつとしてREがあるということであるから、脆弱性を確認することは、行為または手段と言うべきであります。)</p> <p>また、現在のリバースの適法性が不明瞭な状態が、コンプライアンス意識の全くない悪意のある者にとっては、RE天国の状態となっている中で、目的は異なってもREをして脆弱性を発見するという行為が同じだからという理由で、コンプライアンス意識のある善意の者が、法的措置に逡巡することがないようにすべきと考えます。</p> <p>当機構は、第7回会合に提出した意見書において既に述べたところですが、障害等の発見・保守、情報セキュリティ対策といった目的でのREは認め、他人に被害を与える意図を持ってコンピュータ・ウィルス等の悪意あるプログラムを開発するためにREをすることは認められないことを明記すべきと考えます。(これにより、サイバー犯罪条約の国内法が整備される見込みが立っていない中で、ウィルス作成等の悪意のある者に対して間接的な抑制効果をも持ちえるものと考えます。)</p> <p>なお、著作権法30条以降の制限規定では、基本的にそれぞれの目的で権利制限を規定しているのであり、複製等の行為(の態様)の仔細に分け入って権利制限を規定している訳ではありません。</p>	

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

IV 第3節 リバース・エンジニアリングに係わる法的課題について

意見	個人/団体名
<p>(意見3)情報セキュリティ目的のREは、公益性が高いため、ライセンス契約に対して優越することを法令上明確にされたい。</p> <p>「その他の要件やライセンス契約との関係については、必要な情報があらかじめ利用可能性ないこと等の要件を課すなど、基本的に相互運用性の確保等の場合と同様とすることが必要と考えられる。」について：</p> <p>情報セキュリティ目的のREの社会公益性が相互運用性の確保の目的のREのそれよりも高いことは明らかであり、相互運用性の確保等の場合と同様の要件やライセンス関係とすべきか、ということについては、差があつてしかるべきと思料します。</p> <p>本年5月9日に知的財産戦略本部「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」の第2回会合においても、脆弱性の確認等はかなり公益性の高い問題で、REを強行法規的認めるべきという要請が強いのに対し、相互接続性の確保は競争法的な要素も絡み性格が異なる、ということについて認識の一致が見られていますし、事務局の内閣官房もそれを認める回答をしています。 (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/digital/dai2/2gijiroku.html)</p> <p>当機構も、同小委員会第5回会合において、「情報セキュリティ対策の性質に鑑みて、契約に対して優越的に扱われるべき」という意見を述べています。</p> <p>情報セキュリティ目的のREは、ライセンス契約に対して優越的でなければ意味がないので、この点の法令上の明確な手当てや解釈が不可欠であります。今後の著作権分科会で適切に審議され、改正法の中で明確に措置されるようお願いいたします。</p> <p>2. 「(4)まとめ」(P29の4～10行目)関連して</p> <p>(意見4)「障害の発見等」の「等」に、脆弱性の発見・確認・分析等や、ウィルスがとりついたプログラムに与える影響等の挙動把握、暗号研究など、情報セキュリティ目的の活動が含まれることについて、明確にされたい。</p> <p>「・・・相互運用性の確保や障害の発見等の一定の目的のための調査・解析について権利制限を早期に措置する必要があることについては概ね意見の一致が見られた。」について：</p> <p>第5回法制問題小委員会において、当機構より、ウィルスなどの不正プログラムの挙動解析、暗号研究についても、セキュリティに関する公的機関、企業、研究者の方々によるREが必要となる場合があることを意見としての提出したところであり、その後の委員会の審議でも、これらに関しては問題なく認められるとの意見が大勢であったと認識しています。「障害の発見等」の「等」に、脆弱性の発見・確認・分析等や、ウィルスがとりついたプログラムに与える影響等の挙動把握、暗号研究等、情報セキュリティ目的の活動が含まれることについて、明確にされるべきであると考えます。</p> <p>(意見5)新しい別個の価値を創出することを目的として、新たにプログラムを作成することは、文化の発展という著作権法の法目的にも合致し、また、社会全体の技術の発展にも資することから、たとえば、米国著作権関連裁判において審議されてきた「変容的目的・使用」にも参考に、世界をリードすることを志向する視点で、今後審議されたい。</p> <p>「・・・相互運用性の確保や障害の発見等の一定の目的のための調査・解析について権利制限を早期に措置する必要があることについてはおおむね意見の一致が見られた。」について：</p>	

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

IV 第3節 リバース・エンジニアリングに係わる法的課題について

	意見	個人/団体名
	<p>「(4)まとめ」の後に、参考として、諸外国の立法例を載せていますが、海外との整合性に配慮していることが伺われます。海外の制度との調和を図ることはそれ自体非常に重要なことです。しかし、本「中間まとめ」の、ことRE部分の方向性については、すでに相当年、欧米に遅れを取ってきた経緯を考えれば、世界各国が行なっていることとフェイズを合わせる方向性が出されただけ、という受け止められ方をされても仕方がないと思料します。我々に日本として将来どうありたいか、権利者と利用者の両方のバランスのとれた法目的と国益をどう実現するか、ということ審議し、その姿やビジョンを先取りする形で適切な法的措置を行って頂くことを望みます。</p> <p>2002年当時の文化庁著作権課長でおられた岡本薫氏は、自身の著書「インターネット時代の著作権」(財団法人全日本社会教育連合会)の中で、「他の国を真似るのではなく、日本人自身が考えた日本の方向を議論すべき時期に来ています。」と述べています。</p> <p>例えば、新しい別個の価値を創出することを目的として新たにプログラムを作成することは、文化の発展という著作権法の法目的にも合致し、また、社会全体の技術の発展にも資することになります。「知的財産推進計画2008」における「革新的ソフトウェアの開発」がかかる意味で使用されていたと推量しますが、そうであるならば、そのための複製、翻案は一定の条件化で供用されてしかるべきと考えます。「中間まとめ」の革新的なプログラムの開発の部分で記述されているように(P29下から9行目以降)、権利制限の範囲を一律に画することは困難である性質は部分的にあるでしょう。しかし、たとえば、米国著作権関連裁判において審理されてきた「変容的目的・使用」も踏まえ、そういった明確な正当性の考え方を法律で示し、個別ケースについては、法律で画一的な線を引き必要ではなく、当該個別ケースの司法審査に委ねれば良いと考える、という方向もあるでしょう。</p> <p>いずれにせよ、キャッチアップ型の法改正を超えた、世界をリードすることを志向した今後の審議を切にお願いします。</p>	
IV-11	<p>相互運用性確保の目的、並びに障害の発見等のプログラム表現の確認においてリバースエンジニアリングを権利制限すべきとの貴委員会のとりにまとめに支持する。特に、「セキュリティ目的」なる表現による範囲の曖昧かつ広範囲な解釈を可能とする書きぶりを避け、侵害等の発見、脆弱性の確認、著作権侵害の調査との具体的かつ必要十分な範囲に明記され、欧米等諸外国立法との整合性を確保する結論となっていることを強く支持する。</p> <p>また、リバースエンジニアリングを行う際の諸条件の中で、「調査・解析の過程やその結果入手した情報について、目的外での第三者提供など権利者の利益を不当に害することとなる使用が行われないよう必要な規定等を整備することを要件とすることが相当との貴委員会の整理に賛成する。法制化にあたっては、先行技術開発のインセンティブを阻害し、企業の研究開発意欲を削ぐことのないよう、感得した表現と実質的に類似するソフトウェアの開発、製作、或いは商品化等を明確に制限することが必要と思料。</p> <p>他方、ライセンス契約において調査・解析を禁ずる条項を無効とする欧州各法の例を引いて同等の措置が講じられるべしとの結論については、更なる慎重な議論が貴委員会にてなされる必要があると思料。当該規定のない米国との不整合がおきると同時に、これまで同様の条項を含めてきた契約を無効とすることで、私的契約による企業活動の自由度を狭める結果となることを大いに懸念する。</p> <p>また、その他の調査・解析全般における権利制限については、要望の熟度や必要性を十分勘案しつつ、仮に検討する際にも諸外国立法例との十分な整合性を図ることが重要と思料。</p>	マイクロソフト株式会社
IV-12	<p>「形式変換の必要性の有無という観点から論じられている議論としては、障害者のアクセス確保のための権利制限に関する議論(19年度中間まとめ)については、障害者が理解できる形式に変換することに社会的な必要性が認められるとの観点から、権利制限が検討されている。」との記述に関して。</p> <p>障害者にとってそのままではアクセスできない形式でしか提供されていない著作物を、第三者の手を借りてアクセスできる形式に変換することは、形式的には著作権法上の「複製」とされている。しかしこれは、言うなれば「読めない」「見えない」「聞けない」形式のものから、「読める」「見える」「聞ける」形式への「メディア」や「フォーマット」の変換と言うべきであり、複製権の侵害とはならないということを著作権法上明確に位置づけるべきである。</p>	障害者放送協議会

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

IV 第3節 リバース・エンジニアリングに係わる法的課題について

	意見	個人/団体名
IV-13	<p>相互運用性の確保、障害の発見等の目的で行うリバースエンジニアリングについて、権利制限を行なうことが適当とされた結論に賛同する。</p> <p>なお、リバースエンジニアリングは対象著作物のアイデアを抽出するものであるが、アイデアは著作権により保護されるべきものではなく、アイデアを抽出する過程での著作物の利用行為について権利を及ぼすべきではない。したがって、目的を限定せずリバースエンジニアリングを認めることについても、引き続き検討していただきたい。</p>	ヤフー株式会社
IV-14	<p>1. リバース・エンジニアリング</p> <p>法制問題小委員会は、いくつかの目的のためのリバース・エンジニアリングを認めるために、著作権の権利制限を提案しています。ビジネス ソフトウェア アライアンス(以下「BSA」) は、相互運用性を確保するために必要不可欠であって相互運用性確保のための他の手段が利用できない場合に、コンピュータ・プログラムの逆アセンブリ又は逆コンパイル等の一定の行為を許容する重要性を認識しています。リバース・エンジニアリング行為が許容される場面は限定的に定められるべきであり、適切なセーフガードを条件とすべきです。この考え方にに基づき、提案されているリバース・エンジニアリングのための権利制限についてそれぞれ検討します。</p> <p>(A) 相互運用性</p> <p>中間まとめに説明されているように、法制問題小委員会が提案している著作権の権利制限は、コンピュータ・プログラムの法的保護に関する指令(1991) においてEUが採択した権利制限と、性質及び効果において類似するもののようです。当該指令第6条は、「コードの複製及びコード形式の翻訳」の行為が「独自に開発されたコンピュータ・プログラムと他のプログラムとの相互運用性を確保する上で必要な情報を得るために必要不可欠」である場合には、これを許容しています。この欧州の権利制限は条件付き、かつ限定的なものです。権利制限を認められるためには、ソフトウェアの許諾を受けた複製物を保有している(又はライセンスを代理して行為している)者でなければなりません。相互運用性を確保するために必要な情報が、逆コンパイル以外の手段によってはすぐに入手できないものでなければなりません。元のプログラムのうち、相互運用性を確保する必要のある部分のみを逆コンパイルすることができます。そして、逆コンパイルにより得られた情報は、独自に開発されたコンピュータ・プログラムの相互運用性を確保する目的以外の目的のために使用されてはならず、相互運用性のために必要な場合を除き他人に付与されてはならず、元のプログラムに実質的に類似するプログラムを開発又は販売するために使用されてもなりません。</p> <p>これらの条件及び限定に加え、第6条は、この権利制限をベルヌ条約第9条(2)のスリーステップテストに反するような態様で解釈してはならないとするセーフガード規定による制約も受けます。</p> <p>もし法制問題小委員会が、様々な条件、限定、およびセーフガードも含めてEUの権利制限を採用することを提案しているのであれば、BSAはこれに反対するものではありません。しかし、もし日本が、欧州ソフトウェア指令の第6条とは大幅に異なる、逆コンパイルの権利制限を検討しているのであれば、BSAとしては、元のソフトウェアの作成者に対する十分なセーフガードを提供しているかどうか判断するために、さらに詳細を検討する必要があります。</p> <p>(B) 品質及び安全の確保</p> <p>中間まとめでは、障害及び安全上の脆弱性を発見するためにプログラムの表現の確認をする目的での逆コンパイルを許容する権利制限が提案されています。提案されている権利制限は不要なものであり、かつ潜在的には危険なものであるとBSAは考えています。</p> <p>ソースコードを解析することは、コンピュータ・プログラムの障害及び脆弱性を特定する手段としては非効率で効果がないものです。どのようなレベルのコンピュータ・プログラムでも、何千行あるいは何百万行ものコードから構成されています。そのようなコードを、例えば、そのソフトウェアに安全上の欠陥があるかどうかを判断するために解析する作業は、膨大な手間がかかり、上手くない可能性が高いでしょう。逆コンパイルされたオブジェクトコードについて同様の解析を実行するのは、桁違いに難しいことでしょう。</p> <p>それでもなお、この目的での権利制限を設けることは、ソフトウェア開発者を不正コピーのリスクにさらすことになるでしょう。相互運用性のための権利制限についてはセーフガードが提案されていますが、この権利制限についてはそのようなセーフガードが含まれていないようなので、リスクは殊に重大です。</p>	ビジネスソフトウェアアライアンス(BSA)

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

IV 第3節 リバース・エンジニアリングに係わる法的課題について

	意見	個人/団体名
	<p>(C) 著作権侵害の調査 中間まとめでは、侵害を証明するためにプログラムの表現を分析する目的での逆コンパイルを許容する権利制限が提案されています。 この権利制限がどのように実務上使われるのか、我々には不明です。また、中間まとめに記されているような、かなり限定的な目的に限ってこの権利制限が利用されることを確保するためにどのようなセーフガードが策定されるのかも明確ではありません。例えば、逆コンパイルを行う者は、侵害が発生したという誠実な信念を有していなければならない、と法律に明記されるのでしょうか。侵害の可能性についての具体的かつ十分な証拠もないのに、この権利制限が口実に使われたら、どのような結果になるでしょうか。 さらに重要なことに、この権利制限については十分な論証がなされてきたとは考えられません。BSAは、このような規定を設けることで解決できる問題があるとは認識していません。基本的な著作権の諸権利についての権利制限は、根拠のある必要性に基づくものであるべきで、かつ細心の注意を払って規定されるべきだというのがBSAの考えです。明確性の欠如・セーフガードの欠如は、ソフトウェア開発者にとってリスクをもたらすものなので、この規定が妥当なものだとは思いません。</p> <p>【注釈】 ビジネス ソフトウェア アライアンス(BSA)は、世界80カ所以上の国や地域でビジネスソフトウェア業界の継続的な成長と、安全で信頼できるデジタル社会の実現を目指して、政策提言・教育啓発・権利保護支援などの活動を展開している非営利団体です。BSAは急成長を遂げるビジネスソフトウェア業界をリードする企業で構成されています。1988年の米国での設立以来、常に政府や国際市場に先駆け、世界のビジネスソフトウェア業界とそのハードウェア・パートナーの声を代表する組織として活動をつづけ、教育啓発、および著作権保護、サイバーセキュリティ、貿易、電子商取引を促進する政策的イニシアチブを通して技術革新の促進に努めています。BSAのメンバーにはアドビシステムズ、アジレント・テクノロジー、アルティウム、アップル、オートデスク、アビッドテクノロジー、ペントレー・システムズ、ポーランド、CA、ケイデンス・デザイン・システムズ、シスコシステムズ、CNC Software/Mastercam、コーレル、サイバーリンク、Dassault Systèmes SolidWorks、デル、EMC、Frontline PCB Solutions- An Orbotech Valor Company、HP、IBM、インテル、マカフィー、マイクロソフト、Mindjet、Minitab、Monotype Imaging、NedGraphics、PTC、クオーク、Quest Software、SAP、SAS Institute、シーメンス、SPSS、サイベース、シマンテック、シノプシス、テクラ、The MathWorks およびトレンドマイクロ が加盟し活動を行っています。詳しくは、BSA日本ウェブサイトwww.bsa.or.jpまたは、BSA米国本部ウェブサイトwww.bsa.org/usa/(英語)をご覧ください。 1991年5月14日付Council Directive 91/250/EEC (OJ L 122, 17/05/1991 p. 42-46)。</p>	
IV-15	<p>今回の中間まとめにおいて、①の相互運用性確保のためのリバースエンジニアリングにつき、権利者にも一定の配慮がなされた要件について示唆がなされているが(p.27)、例えば、すでに、プログラムの使用許諾とは独立して、実装プロトコル、フォーマット又はインターフェイス情報などを、ノウハウ・技術開示という形での取引が行われている現状を鑑みると、「相互運用性の確保のために必要な情報があらかじめ利用可能でない又は他の手段によっては入手できないこと、」については、すでに開示契約を締結することでインターフェイス情報が利用可能であることなどの、現在の取引慣行に影響を及ぼさないような視点を踏まえた、要件を適用する上で参考となるような準則又はガイドラインなどを示されることを期待する。 また、契約において、これを排除する旨の条項を無効とする考え方(P27)についても、上記と同様に現在の取引慣行に影響を及ぼさないような検討がなされることを期待する。</p>	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 技術開発本部 知的財産室

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

IV 第3節 リバース・エンジニアリングに係わる法的課題について

	意見	個人/団体名
IV-16	<p>①相互運用性の確保、②障害の発見等の一定の目的のための調査・解析については、早期措置の必要性があり、権利制限規定を設けることは妥当と思料する。但し、「中間まとめ」でも触れられているように、競合プログラムの開発目的、ウイルス作成やシステム攻撃といった悪意目的の取り扱いについては一定の配慮をすべきである。例えば、新規かつ有用なプログラムを開発する目的によることを前提とすべき、といった点が考慮されてもよい。</p> <p>また、「セキュリティ対策」を理由付けとする点については、中国が同様の理由付けで2009年5月より「強制認証制度」を施行する旨表明しており、欧米企業のみならず日本企業も当該制度に懸念を示していることから、拡張解釈に通じることがないように留意されるべきと思料する。</p> <p>一方、③プログラムの開発のために必要なアイデアの抽出等については、P28～29に指摘されている各種の意見を踏まえて、引き続き詳細に検討すると結論に賛成する。</p> <p>なお、本節に関して以下の個別意見があった。</p> <p>・P26に、リバース・エンジニアリングの目的の1つとして、著作権侵害、特許権侵害の調査が挙げられている。そして、このうち著作権侵害についてさらに、P28の2つめの○印段落に、「その他、著作権侵害の調査についても、プログラムの表現を確認して解析することは、権利侵害の立証等のために不可欠のプロセスである一方、その調査・解析で得た情報を活用して新たなプログラムの開発等を行うものではなく、著作権者の利益を損なう可能性は低いと考えられる。」と記載されている。これについて反対するものではないが、上記にいう「著作権侵害の調査」とは、他人のプログラムが自己のプログラムの著作権を侵害していると考えられる側、すなわち侵害訴訟でいえば原告側が行う調査を指しているものと解される。しかしながら、そのような調査を必要とするのは、原告側に限らないと思料する。すなわち、自己のプログラムについて他人から著作権侵害の指摘を受けた側、すなわち侵害訴訟でいえば被告側においても、非侵害の立証のために、指摘者のプログラムを同様に調査・解析する必要がある場合があるであろうと考えられる。</p> <p>特に、現実には多くのプログラムが著作権法15条の職務著作として作成されていると思われることから、自己名義のプログラムであっても、実際の作成作業をしたのはその従業者であり、作成過程の一手一投足のすべてを名義人が把握しているとは限らない。このため被指摘者としては、指摘者による解析結果の真否を確認するために自らも、指摘者のプログラムを解析する必要がある。著作権侵害の指摘が常に正当になされるとは限らないことを考慮すれば、防御側におけるこのような調査も必要である。上記より、「著作権侵害の調査」につき、防御側が行う調査をも含めてご検討いただきたい。</p> <p>・リバース・エンジニアリングに対する権利行使を求める声があるのは、現行の著作権法等によるプログラムの保護が不十分であることが一因と考えられるが、著作権法による保護には限界がある。人間が記述したソースコードが著作物として保護されることは当然であるが、高級言語で記述されたソースコードをコンパイルしてできた機械語のオブジェクトコードは、元のソースコードにおける表現形式を感得できるものとは言い難く、これをソースコードの複製物として扱うことは、プログラムがその表現形式を離れても保護されるかのようにも思える。したがって、プログラムについては、著作権法による検討もさることながら、特許法による保護の拡充を図ることが望ましい。</p>	日本弁理士会
IV-17	<p>今日の情報通信社会では、脆弱性の発見や相互運用性の確保など情報通信機器等の正当な利用の目的に照らし、一定の範囲内でのリバース・エンジニアリングは認められるべきであり、今回の「中間まとめ」において、①相互運用性の確保、②障害の発見等の目的で行うリバース・エンジニアリングについて、一定の要件の下で権利制限を行うことが適当とされたことを評価する。ただし、具体的な法制化にあたっては、解析されるプログラムの権利者の不利益にも十分に配慮し、①②のそれぞれの目的に応じた要件が個別に定められることを期待する。</p> <p>今後、上記以外の目的で行うリバース・エンジニアリングにかかる権利制限について検討することとされているが、検討にあたっては、先行技術開発のインセンティブの確保など、産業政策上の観点をはじめ、さまざまな要素を考慮した上で、社会、産業の発展と権利者の保護のバランスを図ることが重要であり、権利制限は権利者の利益を不当に害しない合理的な範囲内において講じられるべきである。</p>	(社)日本経済団体連合会 知的財産委員会 企画部会

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

IV 第3節 リバース・エンジニアリングに係わる法的課題について

	意見	個人/団体名
IV-18	<p>今回の中間まとめにおいて、①相互運用性の確保、②障害の発見等(障害等の発見、脆弱性の確認、権利侵害の調査)の目的で行うリバースエンジニアリングについて、一定の要件の下で権利制限を行うことが適当とされたことにつき、これを支持する。</p> <p>但し、具体的な要件を定めるにあたっては、解析対象となるプログラムの権利者の利益を不当に害しないかどうか、という点にも十分な配慮がなされるべきと考える。一例として、中間まとめには、①の相互運用性確保のためのリバースエンジニアリングにつき、権利者にも一定の配慮がなされた要件について示唆がなされているが(p.27)、②の障害の発見等の目的の文脈では具体的な要件の提示がなされていない。例えば、障害等の発見目的でプログラムを解析した結果、第三者が修正プログラムを作成し、これを自由に一般提供できることとすると、権利者には不利益を生ずる場合もありうると考えられるが、既存の著作権法の規定(例:47条の2)との整理も含めた具体案は何ら示されていない。それぞれの権利制限の目的にあった形で、具体的な制度設計がなされることを期待する。</p> <p>なお、個別規定で十分に対応できない行為については、一般規定の導入により対応することについても併せて検討がなされるべきであると考え。</p>	日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会
IV-19	<p>(全体として)</p> <p>リバース・エンジニアリングについて、相互運用性の確保を目的としたものは「一定の要件の下で」権利制限を早期に措置するとした方向性に賛成である。ただし「一定の要件」というのがくせものであり、これによって権利制限の対象となるリバース・エンジニアリングが過度に狭められないよう要望する。</p> <p>著作権法においては複製を行なった時点を超えて権利が及ぶか否かを考えるところであるが、リバース・エンジニアリングについては複製段階ではなくその結果の公表段階を超えて権利行使を考えるべきではないだろうか。複製元のソフトウェアとの「競合性」を判断材料にする案も出されているが、相互運用性の持ったソフトウェアは運命的に元のソフトウェアと「競合性」を持っているものである。「競合性」そのものよりも、不正競争的な観点でもって適法性を考えるべきではないか。</p> <p>障害の発見等の目的で行なうリバース・エンジニアリングについても「権利制限を早期に措置することが適当」との方向性を出したことを歓迎する。こうした場面では、分析を必要としながら一刻を争うようなことも想像される。コンピュータが社会の大部分を占める世の中になっている以上、これを安全に運用するための分析行為がはっきりと適法であるとされる意味は大きい。</p> <p>逆に「ウィルス作成等の悪意ある目的の場合との区別」も指摘されているところであるが、こうした区別が可能なのかは微妙な問題と言えよう。ここでの「区別」を厳密にしようとするあまり、先の障害発見目的のリバース・エンジニアリングを妨げることになってしまえば元も子もない。権利制限を先行しつつ、「悪意ある目的の場合との区別」を慎重に見極めていただきたい。</p> <p>その他プログラム開発の目的で行なわれるリバース・エンジニアリングについては、「範囲が無制限に広がり、不适当」とある。</p> <p>しかしながら今回の法制問題小委員会での検討にリバース・エンジニアリングが盛り込まれたのは、表現を模倣するのではなくアイデアを抽出する作業が著作権法で禁じられてしまっていることへの対処である。その原則を貫徹させるならば、「その他プログラム開発の目的」でもリバース・エンジニアリングを権利制限の対象とすべきではないか。</p> <p>むしろリバース・エンジニアリングを複製と解釈するのではなく、そのリバース・エンジニアリングからソフトウェアが作られ公表された時点をもって侵害を判断する形にすべきではないだろうか。</p> <p>(以上、文言は中間まとめ概要より引用している。)</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

IV 第3節 リバース・エンジニアリングに係わる法的課題について

	意見	個人/団体名
IV-20	<p>「第3節 リバース・エンジニアリングに係る法的課題について(21～39ページ)」に対する意見</p> <p>第23ページに、「国際的に見ても、リバース・エンジニアリングの取扱いに関して大きな議論が存在する状況ではなくなってきている」と書かれているが、同じ中間まとめ中にある諸外国の立法例だけを見ても、ドイツ、フランス、スイス、イギリス、オーストラリア、アメリカ等があげられており、最終報告書においては、このような不適切な記載は削除するべきである。</p> <p>技術的な調査・解析は、権利者の利益を害するどころか、技術の発展を通じて社会全体を裨益するものであり、著作権法によってこのような利用まで萎縮することは、その法目的に照らしても本来あってはならないことである。遅きに失した感すらあり、このリバース・エンジニアリングに関する権利制限を早期に確実に導入することを私は求める。</p>	個人
IV-21	<p>リバース・エンジニアリングについて、相互運用性の確保を目的としたものは「一定の要件の下で」権利制限を早期に措置するとした方向性に賛成である。ただし「一定の要件」というのがくせものであり、これによって権利制限の対象となるリバース・エンジニアリングが過度に狭められないよう要望する。</p> <p>著作権法においては複製を行なった時点を超えて権利が及ぶか否かを考えるところであるが、リバース・エンジニアリングについては複製段階ではなくその結果の公表段階を超えて権利行使を考えるべきではないだろうか。複製元のソフトウェアとの「競合性」を判断材料にする案も出されているが、相互運用性の持ったソフトウェアは運命的に元のソフトウェアと「競合性」を持っているものである。「競合性」そのものよりも、不正競争的な観点でもって適法性を考えるべきではないか。</p> <p>障害の発見等の目的で行なうリバース・エンジニアリングについても「権利制限を早期に措置することが適当」との方向性を出したことを歓迎する。こうした場面では、分析を必要としながら一刻を争うようなことも想像される。コンピュータが社会の大部分を占める世の中になっている以上、これを安全に運用するための分析行為がはっきりと適法であるとされる意味は大きい。</p> <p>逆に「ウィルス作成等の悪意ある目的の場合との区別」も指摘されているところであるが、こうした区別が可能なのかは微妙な問題と言えよう。ここでの「区別」を厳密にしようとするあまり、先の障害発見目的のリバース・エンジニアリングを妨げることになってしまえば元も子もない。権利制限を先行しつつ、「悪意ある目的の場合との区別」を慎重に見極めていただきたい。</p> <p>その他プログラム開発の目的で行なわれるリバース・エンジニアリングについては、「範囲が無制限に広がり、不相当」とある。</p> <p>しかしながら今回の法制問題小委員会での検討にリバース・エンジニアリングが盛り込まれたのは、表現を模倣するのではなくアイデアを抽出する作業が著作権法で禁じられてしまっていることへの対処である。その原則を貫徹させるならば、「その他プログラム開発の目的」でもリバース・エンジニアリングを権利制限の対象とすべきではないか。</p> <p>むしろリバース・エンジニアリングを複製と解釈するのではなく、そのリバース・エンジニアリングからソフトウェアが作られ公表された時点をもって侵害を判断する形にすべきではないだろうか。</p> <p>(以上、文言は中間まとめ概要より引用している。)</p>	個人
IV-22	<p>●第3節 リバース・エンジニアリングに係る法的課題について(21ページ)</p> <p>リバース・エンジニアリングの観点から権利制限を認める方向に検討が進んでいることに関して、一技術者として大きく歓迎する。権利制限の検討において、リバース・エンジニアリングの意義を大きく認め、権利制限の利用を認める要件が小さくならないことを期待する。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

IV 第3節 リバース・エンジニアリングに係わる法的課題について

	意見	個人/団体名
IV-23	<p>あるメーカーが機器の一部入れ替えをしようとしたところ、ハードメーカーに「これを動かしてるソフトを作った会社が倒産して、しかも当社が関係したソフトのプログラムが行方不明になった。それでこの機械の近代化改装が出来なくなった。」と言われたそうです。</p> <p>しかも、今使っている機械の部品が今は製造されてないので入手が非常に困難との事。「だから、今ある機械を総取替えて・・・」と言われたそうですが、その機械は他のシステムにも繋がってそこだけを取り替えるわけにはいかず、結局そのままだましまし使っているそうです。</p> <p>権利者の都合で使用者が不便を蒙るのを防ぐためにも、リバース・エンジニアリング関係の権利制限を導入すべきだと思います。</p>	個人
IV-24	<p>第3節 リバース・エンジニアリングに係る法的課題について</p> <p>2 検討結果 26ページ</p> <p>「形式変換の必要性の有無という観点から論じられている議論としては、障害者のアクセス確保のための権利制限に関する議論(19年度中間まとめ)については、障害者が理解できる形式に変換することに社会的な必要性が認められるとの観点から、権利制限が検討されている。」の記述に関連して。</p> <p>障害や高齢等の理由により、通常の著作物に直接アクセスできにくい人たちが増えている。著作物がはじめからアクセスしやすい形式で提供されていれば、問題は生じないはずであるが、残念ながらそのようにはなっていない。そこで、アクセスしにくい著作物を、第三者の手を借りてアクセスしやすい形式に変換する必要が当然できてくるわけである。現行の著作権法では、主に著作権者の複製権を制限することなどで保障しているが、そのための要件は限定列举であり、対象となる利用者や複製の主体の範囲について制約が大きくなっている。この際、アクセスしにくい形式からしやすい形式への変換という考え方を取り入れることで、このような行為を著作物の複製とは見なさない、といった著作権法上の改正をするべきである。</p>	個人
IV-25	<p>リバースエンジニアリングを阻止しなければ開発者の努力によってなされるべきである。法的な保護は必要ない。阻止する技術そのものも技術力である。この中間まとめも全体に同じことの繰り返しで、焦点がぼやけてしまっているために、「パブコメされたくない文書」になってしまっている。これは反省すべきである。どんな情報であれ、デジタル化されてしまったら拡散を完全に防ぐ手段はなく、法的な網をかけてしまっても、それはその法を利用できる社会的な力があるものにだけ有効になっている。他人の著作物を尊重するという精神は法によって担保される物ではなく、教育によって育成されるべき物である。この最も重要寝点が、この中間まとめからは欠落しているのではないだろうか。</p>	個人
IV-26	<p>総じて賛成である。フェアユース規定の成立と連携しつつ、慎重に検討を進めるべきである。またこれらの規定については、可能なかぎりそれを利用すると思われる技術者サイドの意見を聞く必要があると考えられる。著作物とそれを利用する技術は両輪であり、片方が欠けても円滑な利用は不可能であるからだ。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

IV 第3節 リバース・エンジニアリングに係わる法的課題について

	意見	個人/団体名
IV-27	<p>本「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」(以下、本まとめという)において、「相互運用性の確保や障害の発見等の一定の目的のための調査・解析について権利制限を早期に措置する必要がある」という点については、基本的に賛成である。</p> <p>相互運用性の確保については、公正取引委員会が「ソフトウェアライセンス契約等に関する独占禁止法上の考え方—ソフトウェア独占禁止法に関する研究会中間報告書—」において明らかにしているところであり、また、脆弱性の発見・評価・修正のためにリバースエンジニアリングの技術が必要であり、かかる観点から、脆弱性の調査目的のためのリバースエンジニアリングが合法であることを確認すべきであるというのは、「情報セキュリティに関連するソフトウェアの取扱いに係る法律上の位置付けに関する調査」(http://www.ipa.go.jp/security/fy19/reports/legal/index.html)でも明らかになっているところである。</p> <p>かかる観点から、上記結論をもとに早急な対応が図られるべきものと思われる。</p> <p>特に、情報セキュリティ的な見地からして、「障害の発見等のプログラムの表現の確認」の規定に関して、以下の点について明らかになるような法改正が早急になされることを期待するものである。かかる期待については、具体的には、以下のとおりである。</p> <p>(1)「障害の発見等」の概念について、広く脆弱性の発見などが含まれることが明らかになるべきである。</p> <p>「障害」の用語自体、きわめて狭義に解されるときには、プログラムの企図した動作の実現自体の障害に限定されるおそれがあるものと考えられる。しかしながら、そのような狭義の解釈は、現在におけるプログラムの利用の実態にふさわしくない。ネットワーク利用のもとでのアプリケーションの使用が、当然となっている今日において、脆弱性の発見・評価・修正に関して調査・解析が許容されることが明らかにされるべきであるものと考ええる。(など、脆弱性の定義については、経済産業省(2)その他の要件について)</p> <p>「正当な利用者」については、正当な利用者から委託を受けた第三者についても含まれることについて、条文もしくは解釈において、明らかにされるべきであると考えられる。これも現代社会における実際の分析の実務の現状を前提としたものである。分析のための専門家の存在を前提とし、かかる技術によって分析することを当然とする以上、かかる専門家が「正当な利用者」として認識されるべきは当然である。このような見地から、「正当な利用者」については、彼から委託をうけた第三者を含むことが明らかにされるべきものと考えられる。</p>	個人
IV-28	<p>○権利制限規定の対象は単なる利用以外の全ての調査について適用すべき</p> <p>リバースエンジニアリングを対象とする新規の権利制限規定の導入にあたっては、その対象となる目的を制限すべきではない。プログラムの著作物の権利の意義はその利用を制限することであり、表現を知ることでもなければ、ましてやその背景にあるアイデアを保護するものではない(アイデアを保護するものであるという主張は、著作権法の根本を全く理解していないと言わざるを得ない)。</p> <p>単なる利用のための複製や翻案がリバースエンジニアリングとはならない以上、対象目的を限定する実質的な意義はほぼ皆無であり、また目的の限定列挙は将来に向けて同制限規定を本質的に蚕食するものである。</p> <p>従って、一般規定としては研究調査等の目的は無制限とし、「著作権法の目的に照らして重大な研究行為による権利侵害的行為が問題となった場合にのみ「例外的に」権利制限規定の例外とする規定を設けることを検討すべきである。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

IV 第3節 リバース・エンジニアリングに係わる法的課題について

	意見	個人/団体名
IV-29	<p>法制問題小委員会におきまして、リバース・エンジニアリングについては相互運用性・障害発見などの特定目的ならば「権利制限を早期に措置する必要がある」との意見で一致した(中間まとめ29ページ)とのこと。これに対して、現状のように新たな類型は、事前に既存利権者の明示の同意を取らないと、明示で合法にならないという意思決定構造そのものに異議がある。昨今、TV受像機で放送を視聴するだけでも、日立テレビの特定放送でのバグやPC用地デジチューナーの不具合などが絶えない。これら機器やソフトの修正は工数の関係上、メーカーのみに任せる事は困難であり、エンドユーザがメーカーに対して説明を行うにあたり再現性を持たせて症状を説明するには、内部設定変更や繰り返し操作、さらには症状の発生頻度を画像や音声を用いて公開ネットワーク上で問うといった行為が有効である。しかし、現在は既存の著作権者に対する、公衆送信権侵害の恐れに代表される既存権利侵害の法的リスクが高く、萎縮せざるを得ない。</p> <p>この点、法体系上で保証するには相互運用性や障害発見に限らず、単なる利用(視聴・録画など)目的ではない、技術上の調査(不具合検証)をフェアユースの個別規定として認める法改正を求めます。</p>	個人
IV-30	<p>法制問題小委員会におかれましては、リバース・エンジニアリングについては相互運用性・障害発見などの目的ならば「権利制限を早期に措置する必要がある」との意見で一致したとのことです(中間まとめ29ページ)が、相互運用性や障害発見に限らず、単なる利用とは異なる技術上の調査全般をフェアユースの個別規定の対象とする法改正を求めます。また、前期の同小委員会で法改正で対処すべきとの結論が出されていた検索エンジンに関する権利制限につきましても、すみやかに実行へ移すべきと考えます。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

IV 第3節 リバース・エンジニアリングに係わる法的課題について

	意見	個人/団体名
IV-31	<p>以下のA, B, Cの意見を提出します。</p> <p>A. 28ページでは、利用者の安全性を確保する意図をもって行うリバース・エンジニアリングと、ユーザに危害を与える意図をもって行うリバース・エンジニアリングが、行為の点では同じであるとの指摘が合ったことから、「詳細な制度設計に当たっては、このような点についても留意をすることが必要と考えられる」としています。これについては、次の意見A1, A2を提出します。</p> <p>A1 情報セキュリティ対策は、開発者(すなわちけんりしゃ)が開発したプログラムの問題を解消支えることを通じて、開発者の利益を保護。維持していることを開発者をもって認識するべきであると考えます。複製という不利益にのみ着目するのではなく、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自らが開発したプログラムの脆弱性、不具合、欠陥により、ユーザーに対して多大なコスト、不都合を与えているという実態があること ・また、それらを発見して、開発者に伝えたり公的機関に届出したりする発見者の善意、脆弱性等の研究をしている研究者の知的貢献、公的機関による調整等、これらが一体となって、開発者が開発したコンピュータ・プログラムの質が維持されているという事実にもっと目を向けるべきであると考えます。そのような全体の姿を客観的に見た上で、情報セキュリティ対策のためのリバースエンジニアリングの重要性を論じ、そのためのリバース・エンジニアリングの適法性を著作権法上明確にすることを要請します。 <p>A2 ユーザに危害を与える意図をもって行うリバース・エンジニアリングは、結果としてユーザに危害を与えるということが実現した場合において、対処ができます。表現された結果の段階でくべるのでリバース・エンジニアリング行為の段階で峻別できるかどうかを議論することにあまり意味がありません。</p> <p>B. 暗号は、情報社会を支えている基盤技術であり、強度の高い革新的な暗号技術の研究開発のため未開示暗号プログラムの解析が必要となる場合があります。一方、安全な暗号プログラムの製品であると称するもの実際には安全でない(=容易に解読されてしまう)プログラム製品もあります。これらの安全性を確認・評価するための技術の研究も、情報セキュリティ対策の一つであるといえます。したがって、「中間まとめ」29ページの「(4)まとめ」において、「概ね意見の一致がみられた」としている「障害の発見等」の中に「暗号技術等の情報セキュリティ研究」が包摂されていることが明確になるべきであると考えます。</p> <p>C. 欧米では、情報セキュリティのスペシャリストを育成するため、リバース・エンジニアリング技術が大学や専門機関のカリキュラムとして実際に存在しています。情報セキュリティ分野の産業やベンチャー企業育成に資するだけでなく、それ以上に重要な国の安全に係わる人材のスキル向上や、そして国がプログラムの調達を行う際のプログラムの安全性確認などの国家機能の安全保障のために、権利者の許諾を得ることなくリバース・エンジニアリングをすることが必要となることも考えられます。今後の審議においては、この点も考慮されることを望みます。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

V 第4節 研究開発における情報利用の円滑化について

	意見	個人/団体名
V-1	<p>日本文藝家協会では、著作物を利用しての音声の自動認識に関する研究やコーパスのための利用につきましては、現在は個々に使用許諾をだし然るべき対価をいただくことといたしております。</p> <p>「研究開発における情報利用の円滑化について」はその対象となる「研究開発」についての明確な定義を求めます。また「研究開発」の名のもとに著作者の権利を不当に害しないように今後の慎重な討議を求めます。</p>	<p>社団法人 日本文藝家 協会</p>
V-2	<p>情報のバリアフリー化の流れに伴い、提供または収集される情報も多様化されてきている。今後様々な情報を収集するにあたり、視覚障害者に配慮された情報提供開発が必要であり、いままでは障害者への情報提供の配慮がされていなかった事を鑑み、情報利用に対し権利制限に対する許容を充分検討していただきたい。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人連 合会</p>
V-3	<p>「研究開発における情報利用の円滑化」のうち「研究開発の過程における著作物の素材としての利用」については著作物そのものを本来の目的、つまり情報の伝達のために利用することではないので、営利企業との結びつきがない公的な研究機関による純粋な学術研究の範囲であり、しかも素材として利用した著作物が研究発表に伴って明示的に公開されないのであれば当該の権利制限に敢えて反対致しません。但し、素材として利用した著作物が研究発表に伴って明示的に公開される場合や、研究開発、技術開発における産学協同はもとより、後日研究成果が商品化される場合には事前に権利者の許諾を得るか、あるいは商品化の時点で許諾を得ることが必要であると考えます。研究開発でも営利企業における研究開発は利用方法、利用目的の如何を問わず全て許諾が必要であることは言うまでもありません。従って、公的な研究開発と営利企業を含む一般の研究開発をどのように線引きするのかを事前に明らかにすべきと考えます。</p> <p>「研究開発における著作物の直接複製利用」については著作物そのものを本来の目的、つまり情報の伝達のために利用することであり、それが公的な研究機関において行われるものであったとしても、その著作物が本来目的とする利用者によって複製される場合は権利制限すべきではないと考えます。例えば弊社の発行する医学専門書籍・雑誌等を大学あるいは病院・医療施設等に所属する研究者が複製利用することは、これらの著作物が本来市場とし有料購読を前提とした読者によって複製されることであり、ベルヌ条約におけるスリーステップテストに違反する権利制限であると考えます。このことは理工学系の専門書あるいは法律、経済学等の人文社会系の専門書についても同様であり、主として公的な研究機関に所属する研究者に購入して頂くことを前提に発行されている以上、これらの権利制限は有り得ないものであると考えます。これらの研究開発に伴う複製が製薬企業あるいはその他の営利企業によって行われ、利用されるものである場合は当然論外であり、例えそれが製薬企業から公的な研究機関の研究者に提供され、それらの研究者によって利用されるものであったとしても、上記の理由から全て事前の許諾が必要であることは言うまでもありません。</p>	<p>株式会社医 学書院</p>

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

V 第4節 研究開発における情報利用の円滑化について

	意見	個人/団体名
	<p>公的な研究機関における複製利用を権利制限とするか否か、つまり公益性の観点から権利制限するかどうかは権利制限に対する一つの判断基準ではありますが、十分条件ではなく、ベルヌ条約にもそのような判断基準はありません。釈迦に説法ではありますが、権利制限の基本はベルヌ条約におけるスリーステップテストです。公益性の観点はスリーステップテストの一つである「特別の場合」に該当するかも知れませんが、スリーステップテストの他の要件である「著作物の通常の利用を妨げず」かつ「著作物の正当な利益を不当に害しない」かどうかは公益性とは全く別の判断基準であり、公益性によって免責されるものではありません。公益性の高い複製利用であったとしても、それが「著作物の通常の利用を妨げ」あるいは「著作物の正当な利益を不当に害する」状況であれば権利制限することは適切ではありません。営利を目的とした企業がその研究開発のために行う複製利用は、企業がそれによって直接間接の利益を得る以上、全て許諾を得て行うことが必要であると考えます。営利企業に薬事法あるいはその他の法律上の義務によって研究者に対する情報提供が求められ、実際には情報としての複製物が研究開発を行う研究者によって利用されるものであったとしても、情報提供義務はこれらの企業が責任ある企業として存立・継続するために必要な法的要件であり、複製はそれを充足する行為であることから権利制限の対象とはなり得ないと考えます。</p> <p>但し、公的な研究機関における学術専門書籍・雑誌の複製に対して全て許諾が必要であると考えているものではありません。これらの出版物は学術専門情報を伝達することを使命として以上、その複製利用に一定範囲の権利制限は有り得るものと考えます。その範囲をどのように考えるは当事者間の合理的かつ公正的判断であり、複製の利用目的、利用範囲、複製の量、複製の頻度、複製原本の購入・入手状況、管理団体との複製利用契約状況、ペーパー・ビューその他の複製物入手手段状況、その他の要素を勘案して総合的に判断されるべきものと考えます。</p>	
V-4	<p>研究目的での複製等に権利制限すること自体は賛成であるが、本来的にはこれらはフェアユースの中で論じられるべきであり、速やかなフェアユース規定の創設が望ましい。</p>	MPO法人ソフトウェア技術者連盟
V-5	<p>本件の議論では、狭い意味での技術開発の際における情報利用の円滑化ではなく、広く教育研究活動の全般の観点からの情報利用の円滑化を進める議論を要望いたします。現在は、著作権法第31条において図書館における権利制限が定められていますが、図書館に限定されていることによる弊害が多く出ています。むしろ教育研究活動における学術著作物利用のフェアユースを推進することを要望いたします。以上</p>	社団法人情報科学技術協会
V-6	<p>44頁②の権利制限を行う場合の対象範囲等についての検討内容において、「著作物の性質や利用態様等に応じて著作権者等の利益を害すると考えられるような場合には、権利制限の対象外とすることが適当と考えられる。」とある。そして具体的にどのような場合に権利制限の対象外となるかについては、必ずしも明らかではないが、まとめにおいて、「権利制限が認められる主体のあり方や営利目的・非営利目的の区別の有無等、具体的な範囲や条件について、引き続き検討を行う必要がある」という点(46頁)は評価する。</p> <p>この点について、例えば、Web上などで無償公開されている情報集約コンテンツが存在するが、それらのコンテンツには無償であっても『利用規約』が付随している。ここで、権利制限規定との関係では、その利用規約中に権利保護規定がある場合に、当該規定がそもそも有効か、権利制限規定と権利保護を規定した利用規約のどちらが優先するのかといった問題が生じる。したがって、今後事業者にとって明確な指針となるような一定の判断基準を合わせて検討していただきたい。</p>	社団法人コンピュータソフトウェア協会 法務・知財委員会

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

V 第4節 研究開発における情報利用の円滑化について

	意見	個人/団体名
V-7	<p>研究開発の過程において必然的に生じ、著作物としての享受を目的としない利用行為など、権利者の利益を不当に害しない利用行為は、許容される方向で検討していただきたいと考えております。</p> <p>とりわけ、P.46の(4)の「まとめ」にあるように、情報解析分野の研究開発目的での著作物の利用行為にかかる権利制限について、早急に結論を得るべきとの方向で意見が一致しており、歓迎いたします。早急に立法されることを希望いたします。</p> <p>但し、「既存のビジネスの中で研究開発に必要なデータベース等が有償で提供されているような場合」についても、権利制限の対象とすべきと考えます。情報解析分野での研究開発目的の利用行為は、その性質上大量の使用がなされることが予想されるなど、通常の利用と同等の対価の支払を必要とすることは研究開発の障害となりかねません。上記場合は著作権者等の利益を害する場合の代表例とされていますが、情報解析分野の研究開発目的での著作物の利用は、著作物の表現そのものを利用するものではなく、著作物利用の実質を備えていない以上は、上記場合であっても、著作権者等の利益を害するとはいえないと考えます。また、検索エンジンに関する場合と同様に、権利者等の意思に基づき権利制限の対象とするか否かを決めるべきとの考え方が示されています。しかしながら、研究開発の場面での権利制限がイノベーションの創出促進という目的のためであることや、検索エンジンの場面では権利者の利益に悪影響を及ぼすおそれのある利用形態まで包含する可能性があるのに対し、研究開発の場面では外部提供は「権利制限の対象外とすべき」とされていることなどを考えれば、研究開発の場面と検索エンジンの場面とを同列に論じることはできないと考えます。</p> <p>研究開発主体の営利・非営利性につきましては、情報解析分野の研究開発の場面では、研究主体を非営利の者に限定する必要はないとされていますが、その他研究分野を限らない場合においては非営利に限るべきとの意見があるとのことです。しかし、研究開発の主体が非営利か営利であるかによって、権利制限の適用を区別することは、現代の研究開発の実態に即しておらず、不相当であると考えます。大学や公的機関といった非営利の主体によって行われた研究開発の成果を、ベンチャー企業の設立によって事業化するケースがあるほか、産官学連携による大学等と企業の共同研究や、大学等と企業間で研究者の交流が行われるなどの実態を踏まえる必要があります。その点、「非営利のものに限定する必要はない」としていることは、妥当な結論であると考えます。</p> <p>また、当協会がかねてより、技術・機器の研究開発の過程での、機能・性能の評価・検証のために必要となる複製(録画・録音等)や上映等については、必然的に生じるものであり、また権利者の利益を害するものではないことから、権利制限をしていただけるよう要請して参りました。今般の中間まとめにおいて、p.41からp.42ウ記載の「番組の演出効果のための映像処理技術の開発」とエの「録画機器の開発など、技術・機器の研究開発」について、前者は情報解析分野として権利制限の対象とし、後者は権利制限の対象としないとするについては、両者にそのような区別を設ける合理性を見出すことは困難であることから、後者につきましても、権利制限がなされるよう、規定を整備下さるようお願いいたします。</p> <p>さらに、上記のように特定の分野を個別的・限定的に規定する方式に加え、デジタル・ネット時代における専門調査会で検討されているように、今後の技術の進歩等にも柔軟に対応することが出来るような一般規定の整備についても引き続き検討を行っていただきたいと考えております。</p>	<p>社団法人電子情報技術産業委員会著作権専門委員会</p>
V-8	<p>情報解析分野の研究開発における著作物利用にまずは対象を限定して、権利制限を行なうとの結論に賛同する。</p> <p>しかし、研究等における権利制限は、全ての技術分野について共通に議論されるべきである。また、情報解析分野以外の分野でも、早急に権利制限を行う必要がある分野は生じうるが、必要に応じて個別に検討して立法を行うとすると、時間を要して時機を逸し、技術の発展を阻害するおそれがある。</p> <p>したがって、分野を限らない研究開発における著作物利用を可能とする一般的な規定を設けることや、いわゆる「日本版フェアユース」を受け皿とすることについても、引き続き検討していただきたい。</p>	<p>ヤフー株式会社</p>

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

V 第4節 研究開発における情報利用の円滑化について

	意見	個人/団体名
V-9	<p>研究開発における利用円滑化について(第4節)、その他の検討事項(第6節)</p> <p>権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)のけんとうについては、日本の訴訟制度、紛争解決における訴訟の利用状況、個人・企業のコンプライアンス意識の浸透状況等を総合的に勘案して、慎重に検討すべきと考えます。</p>	<p>社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会</p>
V-10	<p>ACCJが理解するところによれば、貴小委員会では、著作物の以下のような利用をフェアユースとして扱うことが提案されています。</p> <p>(1)機器の機能・性能評価に関連する一定の研究開発活動 (2)大学やその他学術的機関における論文等の文献の複製</p> <p>しかしながら、貴小委員会ではまた、「研究開発」に含まれる行為は幅広いため、フェアユースを確立すべきまたはすべきでない特定の行為に関して更なる検討が必要であるとも指摘されています。</p> <p>貴小委員会はこの問題についての更なる検討を行う予定であると我々は理解しており、フェアユースの権利の現在の適用範囲における変更には、透明で開かれた方法による慎重な検討が行われること、また、権利者に生じる不当な損害を避けるために適用範囲について明確な定義がなされることを求めます。</p>	<p>在日米国商工会議所知的財産委員会</p>
V-11	<p>情報解析分野の研究開発の過程で行われる著作権法上の複製について、一定の条件の下、権利制限を行う方向性が示されたことを評価する。</p> <p>今日の研究開発は、オープンイノベーションの広がりとともに、産学連携による研究開発や、さまざまな研究主体が集まって行われる研究開発など、その形態も多様化してきており、その意味において、今回「非営利要件を求めない」とされたことは妥当と考える。</p> <p>今後、その他の研究開発分野に関する権利制限について、引き続き検討することとされているが、検討にあたっては、研究開発の実態を踏まえ、大学や企業等さまざまな主体による円滑な研究開発を促す観点から、権利者の権利を不当に害しない合理的な範囲内において権利制限がなされるよう検討すべきである。</p>	<p>(社)日本経済団体連合会 知的財産委員会 企画部 会</p>
V-12	<p>4. 研究開発の過程における情報の利用</p> <p>中間まとめは、研究開発の過程におけるデータマイニングのような行為を許容するための権利制限が必要な場合があるということを提案しています。</p> <p>BSAは、この問題に関しては注意を要すると考えます。なぜこのような行為を許容する権利制限が必要となるのか、我々には不明です。この権利制限によって解決されるような具体的な問題点を我々は認識していません。このような権利制限については、その必要性及び価値についての強い要望が証明されるまでは、前向きな検討をすべきではありません。</p> <p>将来、権利制限についての必要性が立証された場合には、セーフガードを採用し、研究との関連性が単なる口実となるような行為にまで権利制限が適用されることのないようにすべきです。</p> <p>さらに、もしその行為が真に「研究」とみなされる場合であっても、その研究が営利目的のために行われているのかどうかということについても検討されるべきです。</p>	<p>ビジネスソフトウェアアライアンス(BSA)</p>

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

V 第4節 研究開発における情報利用の円滑化について

	意見	個人/団体名
V-13	<p>現在、当協会においても、視聴者の利便性向上のため、自動字幕の制作システムなど、放送に関わる様々な技術研究開発を進めています。この過程では、大量のデータの蓄積・処理が必要な研究もありますが、逐一権利者の許諾を得ることは必ずしも現実的でない場合があります。従って、中間まとめにあるように、情報解析技術の研究開発目的での著作物利用について、一定の条件の下で権利制限を行うことは適当だと考えます。なお、これにより権利者の利益が不当に害されないよう配慮が必要です。</p>	日本放送協会
V-14	<p>障害者等への情報保障技術の研究開発や、情報保障支援者(手話通訳者、要約筆記者等、録音図書・デジタル図書製作者等)の養成・訓練等の場面での著作物利用に関し、著作権法上の課題が生じていることを指摘しておく。</p> <p>例えば、DAISY(Digital Accessible Information System)準拠のマルチメディア対応のデジタル図書の製作講習の場面で、教材として使用する著作物や、講習での成果物等の著作権処理に多くの労力を費やさざるを得ない。もちろん、保護期間の切れたものや、あらかじめ著作権処理された教材を使用すればこのような問題は生じないが、情報保障支援が必要とされる著作物のジャンルはきわめて多岐にわたっており、十分対応しきれないというのが現状である。</p> <p>また、音声認識による字幕製作の自動化について、その認識精度向上のための研究開発を促進する必要があるが、著作権法がこのような研究開発の妨げとなることのないよう対応すべきである。</p> <p>これらの課題については、知的財産戦略本部等で検討されている「包括的な権利制限規定(日本版フェアユース規定)」により対処することが可能であるし、「フェアユース」の理念そのものにも合致するものと考ええる。</p>	障害者放送協議会
V-15	<p>出版物として発行される著作物、とりわけ学術的内容を有する著作物は、学術研究あるいは研究開発の場で読まれ、新たなシステムや製品の開発のために利用されることを目的として創作されます。「研究開発における著作物の直接複製利用」とは、まさに著作物そのものを本来の目的で利用することであり、したがって、たとえそれが公的な研究機関において行われるものであったとしても、このような利用形態の一部でも権利制限の対象にされるということは、「著作物の通常の利用を妨げる」こととなりますので、権利制限の対象とされるべきではないと考えます。このことは、ベルヌ条約上も認められていないと考えます。また、公的な研究機関における複製利用を権利制限とするか否か、つまり公益性の観点から権利制限するかどうかというのは一つの判断基準ではありますが、十分条件ではなく、ベルヌ条約にもそのような判断基準はありません。</p> <p>一方、著作物そのものの享受を目的とするのではなく、研究開発の過程において適法に入手された著作物が「素材」あるいは「サンプル」として利用されることについて、権利制限の対象とすることにはあえて反対はいたしません。</p> <p>ただし、素材として利用した著作物が研究発表に伴って明示的に公開される場合や、研究開発、技術開発における産学協同はもとより、後日研究成果が商品化される場合には事前に権利者の許諾を得るか、あるいは商品化の時点で許諾を得ることが必要であると考えます。</p> <p>また、著作物そのものが研究開発の成果に含まれていない場合であっても、その研究開発の成果物が当該著作物の内容と競合し、著作権者及び出版者の利益に影響を与えるようなものである場合は、その研究開発に著作物が用いられるときに権利制限を行うべきではないと考えます。当初の研究の時点では予想がつかない商用化が行われる可能性もあり、どのような場合に権利者の利益を害することになるかを典型的に予測することは困難であり、権利制限の規定を設けるとする場合には、但書として「著作権者等の利益を不当に害する場合はこの限りでない」旨の規定が必要であると考えます。</p>	社団法人日本書籍出版協会

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

V 第4節 研究開発における情報利用の円滑化について

	意見	個人/団体名
V-16	<p>「情報解析分野の研究開発目的での著作物利用について・・・一定の条件の下で権利制限を行う」(p.46)とする検討結果に概ね賛同する。ただし、分野を限定するにあたっては、予見性を高める意味で、その対象となる技術の範囲を明確にすることが望ましい。また、早急に結論を得る必要のある分野を特定して議論する必要性は理解できるものの、本来、研究等における権利制限は、全ての技術分野について共通に議論されるべき問題である。中間まとめにおいても言及されているとおり、受け皿としての一般規定の導入についても併せて検討がなされることを期待する(p.46-47)。</p> <p>なお、「営利性」の問題については、産学連携等、近年の研究開発の実態を考えると、権利制限の要件に関して「営利・非営利」の区別をすることに意味があるとは考えがたい。したがって、3(2)② a「営利・非営利の別」の項で示されているとおり、対象を「非営利」の研究等に限定しない考え方に賛成する(p.44)。</p> <p>また、3(2)②b「著作権者等の利益への影響」の項において、「研究開発に必要なデータベース等が有償で提供されているような場合」が「著作権者等の利益を害すると考えられる」場合として例示されているが、入手されたデータベースを研究等の目的で利用することが必ずしもその著作物の表現を利用することになるとは限らず、データベースを構成する個々の情報(それ自体は著作権によって保護されないものも多い)を解析のためにのみ利用する場合等、常に「著作権者等の利益を害する」ことになるわけではない。したがって、データベースの有償性のみをもって権利制限の対象から直ちに除外する考え方には抵抗感を覚える(p.45)。</p>	日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会
V-17	<p>P46の「(4)まとめ」に述べられている方針に賛成する。</p> <p>なお、本節に関しては、以下の個別意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発における複製等の権利制限は「非営利」の条件のもとに規定されるのがよいと思われる。現状でも、研究論文などは多くの場合、「引用」(著作権法32条1項)に該当する場合も多いと思われ、微細なコンプライアンスのために権利制限規定を複雑化する必要があるのか、という疑問は存在すると思われる。より根本的に、フェアユースのような一般条項の検討を考えるべきである。 ・特許庁は、公知意匠資料として、雑誌、カタログ等に掲載されている製品の写真等を収集してデータベース化しているが、著作権の関係上、権利者の許可なく公開することができない。このため、特許庁は、権利者から許諾を得る事業を委託して行っている。公知意匠資料は、新たなデザインの開発、あるいは、意匠調査の目的で利用される資料であり、これを権利者に許可無く公開したとしても雑誌等の著作権者に現実的な経済上の不利益が発生するとは考えにくい。一方で、このような著作物の利用が制限される結果、委託事業という社会的コストが発生している。このような例も踏まえて、権利制限が許容される範囲を検討すべきである。 	日本弁理士会

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

V 第4節 研究開発における情報利用の円滑化について

	意見	個人/団体名
	<p>・この項目においては、「研究開発の過程」での著作物の利用について、権利制限の対象とすべきか否かが検討されている。そして、具体的な論点として、研究開発の分野を特定のものに限定するのかもしれないのか、などが上がっている。これにつき、研究開発の成果として得られた技術について特許権を取得するための活動が、「研究開発の過程」に含まれるのか含まれないのか、という問題提起をする。研究開発の結果として新たな技術が創作されることは当然であり、それについて特許権を取得しようとするのも当然である。特許権の取得のための企業内での活動は、多くの企業では「知的財産部」で行われているが、この「知的財産部」を、「技術開発本部」等の名称の組織内に置く企業も少なくない。これより、特許取得も研究開発の一過程である、とする見方も世間の少なくとも一部にはあるのだろうと思われる。このため、特許取得活動が、ここでいう「研究開発の過程」に含まれるのか否か、明確にしておく必要がある。研究開発の過程で著作物が利用される具体例として例えば、「概要」のP7の「問題の所在」のすぐ下に、「……著作物をサーバー等に蓄積し、整理・データベース化した上で、そこから必要な情報の抽出……」と記載されている。してみれば、上記のようにして作成されたデータベースを、特許取得活動において特許取得の可能性の判断の一助とするため、さらに加工して利用することもありそうに思える。こうした点からも、特許取得活動が「研究開発の過程」に含まれるのか否かを明確にしておくことに意義がある。現状の「中間まとめ」およびその「概要」には、この点についての言及は見当たらないので、今後のさらなる検討には、こうした視点を加えていただきたい。</p> <p>・企業の研究開発に係る著作物利用についてはどのような扱いになるのか。特許法69条1項が参考になるのではないか。単に複製するから著作権侵害と判断するのではなく、著作権者、著作者に不利益を及ぼすか否かという点も考慮すべき。このような点からすれば、研究開発における情報利用は、著作権者、著作者に不利益を及ぼさないものもあるから肯定するものであると考えられる。</p>	
V-18	<p>情報解析技術の進展は情報解析技術そのもののみならず、全ての研究分野においてもはや情報解析技術が欠かせない要素技術となる現在、最も重視すべき研究開発に着目して早急に結論を得るべき研究開発分野と結論づけていることを歓迎する。</p>	マイクロソフト株式会社
V-19	<p>(全体として)</p> <p>研究開発における著作物複製に関する権利制限も法制問題小委員会で検討されたが、「早急に結論を得るべき範囲と、それ以外に分けて検討」するとした結論が出てしまうところに「日本版フェアユース規定」の必要性を感じざるを得ない。時間をかけて個別の制限規定を定めていくのでは世の中の動きに対応できないというのがフェアユース導入論の根拠の一つであるが、法制問題小委員会において(日本版フェアユース規定の導入を見据えながら議論されているのも興味深い)こうした消極的な議論になってしまうのは図らずもそれを証明してしまったように思えてならない。</p> <p>「情報解析分野の研究開発」において権利制限を行なうとの方向性には賛成する。「権利者の利益を不当に害しないこと等の条件の下で」としていることも妥当であろう。</p> <p>「その他の研究開発分野」について「大学の研究者の行う複製に限定してしまっているのは問題がある。この「研究」の範囲に個人研究者まで含められれば、権利制限がもたらした研究の社会への貢献が期待できるのではないか。</p> <p>研究開発目的の権利制限においても、複製の時点で権利が及んでいるとは考えずに、その結果を公表する場面に依りて権利を及ぶようにしてはどうだろうか(私的複製物が公衆の前に出された時点で権利制限から外れるのと同じようなイメージ)。この際に営利目的か否かの枠をはめ、補償金を用意するなりして対処すると良いのではないか。</p> <p>(以上、文言は中間まとめ概要より引用した。)</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

V 第4節 研究開発における情報利用の円滑化について

	意見	個人/団体名
V-20	<p>「第4節 研究開発における情報利用の円滑化について(40～49ページ)」に対する意見</p> <p>上でも書いたことだが、技術的な試験・研究は、権利者の利益を害するどころか、技術の発展を通じて社会全体を裨益するものであり、著作権法によってこのような利用まで萎縮することは、その法目的に照らしても本来あってはならないことである。さらに、主として情報解析分野のみについて一定の条件の下で権利制限を行うべきとしている点は権利制限の範囲としてあまりにも狭く不十分である。この点については、研究開発のための広く一般的な権利制限を早期に確実に導入することを私は求める。研究開発のための広く一般的な権利制限は、特に、技術動向に対する柔軟な対応が必要とされるため、列挙型ではなく、一般的な制約要件のみを設けた包括的なものとされるべきである。</p> <p>さらに、特にインターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるころでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意味を持つものである。一般フェアユース条項についてもその検討を進め、可能な限り早期に導入することを私は求める。</p>	個人
V-21	<p>研究開発における著作物複製に関する権利制限も法制問題小委員会で検討されたが、「早急に結論を得るべき範囲と、それ以外に分けて検討」するとした結論が出てしまうところに「日本版フェアユース規定」の必要性を感じざるを得ない。時間をかけて個別の制限規定を定めていくのでは世の中の動きに対応できないというのがフェアユース導入論の根拠の一つであるが、法制問題小委員会において(日本版フェアユース規定の導入を見据えながら議論されているのも興味深い)こうした消極的な議論になってしまうのは図らずもそれを証明してしまったように思えてならない。</p> <p>「情報解析分野の研究開発」において権利制限を行なうとの方向性には賛成する。「権利者の利益を不当に害しないこと等の条件の下で」としていることも妥当であろう。</p> <p>「その他の研究開発分野」について「大学の研究者の行う複製」に限定してしまっているのは問題がある。この「研究」の範囲に個人研究者まで含められれば、権利制限がもたらした研究の社会への貢献が期待できるのではないか。</p> <p>研究開発目的の権利制限においても、複製の時点で権利が及んでいるとは考えずに、その結果を公表する場面に応じて権利を及ぶようにしてはどうだろうか(私的複製物が公衆の前に出された時点で権利制限から外れるのと同じようなイメージ)。この際に営利目的か否かの枠をはめ、補償金を用意するなりして対処すると良いのではないか。</p> <p>(以上、文言は中間まとめ概要より引用した。)</p>	個人
V-22	<p>●第4節 研究開発における情報利用の円滑化について(40ページ)</p> <p>リバース・エンジニアリングにおける権利制限の議論と同様に、研究開発においても同様の議論が進められていることを歓迎する。研究開発の多くにおいては、著作権法で想定されている著作物の「表現」そのものの概念が異なっており、この点を鑑みた議論が進むことを期待する。ただし、43ページに「具体の検討にあたっては、まずは、どのような研究を対象として検討するのかを明確にすべきとの意見が述べられている」とあるが、これは権利制限が認められる場合の研究の種類が過去の研究に縛られる懸念があるため、新しい研究開発分野が登場した場合であっても、権利制限を認める方向で権利創設されることを望むが、この種の権利制限については、フェアユース規定の適用が望ましいと考えられる。また、権利制限を認める際の研究開発の営利性については問わない方向で検討が進められているとのことであり、この方向を支持する。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

V 第4節 研究開発における情報利用の円滑化について

	意見	個人/団体名
V-23	<p>第4節研究開発における情報利用の円滑化について(40-47頁)</p> <p>その他の研究目的関係として「大学等において論文等の文献の複製・データベース化」を行うことがあげられているが、実際の検討においては、ほとんど検討がなされていない。大学で利用される論文は学術雑誌に掲載されているものが大半であるが、特に自然科学・医学分野においては、海外の学術雑誌の利用が中心である。これらは電子ジャーナルで提供されたり、冊子体であっても個人で購読することは事実上不可能に近い価格設定であるため、大学図書館を通じて利用するのが大半である。しかし、著作権法31条では、雑誌の最新号に掲載されている論文の全文コピーはできないとされている。これは最新の学術情報をチェックしなければならない研究者にとって、大きな障害になっている。最新号に掲載されている論文であっても、全文がコピーできるように法改正を行うべきである。</p>	個人
V-24	<p>営利目的の有無にかかわらず、研究開発等(商品開発を含む。)の過程における著作物等の利用については、権利制限規定を設けるべきであるし、その過程でなされる改変については、それが公表されるまでは同一性保持権侵害とならないこととすべきである。その理由は下記のとおりである。</p> <p>既存の著作物等を利用した作品ないし商品を開発するにあたっては、誰のどの作品のどの部分をどのように利用したら最も効果的かについて試行錯誤がなされるのが通常である。開発部門としては、試作品等を作成する前の段階でその著作権者等に許諾を求めるのは手続きが煩雑である。</p> <p>他方、当該著作物等の著作権者においては、第三者の研究開発部門等が当該著作物等の全部または一部をそのまま又は改変して試作品等を作成していたとしても、それが公表され市場に供給されるまでは、当該著作物等に係る正規商品の流通を阻害することはない。従って、このような開発段階での著作物等の利用がなされても、当該著作物の著作権者等の経済的権益を害しないので、当該著作権者等にそのような利用を禁止する権利を認める必要はなく、又は、当該権利者等に補償すべき損失も生じない。同様に、試作品等が公表されない限り、当該著作物等により形成される著作者等の社会的評価に変動が生ずることもないので、著作者等に、試作品等の作成過程でなされる著作物等を改変を禁止する権利を認める必要もない。実際問題としても、試行錯誤の結果、既存の著作物等のどの部分をどのような形で利用してどのような作品又は商品に仕立て上げたかが概ね決まってからでなければ、そこでなされる著作物等の改変についての同意を求めにくいし、同意する方もしにくい。</p> <p>よって、上記のような法整備が求められる。</p>	個人
V-25	<p>総じて賛成である。フェアユース規定の成立と連携しつつ、慎重に検討を進めるべきである。またこれらの規定については、可能なかぎりそれを利用すると思われる技術者サイドの意見を聞く必要があると考えられる。著作物とそれを利用する技術は両輪であり、片方が欠けても円滑な利用は不可能であるからだ。</p>	個人
V-26	<p>ダウンロード違法化とあわせて、このような微妙な著作権侵害の問題の解決策としてフェアユース論があります。また経験罪を含まないという意味においても公平に判断ができるのではないのでしょうか。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

VI 第5節① 機器利用時における一時的蓄積の取扱いについて

意見		個人/団体名
VI-1	<p>ACCJが理解するところによれば、貴小委員会では、以下の行為を認めるように著作権法を改正することが提案されています。</p> <p>(1)一定の目的のために著作物を格納すること (2)ミラーサイトやバックアップ複製物の作成 (3)フィルター技術を伴う使用法での作品の複製(例えば、一般的に子供等にとって有害または不適切と考えられる特定のサイトや対象を監視・阻止するプログラム)</p> <p>ACCJは貴小委員会のこの提案を支持するとともに、一時的複製物の許容される形態及び適用範囲は明確かつ限定的に定義されるよう要請致します。例としては、英国法の下では、複製物が短期的または付随的なものであり、かつ技術的過程において重要かつ不可欠の一部であり、また、かかる複製の目的が以下のいずれかの行為を可能とすることに限定され、更に複製物自体に独立した経済的価値がない場合には、一時的複製物を作成することによって著作権が侵害されることにはなりません。</p> <p>(a)第三者間における媒介を利用したネットワーク内での作品を送信 (b)適法的な著作物の利用</p> <p>これに加えて、ACCJは、その他の何らかの形態で上記複製が許容される前に、貴小委員会には全ての利害関係者の意見を聴取すること、また現在貴小委員会で行われているように、パブリックコメント受付の機関を設けて頂くことを要請致します。</p>	在日米国 商工会議所 知的財産委員会
VI-2	<p>1 キャッシュ等に権利制限することは、賛成であるが、一時蓄積についてはそもそも複製から除外するべきである。また、一時蓄積について合理的時間を要件とすること自体は許容しうるものではあるが、その時間については利用形態によって望ましいキャッシュ保持時間が大きくことなり、合理的時間を短くすることは実質的に一時蓄積自体を否定するものになりかねない。合理的時間については幅のあるものにされたい。</p> <p>2 通信に伴う蓄積について権利制限とすること自体は賛成である。しかし、これは従前からグレーゾーンといわれていたところであり、これを違法視することは世界中をみても例がない。権利制限規定を限定的におこなうことは他方で残る多くを違法視することになる。これでは、現在のインターネットを否定するになりかねない。また、現在、必要などころにいかにかキャッシュを保持させて無駄な通信を減らすかという研究が国を挙げて取り組まれており、これらの取り組みを十分理解したうえで検討されたい。</p> <p>3 特に、本報告書は「また、P2P(ピア・ツー・ピア)型の通信技術を活用し、利用者が著作物等をアップロードできるファイル交換ソフトにより、違法に著作物が流通している場合においては、権利者が最初のアップロードをした者に対して権利行使をした後であっても、中継過程の蓄積及び公衆送信の態様によっては、著作物の違法な流通を助長し、著作権侵害の著しい拡大を招来する場合がある。」という記載がある。これらの表記は、あたかもWinnyをことさらに違法視しているかのように読める。しかし、P2Pファイル交換ソフトや中継が著作権侵害を助長したのではなく、P2Pファイル共有の効率良い流通がデジタルコンテンツ流通に利用されただけである。</p> <p>現在、著作権侵害はYoutubeなどで広くおこなわれているが、このこともキャッシュやP2Pと著作権侵害と直接関係ないことの証左である。P2Pファイル共有ソフトが著作権侵害の拡大を招来したというのは誤った理解によるものであり、委員会の無理解は見逃しがたいものがあり、認識を改めるべきである。また、P2Pファイル共有などで中継がおこなわれた場合、利用者にはキャッシュが適法な流通かどうか判別する手段がない。P2Pを意図的に除外することは、実際にはファイル共有システムを違法視することに他ならない。世界的な潮流を無視していると言わざるを得ない。</p>	MPO法人ソ フトウェア技 術者連盟
VI-3	<p>当協会はかねてより、機器利用時に生ずる、また通信の過程生ずるあるいは行われる、所謂一時的蓄積に対して、複製権を及ぼすべきではないとの意見を申し上げてきております。</p> <p>機器利用時の一時的蓄積については、P. 54(3)の「結論」にあるように、a～cの要件を満たす場合に権利を及ぼさないよう立法的措置を講ずるとする考え方を支持します。</p> <p>また通信過程での一時的蓄積についても、早急に検討を進め、立法的措置を講じて頂きたいと考えます。</p>	社団法人電 子情報技術 産業委員会 著作権専門 委員会

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

VI 第5節① 機器利用時における一時的蓄積の取扱いについて

	意見	個人/団体名
VI-4	<p>機器利用時における蓄積等は、機器の技術的構造等の観点から、その都度許諾を要することは不可能であり、許諾を要さないとしても、著作権者等の通常の利用を妨げたり、正当な利益を不当に害することにはならない。一方、権利を制限するとしても、18年報告書の3要件、特に「合理的な時間の範囲」という限定的な条件を課すと、実態にそぐわないためにかえって悪影響を及ぼしかねない。</p> <p>かかる観点から、3要件の見直しを行い、一定の場合には権利を及ぼさないよう立法的措置を講ずるとする結論に賛成する。ただし、立法化にあたっては、将来の技術発展を阻害することのないようにしていただきたい。</p>	ヤフー株式会社
VI-5	<p>機器利用時における一時的蓄積については、コンピュータソフトウェアのビジネスモデルの一形態である「SaaS(ソース:インターネット経由でアプリケーション機能を提供するサービスの形態)」等における利用を鑑み、権利者の利益を不当に害しない範囲の特定を考慮すべきと考えます。</p>	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
VI-6	<p>機器利用時における一時的蓄積について、結論として示された要件(p.54)を満たす場合には権利が及ばないこととすべきとする考えに基本的に賛同する。なお、平成18年報告書にて権利制限の要件の一つとしてあげられた「合理的な時間の範囲内」という定量的な時間の要素が、今回法制問題小委員会において再検証された結果、必要条件とはならないと分析されたとおり、技術の進展に伴い合理的な範囲は変化するものである。条文の検討に際しては、将来の技術の進展に対してある程度柔軟な対応ができるような規定振りをしていただきたい。</p>	日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会
VI-7	<p>法制問題小委員会は、①機器利用における著作物の利用及び②ネットワーク上での著作物の送信という、一時的蓄積のための権利制限が適切である可能性のある2つの状況を検討しました。中間まとめにおいて、前者に関する議論は、後者に関する議論よりも具体的な議論のようです。</p> <p>(A) 機器利用時における著作物の利用 小委員会は、一時的蓄積が、著作物の視聴等に係る技術的過程において生じる、付随的又は不可避的で、一時的蓄積の行為が、当該行為及び当該技術の性質に照らして適切かつ合理的である場合には、一時的蓄積を著作権保護対象から除外することを提案しています。一般論として、BSAは、利用者が権利者から利用を許諾されている著作権保護されたコンテンツについて、その適法な複製物を利用することを著作権が妨げるべきではないと考えています。利用者にとってこのことを許容するために、一時的蓄積についての著作権の権利制限が必要なのであれば、BSAは、適切に限定された権利制限を支持します。この場合の権利制限は、コンテンツの許可された提供の過程における適法なコピーから生ずる一時的蓄積に限定されなければなりません。</p>	ビジネスソフトウェアアライアンス(BSA)
VI-8	<p>P54の「(3)結論」及びP62の「(4)検討結果」にそれぞれ示された方針に対して賛成である。</p>	日本弁理士会
VI-9	<p>機器利用時の一時的蓄積についての貴委員会の結論に賛成する。また、通信の円滑化・効率化等を目的として、通信の過程における蓄積等の行為についても権利制限をすべきとの結論にも賛成する。</p>	マイクロソフト株式会社

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

VI 第5節① 機器利用時における一時的蓄積の取扱いについて

意見		個人/団体名
VI-10	<p>(第5節②通信を巡る蓄積等の行為に関する法制上の論点についての意見も含む)</p> <p>「機器利用時における蓄積」および「通信を巡る蓄積」に関し複製とみなさないことを法律上明確にすることには賛成である。</p> <p>ただし、その要件を設けることにより、新しい通信技術が登場した場合や、今あるP2P通信技術を用いた場合(今回のワーキングでの検討では対象とされなかった)などにやはり「複製」と解される蓄積が出てくるのではないかと危惧される。挑戦的・意欲的な通信事業者にとっての足かせを充分に外すところまでは行ってないのかも知れない。</p> <p>こうしたところでも、また「日本版フェアユース」の必要性を意識させられるところである。</p> <p>ともあれ、今やれる対処はしておくべきであろう。</p>	個人
VI-11	<p>「第5節 機器利用時・通過程における蓄積等の取扱いについて(50～62ページ)」に対する意見</p> <p>利用者の通常の機器利用において生じる一時的蓄積について法的安定性を高めることもまた必要なことであり、この機器利用時の一時的蓄積に対する権利制限もまた早期に確実に導入することを私は求める。この点について今整理されている以上の要件は不要であり、法的安定性と萎縮効果の防止の必要性を十分に認識し、これ以上の要件を追加することは厳に戒められるべきである。</p>	個人
VI-12	<p>「機器利用時における蓄積」および「通信を巡る蓄積」に関し複製とみなさないことを法律上明確にすることには賛成である。</p> <p>ただし、その要件を設けることにより、新しい通信技術が登場した場合や、今あるP2P通信技術を用いた場合(今回のワーキングでの検討では対象とされなかった)などにやはり「複製」と解される蓄積が出てくるのではないかと危惧される。挑戦的・意欲的な通信事業者にとっての足かせを充分に外すところまでは行ってないのかも知れない。</p> <p>こうしたところでも、また「日本版フェアユース」の必要性を意識させられるところである。</p> <p>ともあれ、今やれる対処はしておくべきであろう。</p>	個人
VI-13	<p>第5節 機器利用時・通信課程における蓄積等の取り扱いについて(50-62頁)</p> <p>機器利用時における一時的蓄積の取り扱い、通信を巡る蓄積等の行為について、ともに権利の及ばないことに賛成である。</p>	個人
VI-14	<p>総じて賛成である。フェアユース規定の成立と連携しつつ、慎重に検討を進めるべきである。またこれらの規定については、可能なかぎりそれを利用すると思われる技術者サイドの意見を聞く必要があると考えられる。著作物とそれを利用する技術は両輪であり、片方が欠けても円滑な利用は不可能であるからだ。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

VII 第5節② 通信を巡る蓄積等の行為に関する法制上の論点について

	意見	個人/団体名
VII-1	<p>また、通信過程における蓄積等については、P2P型の通信技術を活用したファイル共有ソフトについては、中継過程の蓄積及び公衆送信の態様によっては、著作物の違法な利用を助長することから、同態様については、権利を及ぼさない対象から除外すべきことを強く求めます。</p> <p>当協会としては、P2P型通信を利用したファイル共有ソフトにおいて、同ネットワークを使用して著作物を「受診」する者が、違法であることをほとんど意識せず、技術的にかつ自動的に送信・再送信の役割を担っていることが、違法な著作物の大量かつ恒常的な流通を助長・促進しているという実情を、ご認識いただきたいと考えます。</p> <p>この点に関して、中間報告60頁3.(3)②イには、なお書きとして、「P2P型通信を用いた著作物等の送受信については、送信者から送信される著作物等を受診して複製を行う受診者の端末内にて当該受診により自動的に作成された複製物がさらに他者に送信される場合があるが、通信の技術体系から見た場合、当該受診者の端末からの送信行為は、通信ネットワークの負分散につながる側面を有するものであり、当該受診者の端末における複製及び送信行為について権利を及ぼさないことが事業者及び利用者の法的安定につながる」との意見がなされた旨、記述してありますが、同項目「しかし」以降に、同種の通信過程における蓄積等については、本ワーキングで定義した通信の過程における蓄積等に含まれず、検討対象としていない旨記述がなされており、当協会としては、本報告の結論部分を支持します。</p>	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
VII-2	<p>1 キャッシュ等に権利制限することは、賛成であるが、一時蓄積についてはそもそも複製から除外するべきである。また、一時蓄積について合理的時間を要件とすること自体は許容しうるものではあるが、その時間については利用形態によって望ましいキャッシュ保持時間が大きくことなり、合理的時間を短くすることは実質的に一時蓄積自体を否定するものになりかねない。合理的時間については幅のあるものにされたい。</p> <p>2 通信に伴う蓄積について権利制限とすること自体は賛成である。しかし、これは従前からグレーゾーンといわれていたところであり、これを違法視することは世界中をみても例がない。権利制限規定を限定的におこなうことは他方で残る多くを違法視することになる。これでは、現在のインターネットを否定するになりかねない。また、現在、必要などころにいかにかッシュを保持させて無駄な通信を減らすかという研究が国を挙げて取り組まれており、これらの取り組みを十分理解したうえで検討されたい。</p> <p>3 特に、本報告書は「また、P2P(ピア・ツー・ピア)型の通信技術を活用し、利用者が著作物等をアップロードできるファイル交換ソフトにより、違法に著作物が流通している場合においては、権利者が最初のアップロードをした者に対して権利行使をした後であっても、中継過程の蓄積及び公衆送信の態様によっては、著作物の違法な流通を助長し、著作権侵害の著しい拡大を招来する可能性がある。」という記載がある。</p> <p>これらの表記は、あたかもWinnyをことさらに違法視しているかのように読める。しかし、P2Pファイル交換ソフトや中継が著作権侵害を助長したのではなく、P2Pファイル共有の効率良い流通がデジタルコンテンツ流通に利用されただけである。</p> <p>現在、著作権侵害はYoutubeなどで広くおこなわれているが、このこともキャッシュやP2Pと著作権侵害と直接関係ないことの証左である。P2Pファイル共有ソフトが著作権侵害の拡大を招来したというのは誤った理解によるものであり、委員会の無理解は見逃しがたいものがあり、認識を改めるべきである。また、P2Pファイル共有などで中継がおこなわれた場合、利用者にはキャッシュが適法な流通かどうか判別する手段がない。P2Pを意図的に除外することは、実際にはファイル共有システムを違法視することに他ならない。世界的な潮流を無視していると言わざるを得ない。</p>	MPO法人ソフトウェア技術者連盟
VII-3	<p>また、通信過程における蓄積等についても、通信の円滑化、効率化等の観点から、権利が及ばないとする方向性に賛成する。</p> <p>ただし、P2P型通信を、今回の検討対象外とし、「通信の過程における蓄積」に含まれないとした点については、反対である。P2P通信技術は、負分散を行うことにより、通信の円滑化、効率化を可能とするいわば中立的な技術であり、これのみを検討対象外とすることは、妥当性を欠く。将来の技術の発展を阻害することのないよう、その他の通信と同様に取扱うべく、早急に議論を行っていただきたい。</p>	ヤフー株式会社

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

VII 第5節② 通信を巡る蓄積等の行為に関する法制上の論点について

	意見	個人/団体名
VII-4	<p>また通信過程での一時的蓄積についても、早急に検討を進め、立法的措置を講じて頂きたいと考えます。</p> <p>具体的な規定のあり方につきましては、P.61の「ウ 具体的な規定のあり方」の整理にもありますとおり、ii)の権利を及ぼさない対象を機能ごとに列挙する方法は、列挙から外れた機能について反対解釈がなされる可能性があり、加えて新たな技術への迅速な対応が困難であるなどの弊害があると考えます。したがって、具体的に規定化を行うに際しては、その規定の存在により、将来の技術開発の障害とならないよう、十分配慮をしていただき、結論を導いてくださるようお願いいたします。</p> <p>また、P2P型の通信技術に関連して、「権利を及ぼさない対象からは除外」とされていますが、通信の中継過程で蓄積される違法複製物について、物理的に蓄積をする可能性のある者に対して違法複製物の探查義務が生ずることのないように、立法時の配慮をお願いいたします。</p> <p>なお、一部の違法著作物の流通実態に着目されることにより、P2P型の通信技術が著作権侵害を助長する技術のように認識される傾向がありますが、技術自体はネットワーク効率を高めたり、通信トラフィックの負荷分散を実現したりするなど、通信インフラを支える技術としては非常に有望な技術であることから、本小委での議論においても、その点ご留意のうえ、検討の継続をしていただくようお願いいたします。</p>	<p>社団法人 電子情報技術産業委員会 著作権専門委員会</p>
VII-5	<p>「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」の第5節3(3)②イd項(61ページ)において、「また、P2P(ピア・ツー・ピア)型の通信技術を活用し、利用者が著作物等をアップロードできるファイル交換ソフトにより、違法に著作物が流通している場合においては、権利者が最初のアップロードをした者に対して権利行使をした後であっても、中継過程の蓄積及び公衆送信の態様によって、著作物の違法な流通を助長し、著作権侵害の著しい拡大を招来する場合がある」との記述があり、この場合は、「権利制限からは除外されるものであると整理される」となっていますが、そもそも、第5節3(3)②イ項のなお書きとしてP2P型通信を用いた著作物等の送受信については、「本ワーキングで定義した通信の過程における蓄積等には含まれず、今回の検討対象とはしていない」としていながら、あえてこのような説明を行う必要性はないと考えます。</p> <p>また、第5節3(3)②イd項は、P2P型通信技術を使ったソフトについての明確な定義もなく、P2P型の通信技術を活用したフリーのファイル交換ソフトを想定された記述のように思われますが、近年の商用として開発され、コンテンツの保守・管理のできるP2P映像配信ソフト製品等においては、著作権保護が前提として開発されており、管理サーバから問題のある著作物の削除を行う等により以降の流通を制限する等の機能を備えたものが多く、例示のように著作権侵害の著しい拡大を招く恐れは非常に少なくなっています。</p> <p>従いまして、過去の特異な事例が、P2Pソフトの一般的な事柄として読者に誤解を与えることが危惧され、ひいてはP2P関連産業並びにP2P技術の発展の阻害につながる等が懸念されるため、この項については削除していただくのが適当ではないかと考えます。</p>	<p>P2Pネットワーク実験協議会</p>
VII-6	<p>(B) ネットワークを介した著作物の送信 小委員会は、通信の円滑化・効率化を目的とする場合(例:キャッシング)、信頼性向上を目的とする場合(例:ミラーリング、バックアップ)、「社会的要請」(例:フィルタリング)の充足を目的とする場合には、一時的蓄積を著作権保護から除外することを提案しています。</p> <p>BSAは、このトピックはまだ法改正には時期尚早と考えています。この提案に関する議論はいまだに漠然としており不明確です。例えば、この権利制限は一般要件を定めるのか、個別の目的に言及するのか、又はその両方なのか、不明確です。この権利制限が媒介者のみに利益をもたらすことを意図しているのか、それともそれ以外の、より直接的に通信に関与した者に対して利益をもたらすことを意図しているのか、不明確です。「社会的要請」などという概念は不当に曖昧で、さらなる議論の余地があります。米国著作権法512条において採用しているような責任制限と異なり、著作権の権利制限がなぜ必要なのかということも不明確です。</p>	<p>ビジネスソフトウェアアライアンス (BSA)</p>

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

VII 第5節② 通信を巡る蓄積等の行為に関する法制上の論点について

	意見	個人/団体名
VII-7	<p>通信過程における蓄積等については、①通信の円滑化・効率化、②提供する通信ネットワークの信頼性向上、③社会的要請の充足等を目的として、通信の過程における蓄積等の行為及び通信に付帯して行われる蓄積等の行為に対して権利が及ばないこととすべきとする検討結果に基本的に賛同する。これらの蓄積等は、権利者の正当な利益を必ずしも不当に害するものではなく、一定の公益性を備えるものだからである。ただし、この通信過程における蓄積等についての中間まとめの記述は、全般的に曖昧な部分が多いため(特に③の社会的要請の充足目的の範疇)、具体的な条文設計にあたっては、権利者の利益を不当に害しないよう、要件が明確に規定されることを希望する。と同時に、機器利用時の一時的蓄積等の場合と同様、将来の技術の進展に対してもある程度柔軟に対応できるように配慮いただきたい。</p> <p>なお、通信過程における蓄積等に関連して言及されている著作物等の違法な流通の問題(p.59、60)については、当該蓄積等を行う者に過大な負担を負わせることは現実的ではなく、原則として権利を及ぼさないが、権利者の受ける不利益等との調整を図るため、その事実を「知っていた場合又は知ることができた」と認めるに足る相当の理由がある場合」にはプロバイダ責任制限法との整合性を確保するとの点に賛成する。ただし、その運用にあたっては、通信ネットワークの中立性、通信の秘密の保護等との調整を図る必要があると考える。</p>	日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会
VII-8	<p>P54の「(3)結論」及びP62の「(4)検討結果」にそれぞれ示された方針に対して賛成である。</p>	日本弁理士会
VII-9	<p>機器利用時の一時的蓄積についての貴委員会の結論に賛成する。また、通信の円滑化・効率化等を目的として、通信の過程における蓄積等の行為及び通信に付帯して行われる蓄積等の行為についても権利制限をすべきとの結論にも賛成する。</p>	マイクロソフト株式会社

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

VII 第5節② 通信を巡る蓄積等の行為に関する法制上の論点について

	意見	個人/団体名
VII-10	<p>これまで議論されてきた個別の権利制限規定では、著作権法改正による対応を待つため、時間がかかるという問題があります。その一方で、MYUTAや録画ネットといった、ネットの長所を活用した新しいサービスの試みは、実質的に私的使用の範囲でユーザーの利便性を上げているだけであるにもかかわらず、形式的な理由で複製権侵害とされてしまっています。海外と国内とのネットサービスの格差を埋めるためにも、国内で挑戦的な事業者が登場でき、足を引っ張られない環境を整備する必要があります。</p> <p>「イ、立法措置に対する許容性を判断する上での留意点のb」について</p> <p>機器利用時・通信過程における蓄積等に関する議論の方向性は、妥当性が高いものとして高く評価するものであります。しかしながら60ページ「イ-b」における通信の過程における蓄積等及び通信に付帯する蓄積等の行為に対して、その内容および元ソースの入手経路などを鑑みて違法性を問うというのは、前段での妥当性のある議論の方向性からは逸脱しているように思えます。また「知っていた場合又は知ることができたと認めるに足る相当の理由がある場合」に関して、プロバイダ責任制限法との整合性を確保するということは、権利者がいわゆる「情を知っていたか」を証明できない限り、プロバイダはアクセスログを提供することはないという点を明確にすべきであらうと思われまます。</p> <p>さらに本筋の問題として、仮にこれらの蓄積行為を違法化したとしても、蓄積された情報を権利者が回収することは困難であることから、現行の公衆送信権で対応可能な一次送信者の特定と比較してどれだけ有効性のある方策であるか疑問です。また違法とされるファイルに触れただけで、万単位の消費者が一度に違反者となるようなあり方は、法的安定性を著しく欠くものであると言えます。</p> <p>「イ、立法措置に対する許容性を判断する上での留意点のd」について</p> <p>61ページ「イ-d」では、P2P型の通信技術を活用したファイル交換ソフトにおける中継過程は、権利者の権利が及ぶものであるとされています。しかしながらP2Pの利用者にとっては、自分で利用しようと思っていない単なるキャッシュに過ぎないデータの中身が、違法か否かを知る術がありません。単にP2Pソフトの利用者であるというだけで違法とされる可能性が否定できない点で、P2P技術の利用・発展を萎縮させることとなり、この整理には問題があると言えます。</p> <p>一方その後段では、「著作物等の提供及び享受自体に関わる行為」である場合は「今回の検討対象とはしていない」としており、論旨に整合性がありません。仮に「著作物等の提供及び享受自体に関わる行為」が、著作権者自らが合法的配布のために行なった行為であるとする場合、利用者は「良いキャッシュ」が生成されれば適法だが、「悪いキャッシュ」が生成されれば違法ということになります。これはP2Pのあり方としては大変不自然なものであり、このような規制はインターネットの新たな技術発展を阻害し得るものであります。</p>	無限責任中間法人インターネット先進ユーザーの会(MIAU)

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

VII 第5節② 通信を巡る蓄積等の行為に関する法制上の論点について

	意見	個人/団体名
VII-11	<p>これまで議論されてきた個別の権利制限規定では、著作権法改正による対応を待つため、時間がかかるという問題があります。その一方で、MYUTAや録画ネットといった、ネットの長所を活用した新しいサービスの試みは、実質的に私的使用の範囲でユーザーの利便性を上げているだけであるにもかかわらず、形式的な理由で複製権侵害とされてしまっています。海外と国内とのネットサービスの格差を埋めるためにも、国内で挑戦的な事業者が登場でき、足を引っ張られない環境を整備する必要があると考えます。</p> <p>「イ、立法措置に対する許容性を判断する上での留意点のb)」について</p> <p>機器利用時・通信過程における蓄積等に関する議論の方向性は、妥当性が高いものとして高く評価するものであります。しかしながら60ページ「イ-b)」における通信の過程における蓄積等及び通信に付帯する蓄積等の行為に対して、その内容および元ソースの入手経路などを鑑みて違法性を問うというのは、前段での妥当性のある議論の方向性からは逸脱しているように思えます。</p> <p>また「知っていた場合又は知ることができたと認めるに足る相当の理由がある場合」に関して、プロバイダ責任制限法との整合性を確保するということは、権利者がいわゆる「情を知っていたか」を証明できない限り、プロバイダはアクセスログを提供することはないという点を明確にすべきであろうと思われます。さらに本筋の問題として、仮にこれらの蓄積行為を違法化したとしても、蓄積された情報を権利者が回収することは困難であることから、現行の公衆送信権で対応可能な一次送信者の特定と比較してどれだけ有効性のある方策であるか疑問です。また違法とされるファイルに触れただけで、万単位の消費者が一度に違反者となるようなあり方は、法的安定性を著しく欠くものであると言えます。</p> <p>「イ、立法措置に対する許容性を判断する上での留意点のd)」について</p> <p>61ページ「イ-d)」では、P2P型の通信技術を活用したファイル交換ソフトにおける中継過程は、権利者の権利が及ぶものであるとされています。しかしながらP2Pの利用者にとっては、自分で利用しようと思っていない単なるキャッシュに過ぎないデータの中身が、違法か否かを知る術がありません。単にP2Pソフトの利用者であるというだけで違法とされる可能性が否定できない点で、P2P技術の利用・発展を萎縮させることとなり、この整理には問題があると言えます。</p> <p>一方その後段では、「著作物等の提供及び享受自体に関わる行為」である場合は「今回の検討対象とはしていない」としており、論旨に整合性がありません。仮に「著作物等の提供及び享受自体関わる行為」が、著作権者自らが合法的配布のために行なった行為であるとする場合、利用者は「良いキャッシュ」が生成されれば適法だが、「悪いキャッシュ」が生成されれば違法ということになります。</p> <p>これはP2Pのあり方としては大変不自然なものであり、このような規制はインターネットの新たな技術発展を阻害し得るものであると考えます。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

VII 第5節② 通信を巡る蓄積等の行為に関する法制上の論点について

	意見	個人/団体名
VII-12	<p>これまで議論されてきた個別の権利制限規定では、既存利権者主導の合意形成無しには意思決定できない構造であり、加えて著作権法改正による対応を待つため、単に時間がかかるのみならずエンドユーザの順法意識、ひいては現行制度改善へ向けた建設的な発案を望めない状況になってきている。</p> <p>その一方で、録画ネットといった、わざわざエンドユーザ側から投資をしてでも特定の嗜好情報を手にしたいというビジネスチャンスすら、地域別広報(広告)放送モデルの護持を前提とする国内民放キー局らの、既存ビジネスモデルと競合するという恐れによって、公衆送信権侵害などを理由に複製権侵害とされている。この点、これまで直接エンドユーザーから視聴料を取れなかった民放キー局らにとって、首都圏の番組のためなら毎月料金を払ってでも見たいという(既存送信区域外の)視聴者は、本来、既存DVD媒体で年々狭く高く可能な限り搾り取るに留まらず、ネットワーク上の流通手段を用いて広く浅くでも、商売するに値する潜在市場のはずである。これら分野に対し、挑戦的な事業者が登場でき、足を引っ張られない環境を整備する必要がある。</p> <p>「イ、立法措置に対する許容性を判断する上での留意点のb)」について</p> <p>機器利用時・通信過程における蓄積等に関する議論の方向性は、妥当性が高いものとして高く評価する。しかしながら60ページ「イ-b)」における通信の過程における蓄積等及び通信に付帯する蓄積等の行為に対して、その内容および元ソースの入手経路などを鑑みて違法性を問うというのは、判断主体の点に大きな問題を抱えている。誰が違法性の判断をするかという判断主体が、実質的に既存利権者主体であるというならば、結局、後発での情報流通への参入は門前払い(もしくは法的リスクが高すぎ、参入前に萎縮される)という結果にしかなりえない。よって、前段での妥当性のある議論の方向性からは逸脱しているように思える。また「知っていた場合又は知ることができた」と認めるに足る相当の理由がある場合」に関して、プロバイダ責任制限法との整合性を確保するという事は、外形的特徴があれば通信記録の開示を、既存商業著作隣接権者からも請求できるという事を意味する。</p> <p>これでは、これまで捜査機関による手続き的保障の上でなければ行えなかった、通信内容の開示を、商業競争排除目的まで引き下げる事になりかねない。この恐れを排するためには、請求する権利者側がいわゆる「情を知っていたか」を立証できない限り、プロバイダはアクセスログを提供することはないという点を明確にすべきであろうと思われる。</p> <p>さらに本筋の問題として、仮にこれらの蓄積行為を違法化したとしても、蓄積された情報を、実力で制御し続けることは困難であり(一度公衆ネットワーク上に流出した情報に対しては、内閣総理大臣が自衛隊内部関連情報流通に対して問題視した場合ですら、対米政府を意識した法制化をするも、特定ソフト非使用による非閲覧を呼びかける他無かったのが実情)、現行の公衆送信権で対応可能な一次送信者の特定と比較してどれだけ有効性を高められるか疑問である。</p> <p>すなわち、公衆送信可能化に加えて、さらに前段階の蓄積を狙った法制化は、目的に対し手段の妥当性・有効性に乏しく、法制化には反対である。</p>	個人
VII-13	<p>イ、「立法措置に対する許容性を判断する上での留意点d)」について(61ページ)</p> <p>P2Pの中継地点において、その性質上拡散される恐れがあるので権利の及ぶこととされていますが、利用者にとっては中身のわからないただのキャッシュであり、違法なのか適法なのかは個人が判断できることではありません。またこのようなケースを違法とした場合、多くのP2P技術にとって発展を損なうものであり、経済にとっては負の相関があると推測されます。このケースにおいてはより慎重な議論が必要かと思われます。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

VII 第5節② 通信を巡る蓄積等の行為に関する法制上の論点について

意見		個人/団体名
VII-14	<p>通信過程における一時的蓄積等についても権利制限はやはり同様に必要であり、これを早期に確実に導入することを私は求める。特に、この点については、技術動向への柔軟な対応ができない機能列举型の権利制限ではなく、著作物の通常の利用を害さず、権利者の正当な利益を不当に害しない限りにおいて、というような一般的な制約要件を設けた上で、全ての蓄積等の行為について包括的に権利を及ぼさないこととされるべきである。</p> <p>また、この第5節には、諸外国の立法例が引用されていないが、去年の著作権分科会報告書にも書かれている通り、EUディレクティブから、英仏独を含む各国の立法例があり、きちんと諸外国の立法例を参考として引用するべきである。</p>	個人
VII-15	<p>第5節 機器利用時・通信課程における蓄積等の取り扱いについて(50-62頁)</p> <p>機器利用時における一時的蓄積の取り扱い、通信を巡る蓄積等の行為について、ともに権利の及ばないとすることに賛成である。</p>	個人
VII-16	<p>これらについては総じて賛成である。フェアユース規定の成立と連携しつつ、慎重に検討を進めるべきである。またこれらの規定については、可能なかぎりそれを利用すると思われる技術者サイドの意見を聞く必要があると考えられる。著作物とそれを利用する技術は両輪であり、片方が欠けても円滑な利用は不可能であるからだ。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

VIII 第6節 その他の検討事項

	意見	個人/団体名
VIII-1	<p>文章内に「権利制限の一般条項(いわゆる日本版フェアユース)をはじめ、著作権法制に関係する種々の課題についても検討が進められている。」とあるが、上記文章では障害者への情報提供に対しての検討が含まれているのかと疑問に感じてしまう。</p> <p>「平成20年度中間まとめ」の中でも、障害者への情報提供に対しての事が一言しか掲載されていないのは遺憾に感じる。</p> <p>まとめを読んだこちら側が障害者への情報提供問題に対し検討されてきているだろうと推測する必要が無いよう配慮していただき、一般人はいろいろな媒体で普通に情報を得ている環境があるのに比べ、障害者は情報を得るにあたり様々な問題(音声解説、副音声、手話放送、文字放送)が生じており、著作権分科会でも検討題材として取り扱っている事を、障害者にはもちろんの事、世間の方々にも理解していただけるよう配慮していただきたい。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人連 合会</p>
VIII-2	<p>「権利制限の一般条項(日本版フェアユース)」の検討は基本的な権利制限の要件であるベルヌ条約との関係から考えれば必然的なものであり、検討に値するものと思います。しかし、この問題が提起された背景は、現在著作権法において権利制限となっていない項目についてその範囲を広げるところにあり、その検討は慎重に行うべきと考えます。日本版フェアユースの考え方に反対するものではありませんが、もしその検討を行うのであれば、現在権利制限となっている図書館利用(31条)、教育目的利用(35条)の範囲についても当然のこととして見直しを行い、それらの権利制限がフェアユースの範囲に納まるもの、あるいはフェアユースとしての取り扱いを受ける範囲について当事者間の合意が形成される便法まで含めて検討を進める必要があります。</p> <p>現在の著作権法における図書館利用(31条)、教育目的利用(35条)等の権利制限は基本的に複製の形態だけを判断基準としており、複製の実態(複製の量、範囲、図書館における営利目的利用等)が内容的にフェアであるかどうかの判断基準が備わっていません。欧米のフェアユース規定との比較においても日本のこれらの権利制限は範囲が広すぎると考えられ、その見直しも含めて検討すべきと考えます。</p>	<p>株式会社医 学書院</p>
VIII-3	<p>現在、日本版フェアユースの創設が検討されている。これは、現在のいびつな著作権法の構造をドラスティックに修正することが期待されており、速やかな立法化をされたい。また、検索エンジン等の権利制限も検討事項としてあがっているが、速やかに立法化されたい。</p>	<p>MPO法人ソ フトウェア技 術者連盟</p>

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

VIII 第6節 その他の検討事項

	意見	個人/団体名
VIII-4	<p>【意見の要旨】 権利制限の一般条項(いわゆる日本版フェアユース)を追加するには、その経済効果や代替手段の有無等、規定追加の必要性を十分に検討することを要望いたします。 また、必要性有りと判断された場合には、その制度設計において、(1) 国際ルールとの調和を尊重すること、(2) 権利者の損失を未然に防ぐ措置および権利者の救済を容易にする措置を併せて導入すること、(3) 国際ルールに照らして妥当性を欠く現行法の個別権利制限規定を改正すること、を要望いたします。</p> <p>【理由】</p> <p>1. 権利制限の一般条項の追加の妥当性及び必要性について 「文化の発展に寄与する」という著作権法の目的を、より実効化する法改正に反対するものではありませんが、権利制限の一般条項の追加が本当に「文化の発展に寄与」するかどうか、「文化の発展に寄与する」ためにはどのような規定であるべきかは十分な検証が必要だと思われます。 したがって、権利制限の一般条項の追加の検討にあたっては、その制限により得られる利益と著作権者に与える影響等の経済効果の有無等、権利制限の一般条項追加の妥当性を充分にご検討くださいますようお願いいたします。 その際、研究目的の利用や検索エンジン等は、個別の権利制限規定で対応できるように思われますので、個別の権利制限規定での対応が不可能なのかどうか、十分に検討していただくことを要望いたします。 なお、条約の考え方の遵守という枠組みを尊重すべきですから、スリーステップテストの要件の充足等、権利制限の一般条項の条約適合性についても慎重なご検討を要望いたします。</p> <p>2. 権利制限の一般条項追加の場合に採られるべき条件整備 権利制限の一般条項を追加する場合には、フェアユース規定により権利制限の対象となる具体的な行為に関するガイドラインの策定等、行き過ぎないし誤った拡大解釈(その伝播)による権利者の損失を未然に防ぐ措置を併せて講じることもご検討いただくよう要望いたします。 特に、権利制限規定の条約適合性を担保するため、スリーステップテストに適合することが権利制限の条件であることを権利制限の一般条項に明記するよう要望いたします。 また、著作権の制限を実質的に広げる方向の規定を追加するのであれば、権利者による権利侵害の救済行為を容易にするような法制度(法定損害賠償制度等)の導入も併せて検討していただくことも要望いたします。</p> <p>3. 国際ルールに沿った現行法の権利制限規定の改正について 現行法の個別制限規定には、条約上のスリーステップテストの基準や米国のフェアユースの基準に照らしても妥当性を欠く規定があります(著作権法30条や38条1項等)ので、それらの規定の改正を要望いたします。</p>	社団法人日本映像ソフト協会
VIII-5	<p>私たちMIAUは、法制問題小委員会で対処すべきと結論された権利制限についてはすみやかに法改正を行ない、さらに個別規定では追いつかない分野についての懸念を解消するべく、フェアユースの一般規定を導入することを求めます。</p>	無限責任中間法人インターネット先進ユーザーの会(MIAU)

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

VIII 第6節 その他の検討事項

	意見	個人/団体名
VIII-6	<p>この中間まとめでは、「以上の課題のほか、本小委員会の検討課題としては、通信・放送の在り方の変化への対応などが残されている」と、「など」に含まれているかもしれないが、あたかも検討課題としては「通信・放送の在り方の変化への対応」が主たるものとして残っていて、その他のものは何もないかのような書き振りとなっている。</p> <p>貴小委員会では、平成17年以来、様々な権利制限を巡る課題に取り組んでいるところであり、その進捗状況については、平成19年6月29日開会の第5回会議において配布された資料4「権利制限を巡る課題に関する審議等の進捗状況」にまとめられている。</p> <p>この資料では、同年10月に出された「平成19年度・中間まとめ」において検討経過が取りまとめられている障害者福祉関係の権利制限の拡大要望のほか、平成17年3月に出された図書館関係の権利制限の拡大要望についても取り上げている。</p> <p>その中では、「図書館関係者と権利者団体間において協議が進捗していない」とされているものもあるが、両当事者間での意見の相違がないか、あっても少ないことから、「図書館関係者から再検討の要請があったところである」という結論となっている項目が4つもある。</p> <p>このうちの「再生手段」の入手が困難である図書館資料を保存のため例外的に許諾を得ずに複製することについては、貴分科会の過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会において検討結果が出されたと聞いているが、その他の3つの項目については、何らの検討も行われていない。</p> <p>これらの要望については、デジタル化・ネットワーク化時代に対応した図書館機能の拡大についての認識に乏しいと思われる一部委員から慎重を期する意見があったほかは、賛同する意見がほとんどであったことから、図書館関係者から再検討の要請があった以上、検討の遡上に乗せることが適当と思われる。</p> <p>(なお、これらの要望を出す背景となった図書館像については、当協会から平成18年8月に各委員に送付したところである。)</p> <p>ところが、この中間まとめでは、これらの要望が検討事項として記されていない。当協会としては、これらの要望が検討事項として残されていることを本文中に記すとともに、早急に検討を再開することを要望するものである。</p> <p>それに、平成19年度の中間まとめにおいて法改正の対象とすべきとしていた障害者福祉関係の要望事項についても、平成20年1月30日に出された「平成19年度法制問題小委員会の審議の経過について」では「概ね中間まとめの基本的方向性と趣旨を同じくする意見がみられる」としていることから、この項目についても検討対象であることを明記するとともに、早急に検討を再開するよう要望するものである。</p>	<p>社団法人日本図書館協会</p>

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

VIII 第6節 その他の検討事項

	意見	個人/団体名
VIII-7	<p>3 「中間まとめ」における権利制限の一般規定への言及箇所全般に対する意見</p> <p>(1) 主旨 知的財産戦略本部「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」による「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方」(報告案)で提案されている権利制限の一般規定については、提案内容に様々な問題が指摘されていることから、仮に検討が必要であったとしても、そのような問題点を含め、社会的背景や必要性を十分踏まえた上で慎重に検討を進める必要があります。</p> <p>(2) 理由 「中間まとめ」では、随所に知的財産戦略本部「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」が10月30日に公表した「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方」(報告案)(以下「報告案」という。)に記載されている権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)の検討に言及されています。 しかしながら、報告案には次のような問題があります。 ① 審議の過程で関係者の意見の聴取が公平かつ十分には行われていない。 ② 日本版フェアユース規定の定義が不明確である。 ③ 同規定の導入によって紛争が多発する恐れがあり、その場合著作権者側の負担が一方向的に増大する。 ④ 同規定の適用を意図している範囲がビジネスにまで及んでおり、いわゆる権利制限の一般規定の適用範囲を逸脱している。 特に④について報告案は、日本版フェアユース規定の導入の理由として、ビジネスの法的安定性を高める必要性や、新規分野への技術開発等に対する萎縮効果の解消を挙げていますが、そのような効果があるのかどうかについて、具体的な例を挙げての検証がなされているわけでもありません。このように適用範囲が広範に及ぶ制限規定を導入すれば、著作権者の利益を不当に害するビジネスの免責の主張に利用されかねず、いたずらに混乱を招く恐れがあります。したがって、到底容認できるものではありません。 こうした問題から、仮に日本版フェアユース規定に関する検討を行う必要があったとしても、権利制限の一般規定を法制化する必要性の有無につき、諸外国との法的、社会的環境の違いや、導入がもたらす効果の実例に即した検証を踏まえたうえで、関係者の意見を十分聴取しつつ、慎重に議論すべきです。</p> <p>《参考:「中間まとめ」におけるフェアユース言及箇所》 P8-9 第1節 3(2) P46 第4節 3(3)及び(5) P63 第6節</p>	社団法人日本音楽著作権協会
VIII-8	<p>権利制限の一般条項(いわゆる日本版フェアユース)の導入は、著作権等の保護と利用とのバランスを図るという意味においても、また、デジタル化・ネットワーク化社会の進展や技術革新のスピードに対応するという点においても、必要不可欠であり、早急な検討を進めていただきたいと考える。</p>	ヤフー株式会社
VIII-9	<p>本小委員会における昨今の権利制限規定の検討においては、著作権法がビジネスの進行を停滞させていることを理由に課題の検討が行われている場合が少なくないと感じられます。 この点につき、権利者としては、インターネット配信等、著作物が適法に流通する過程において、技術的にやむを得ず発生し、勝つ著作物の内容が無断で享受されない等の状態が確保されている状況での複製などに対しては、例えそれが、厳密に解釈すれば法律に規定していない複製(違法と判断される可能性のある複製)であったとしても、ほとんどの場合は問題視しておりません。 一方で、権利者が真に懸念を抱いている点は、包括的に権利制限がなされることによって、著作物のない用を享受することが主たる目的として行われる違法な流通までもが適法になってしまう、加えて、弱小の権利者が問題視している利用形態であったとしても訴訟等で争えないことや立法の際に意見が採り入れられないことによって、適法になってしまう可能性が否定できない点です。 今後の権利制限規定のあり方については、一般規定も含めて十分な検討が必要となることはもちろんですが、制限規定の新たな「整備」によって、違法行為(権利者が権利行使する対象とすべき侵害)を想定外に適法としないよう、より慎重に吟味し議論していただきたいと考えます。</p>	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

VIII 第6節 その他の検討事項

	意見	個人/団体名
VIII-10	「知的財産推進計画2008」において今年度中に結論を得るべきこととされている、権利制限の一般条項(いわゆる日本版フェアユース)については、もっぱら「商用利用」の観点のみからの検討が先行しているように見受けられるが、教育や障害者等の情報保障などといった公益性の高い事項についても、十分な検討がされるべきである。	障害者放送協議会
VIII-11	通信・放送の総合的な法体系に関する検討において、著作権制度の見直しは、避けて通れない重要課題の一つであり、「時宜を逃さずに検討を続ける」とする点につき、賛同する。 また、知的財産戦略本部／デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会における議論の動向を見据え、必要に応じて検討を行うとする点につき、これを支持する。 特に、現行の限定列举型の権利制限規定だけでは、技術革新のスピードやデジタル化・ネットワーク化社会の進展にもはや対応し切れなくなってきており、かかる環境の変化に迅速に対応して日本の産業競争力を高めていくためには、権利制限の一般条項(いわゆる日本版フェアユース)の導入は必要不可欠である。いわゆる日本版フェアユース規定の具体的な要件(射程範囲)をどのように設計するかについては、さらなる検討が必要と考えるが、その導入については早急な対応を進めていただくことを要望する。 なお、本年度の中間まとめにおいては言及されていないものの、昨年度(平成19年度)の中間まとめにおいて権利制限を行うことが適当と報告された事項(例えば、薬事関係)についても、あわせて具体的な検討と対応を進めていただくことを希望する。	日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会
VIII-12	知的財産戦略本部において、権利制限の一般条項(いわゆる日本版フェアユース)の検討が進められているとのことですが、これは、日本の著作権法制における権利制限規定の在り方そのものにも影響を及ぼす可能性のある大きな問題であり、慎重な検討が必要であると考えます。特に、一般条項の導入を求める意見の多くは、権利制限の拡大を要望する一環として主張されていると思われ、その意味からも権利者としては憂慮せざるを得ない状況にあります。現行の制限規定は、欧米諸国における規定と比較して、より広い範囲での自由利用を認めていると認識しており、権利者側では、文化審議会著作権分科会に権利制限の縮小を求めているところであり(学校等の教育機関における複製に対する補償金制度の要望、図書館利用者に対する複製物の提供から商業目的を除外すること等)。 また、最近の社会動向をみると、著作物利用者の利便性を向上させるという側面が、「著作物の創造と伝達に携わる者を保護する」という著作権法本来の目的に増して重視されている傾向があります。もとより、保護と利用とのバランスを保つことが重要であることも十分理解しておりますが、このような状況にあって、「公正な利用」という指標がともすれば利用の促進という方向にのみ偏して解釈されてしまうことを危惧いたします。 また、いうまでもなく、英米における「フェアユース」あるいは「フェアディーリング」は、長年にわたる多くの判例の積み重ねによって確立されてきた制度であり、これが日本における裁判制度およびその運用実態に適合するかどうかという検証も必要です。 以上のような観点をご配慮いただき、文化審議会著作権分科会においても関係者の意見を十分に聴取した上で慎重なご検討が行われることを切望いたします。	社団法人日本書籍出版協会

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

VIII 第6節 その他の検討事項

意見		個人/団体名
VIII-13	<p>「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会中間まとめ」に関し、以下のとおり意見を申し述べます。</p> <p>【意見の要旨】 権利制限の一般条項(いわゆる日本版フェアユース)を追加するには、その経済効果や代替手段の有無等、規定追加の必要性を十分に検討することを要望いたします。 また、必要性有りと判断された場合には、その制度設計において、(1) 国際ルールとの調和を尊重すること、(2) 権利者の損失を未然に防ぐ措置および権利者の救済を容易にする措置を併せて導入すること、(3) 国際ルールに照らして妥当性を欠く現行法の個別権利制限規定を改正すること、を要望いたします。</p> <p>【理由】</p> <p>1. 権利制限の一般条項の追加の妥当性及び必要性について 「文化の発展に寄与する」という著作権法の目的を、より実効化する法改正に反対するものではありませんが、権利制限の一般条項の追加が本当に「文化の発展に寄与」するかどうか、「文化の発展に寄与する」ためにはどのような規定であるべきかは十分な検証が必要だと思われます。 したがって、権利制限の一般条項の追加の検討にあたっては、その制限により得られる利益と著作権者に与える影響等の経済効果の有無等、権利制限の一般条項追加の妥当性を充分にご検討くださいますようお願いいたします。 その際、研究目的の利用や検索エンジン等は、個別の権利制限規定で対応できるように思われますので、個別の権利制限規定での対応が不可能なのかどうか、十分に検討していただくことを要望いたします。 なお、条約の考え方の遵守という枠組みを尊重すべきですから、スリーステップテストの要件の充足等、権利制限の一般条項の条約適合性についても慎重なご検討を要望いたします。</p> <p>2. 権利制限の一般条項追加の場合に採られるべき条件整備 権利制限の一般条項を追加する場合には、フェアユース規定により権利制限の対象となる具体的な行為に関するガイドラインの策定等、行き過ぎない誤った拡大解釈(その伝播)による権利者の損失を未然に防ぐ措置を併せて講じることもご検討いただくよう要望いたします。 特に、権利制限規定の条約適合性を担保するため、スリーステップテストに適合することが権利制限の条件であることを権利制限の一般条項に明記するよう要望いたします。 また、著作権の制限を実質的に広げる方向の規定を追加するのであれば、権利者による権利侵害の救済行為を容易にするような法制度(法定損害賠償制度等)の導入も併せて検討していただくことも要望いたします。</p> <p>3. 国際ルールに沿った現行法の権利制限規定の改正について 現行法の個別制限規定には、条約上のスリーステップテストの基準や米国のフェアユースの基準に照らしても妥当性を欠く規定があります(著作権法30条や38条1項等)ので、それらの規定の改正を要望いたします。</p>	社団法人日本映像ソフト協会

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

VIII 第6節 その他の検討事項

	意見	個人/団体名
VIII-14	<p>5. フェアユース</p> <p>近い将来、法制小委員会がフェアユースについて検討する可能性があることBSAは認識しています。フェアユースは、英米の著作権では重要な部分です。裁判官が、変化する技術やビジネスモデルの要請に対応することを可能にしてきた、フレキシブルな理論です。</p> <p>フェアユースはコモンローに由来する考え方です。米国の裁判所は1世紀以上、フェアユース理論を適用してきましたが、著作権法に成文化されてからは約30年余りに過ぎません。特定の事実の場合に、許諾を受けていない著作物の利用が認められるべきかどうかを判断するという大幅な裁量を裁判官に認めるものです。使用の性質、著作物の性質、著作物の使用された分量及び実質性、並びにその使用が市場又は著作物の価値に及ぼす影響等のファクターを検討して判断するのです。</p> <p>フェアユース規定は何十年もかけて数多くの判決の積み重ねにより形成されてきたものです。従って、当然のこととして、フェアユース法理はかなり複雑なものです。</p> <p>フェアユースの主な利点の一つは、その柔軟性です。しかし、柔軟であることにより、根本的に予見可能性が低くなります。裁判官が判断をするまでは、ある行為がフェアユースに該当するのかわか、誰も確信をもつことができません。もし指針があるとしたら、それは膨大な判例の蓄積の中に見出せるでしょう。</p> <p>日本の著作権法にはすでに具体的な権利制限規定(例えば私的複製など)が存在しているにも関わらず、なぜ日本がフェアユースの導入を検討しているのか、我々にはよく理解できません。既にコメントした通り、著作権の基本的な諸権利についての権利制限は、根拠のある必要性に基づくものであるべきで、かつ細心の注意を払って規定されるべきです。</p> <p>総じて、日本のような大陸法系の法制度に、フェアユースのようなコモンローの概念を導入することは困難であり、問題があると考えます。依拠すべき何十年もの判決の積み重ねがない状況では、日本の裁判所はフェアユース規定を適用するにあたって信頼できる指針が乏しい状態に陥るでしょう。結局、フェアユースを日本の法制度に導入することは、不確実性が増すことになり、著作権者及び著作物の利用者の双方にとって損害となるのではないかと懸念しています。</p>	<p>ビジネスソフトウェアアラ イアンス (BSA)</p>
VIII-15	<p>本節に関しては、以下の個別意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利制限の一般条項(日本版フェアユース)を立法化すること自体には賛成である。もっとも、まずは、必要に応じて新たな権利制限の個別条項を速やかに立法化した上で、それを含む権利制限の個別条項全体の趣旨・考慮要素・要件等を詳細に検討しつつ、権利制限の一般条項(日本版フェアユース)についていわゆる受け皿規定としての趣旨・考慮要素・要件等を慎重に検討すべきである。 ・フェアユースに関する規定を設けるとすると、現行の著作権法30～47条の3との関係はどのようになるのか、また、著作権法の条文では「利用」と「使用」が使い分けられているが、これらとどのような関係になるのか、混乱が生じないようにする必要がある。 	<p>日本弁理士 会</p>
VIII-16	<p>・「通信・放送の在り方の変化への対応」の議論に当たっては、次の事項についての検討をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルテレビやIPマルチキャスト放送による放送の同時再送信は、情報の伝達経路の複数化であるが、権利的にはケーブルテレビ等が大きなリスクを負う形で行われている。すなわち、放送される膨大な著作物について個別に事前許諾を得ることが不可能なことが明白であるにもかかわらず、一部の団体の管理著作物のみについて、包括的事前許諾を得ている状況である。 ・法律上このリスクを解消するために、同時再送信に限っては著作者の権利を報酬請求権とし、権利者は、著作物の分野ごとに文化庁長官が指定するただ一つの団体を通じてのみ権利が行使できる、または、指定する団体が存在しない分野については、原放送局を通じてのみ権利を行使できるものとする必要がある。 ・放送実演について、同時再送信による有線放送等にも報酬請求権が創設されたが、これについて、権利を行使できるものがレコードの二次使用のように「文化庁長官が指定する団体」となっていないことが、業界に混乱を引き起こしている。ケーブル事業者にとっては法律の不備と言いたいところである。早急に追加されたい。 	<p>社団法人 日本ケーブ ルテレビ連 盟 著作権特別 委員会</p>

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

VIII 第6節 その他の検討事項

	意見	個人/団体名
VIII-17	<p>また、併せて検討されているフェアユースについても、こうした技術開発の進展を促進する観点から、著作権者の利益を損なわない範囲においてその導入を検討することに賛成する。またその際には米国法で掲げられる4つの原則、①利用の目的と性格(利用が商業性を有するか、非営利の教育目的化という天も含む)②著作権のある著作物の性質③著作物全体との関係における利用された部分の量及び重要性④著作物の潜在的利用又は価値に対する利用の及ぼす影響に沿った一般規定を置くことを礎としたうえで、個別の制限規定との関係性を整理することが必要と思料。</p>	マイクロソフト株式会社
VIII-18	<p>「通信・放送の在り方の変化への対応」に関し、著作権法において放送/通信の区分について実態を見た上で放送関連法と定義を一致させるべきである。要するに、公衆が視聴する映像であって同時性を重視した番組構成のある一方的放映を「放送」とすべきである。</p> <p>知的財産戦略本部の「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」において「日本版フェアユース」導入への方向性で報告がまとめられるところであるが、その後法制問題小委員会において詳細な検討が加えられるものと目されている。この規定の導入は是非とも必要であり、今期法制問題小委員会の報告書でも導入の必要性を書き込んで良いほどである。</p> <p>本「中間整理」が著作権分科会において了承される際、三田委員からフェアユース規定導入への慎重意見が出たものと記憶しているが、「日本という国は裁判で決着するというだけでなく、話し合いで決めるというのが国民性」とする委員の見解はフェアユース導入を否定する根拠にはなり得ない。なぜなら、既に裁判によって多くのネットサービスが差止められてきたからである。日本版フェアユースの導入が叫ばれるようになってきたのも、こうした実態があつてのことである。</p> <p>三田委員は同じ会合で、知財本部の「議論の動向を見守りつつ」と言わずぜひ法制問題小委員会としても積極的に議論すべきと発言していたが、私もこの意見に(委員とは反対の意味で)賛成である。繰り返しになるが、法制小委でもフェアユース規定の導入の必要性を、早いうちから積極的に打ち出すべきなのである。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

VIII 第6節 その他の検討事項

	意見	個人/団体名
VIII-19	<p>「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」(以下「中間まとめ」といいます。)63頁では、いわゆる日本版フェアユース等について「その議論の動向を見守りつつ、より詳細の制度設計について検討を要する場合などには、必要に応じて検討を行うこととしたい。」としていますが、「いわゆる日本版フェアユース規定」の制度設計の前に、その導入の当否について、国際ルールや著作権法学説を踏まえた十分な検討を要望いたします。</p> <p>以下、その理由を申し述べます。</p> <p><u>(1) 国際条約との整合性の検討の必要性</u></p> <p>知的財産戦略本部デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会の議事録を拝見いたしますと、日本版フェアユース規定と国際条約との適合性については検討する必要が無いとされているようです(第1回議事録23-24頁、第6回議事録33頁)。しかしながら、ベルヌ条約等の国際条約はわが国が批准している条約であり、条約適合性を検討することなく立法を行うことは不適切であるように思われます。</p> <p>したがって、立法過程において条約適合性の検討が不要かどうかについて、国際法の専門家をまじえて、充分ご審議いただくよう要望いたします。</p> <p><u>(2) 産業振興目的での権利制限規定新設の妥当性について</u></p> <p>日本版フェアユース規定導入はいくつかの根拠から主張されているようですが、その多くは産業振興というわが国の著作権制度の目的とは異質の目的で主張されているようです。「文化の発展」を目的とする著作権法の中に、産業振興の目的で新たな権利制限規定を設けることが適切なのか疑問があるところです。</p> <p>したがって、産業振興目的で新たな権利制限規定を設けることの当否について、充分なご審議を要望いたします。</p> <p><u>(3) 日本版フェアユース規定導入の必要性の検討について</u></p> <p>日本版フェアユース規定導入が必要な例として挙げられているものをみますと、個別権利制限規定で対処できるのではないかとと思われるもの(検索エンジンや研究目的の利用等)、一般的な理解ではフェアユースに当たらないもの(動画投稿サイトやライブラリー目的の複製等)がほとんどではないかと思われます。</p> <p>したがって、はたして日本版フェアユース規定導入の必要性があるのか疑問ですので、規定導入の必要性についても充分なご審議を要望いたします。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

VIII 第6節 その他の検討事項

	意見	個人/団体名
	<p>(4) なぜフェアユース規定だけなのか 日本版フェアユース規定導入は、「技術の進歩や新たなビジネスモデルの出現に柔軟に対応できる法制度とするため」(「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について(報告案)」(知的財産戦略本部デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会)9頁)ということも根拠とされています。しかしながら、柔軟な対応が必要なのは、権利制限を拡大する方向ばかりではなく、縮小する方向の場合もあります。そうであるならば、後者の方向での一般規定導入も併せて検討される必要があります。 したがって、国際条約上の権利制限の一般規定であるスリーステップテストを著作権法に明記することもご審議いただくよう要望いたします。</p> <p>(5) 日本版フェアユース規定導入するならば必要となる制度改正について 日本版フェアユース規定導入は、著作物利用の合法違法を事後的な司法判断に委ねようとするものですから、そのような制度改革を行うならば損害賠償制度についても変革を必要とするのではないのでしょうか。フェアユースの法理の母国である米国では、懲罰的損害賠償や法定損害賠償というわが国にはない制度があると聞いています。損害賠償制度の違いを捨象してフェアユース規定を導入した場合に、濫訴等の問題が生じるおそれもあるように思います。 わが国は、著作権法も裁判制度も大陸法系に属し、様々な点で英米法とは異なっています。大陸法系の制度の中に、米法のひとつの法理だけを取り出して取り込むならば様々な場面で混乱を招くのではないかと危惧があります。 したがって、日本版フェアユース規定導入によって生じる影響についても充分ご審議いただくよう要望いたします。</p> <p>(6) フェアユースを越える現行法の規定の改正について 日本版フェアユースの具体的内容はまだ明らかではありませんが、「フェアユース」という以上、米国のフェアユースの法理をモデルとしているものと思われます。ところで、わが国の個別権利制限規定の中には、米国のフェアユースの法理より広い権利制限を定めている規定があります。米国のフェアユース法理に基づく利益衡量を、権利制限の当否を判断する妥当な基準だと考えるのであれば、これを越える個別権利制限規定は立法論としても妥当性を欠くことになるのではないのでしょうか。 したがって、私的使用目的だけで複製権を制限している30条1項柱書や、非営利・無料・無報酬のみで上映権を制限している38条1項の改正を要望いたします。</p>	
VIII-20	<p>「通信・放送の在り方の変化への対応」に関し、著作権法において放送/通信の区分について実態を見た上で放送関連法と定義を一致させるべきである。要するに、公衆が視聴する映像であって同時性を重視した番組構成のある一方的放映を「放送」とすべきである。</p> <p>知的財産戦略本部の「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」において「日本版フェアユース」導入への方向性で報告がまとめられるところであるが、その後法制問題小委員会において詳細な検討が加えられるものと目されている。この規定の導入は是非とも必要であり、今期法制問題小委員会の報告書でも導入の必要性を書き込んでよいほどである。</p> <p>本「中間整理」が著作権分科会において了承される際、三田委員からフェアユース規定導入への慎重意見が出たものと記憶しているが、「日本という国は裁判で決着するというだけでなく、話し合いで決めるというのが国民性」とする委員の見解はフェアユース導入を否定する根拠にはなり得ない。なぜなら、既に裁判によって多くのネットサービスが差止められてきたからである。日本版フェアユースの導入が叫ばれるようになってきたのも、こうした実態があつてのことである。</p> <p>三田委員は同じ会合で、知財本部の「議論の動向を見守りつつ」と言わずぜひ法制問題小委員会としても積極的に議論すべきと発言していたが、私もこの意見に(委員とは反対の意味で)賛成である。繰り返しになるが、法制小委でもフェアユース規定の導入の必要性を、早いうちから積極的に打ち出すべきなのである。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

VIII 第6節 その他の検討事項

	意見	個人/団体名
VIII-21	<p><u>フェアユースへの言及について</u></p> <p>中山信弘弁護士が中心となって喧伝している権利制限の一般規定の導入について、同弁護士が主張するビジネスまでをカバーするような一般規定の導入には反対です。著作者の利益を害さないが形式的には違法となるようなものについて検討するのであれば理解はできません。しかし、一般規定の枠を必要以上に広げてしまうと、次のような連鎖が起こり、著作者の権利が蹂躪される恐れがあります。</p> <p>事業者: 著作物を利用したビジネスが立ち上がる。 ↓ 著作者: 利益を不当に害することを理由に中止を求める。 ↓ 事業者: 権利制限の一般規定に該当すると主張する。 ↓ 著作者: 裁判を起す。 ! こうした事例が増えると著作者は裁判で対応しきれなくなる。 結 果: 権利制限の一般規定が著作者の利益を不当に害する利用の隠れ蓑になる。</p> <p>なお、我が国には、国民性としても司法制度としても裁判で決着をつけるような制度は馴染まないと考えます。仮に法制小委員会で権利制限の一般規定を検討するのであれば、紛争の発生が最小限に留まるような範囲に限定した上で、そうした社会的背景や導入の必要性につき慎重に審議すべきです。</p>	個人
VIII-22	<p>私は、法制問題小委員会で対処すべきと結論された権利制限についてはすみやかに法改正を行なうべきと判断する。加えて、これら個別規定の実施だけでは、今後の情報流通手段の活用に対し、やはり当事者間で訴訟や中央省庁での委員会協議といった、既存利権者主導の合意形成無しには意思決定できない構図になる点を深く危惧している。このままでは結果、北米や欧米の最大級のライセンス(ハリウッド・音楽メジャー・マイクロソフトやインテル社といった)に最大幅の利潤を取られる構造を変える事は出来ないのではないかと。それでは、横並びの消費財の加工貿易以後の新たな外貨獲得元たる、(デジタルハイビジョン映像などを各自が活かせる)情報機器への実装・活用を通じた、今後の挑戦を後押しするには至らないのではないかと。</p> <p>すなわち、一定の目的をもって商業著作物の私的運用を公的に許容する、一般規定として、フェアユースの概念を法体系に導入することを求める。</p>	個人
VIII-23	<p>私は、法制問題小委員会で対処すべきと結論された権利制限についてはすみやかに法改正を行ない、さらに個別規定では追いつかない分野についての懸念を解消するべく、フェアユースの一般規定を導入することを求めます。</p>	個人

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

IX その他

	意見	個人/団体名
IX-1	<p>1. 意見</p> <p>今回の「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」においては、平成20年1月30日開催の第24回著作権分科会において、継続して検討することが報告・了承され、また、知的財産推進計画2007の中でも、2007年度中に結論を得るとされており、「薬事関係の権利制限」に関して、未だ審議が再開されず、本中間まとめにおいても何ら言及されていないことに、大変危惧を感じるものであります。</p> <p>また、政府の知的財産戦略本部は、教育・研究等で公正な利用と判断される事例については、権利制限を導入することが適当であるという報告案を作成し、米国等で既に制定済みのフェアユース規定立法化の動きも出てきております一方で、国民の生命に関連する非常に公共性の高い薬事関係の権利制限に関して、本年度審議が再開されず、中間まとめにも何ら言及がなされていないことにつき、誠に遺憾であります。</p> <p>国民の福祉と公衆衛生向上のため立法化された我国固有の法制である薬事法の情報提供義務にしたがい、情報を必要とする医療現場に最適な情報を迅速に提供するために、速やかな権利制限の法制化を望むのであり、この権利制限の実現により、国民が最適な医療を迅速に受けることができ、国民の生存権を保障することになるものと確信いたしております。ここに「薬事関係の権利制限」に関して審議、法制化を改めてお願いする次第であります。</p> <p>なお、「薬事関係の権利制限」に関して「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会平成19年度・中間まとめ」の結論について、当委員会はこれに賛成いたしておりますが、同中間まとめの中で、補償金額として示されております「通常の使用料相当額」につきましては、第23回著作権分科会において、委員より利用者と権利者にその額の決定を任せるのではなく、文化庁などの第三者が介入する必要性について、複数の発言があり、また、過去の法制問題小委員会においても、この補償金額や通常の使用料相当額について、何ら議論がなされておられませんので、今後の審議におきまして、この点も審議されるべきものと考えます。なお、昨年度法制問題小委員会中間まとめに対する意見募集において、海外団体からの意見が多数提出されていますが、当該団体との直接の意見調整が必要な場合は、文化庁におかれまして協議の場を調整いただきたく、お願いする次第です。</p> <p>2. 平成19年度－20年度の経緯</p> <p>昨年度の第7期「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会平成19年度・中間まとめ」では、第5回－第7回の意見陳述を踏まえ、「医薬品等の製造販売業者が医療関係者に対して行う文献提供については、製薬企業及び著作権管理団体間の契約の状況や運用の適正化のための取組み状況等、実効的な制度運用に向けた必要な環境が整うこと、及び必要に応じて制度の存続の要否について検討を行うことを前提として、一定の要件の下、権利制限を行う方向で検討することが適当であると考えられる。」との方向性が示されました。</p> <p>一方で、中間まとめに対する意見募集において寄せられた意見では、文献提供に関する包括契約の存在や実務の実態に照らし、迅速な文献提供との観点から権利制限を行うことの正当性の有無、今回の権利制限と国際条約（権利制限に関するいわゆるスリーステップテスト）との関係等の基本的部分について見解が大きく分かれていることから、平成19年度法制問題小委員会の審議の経過として、「今後、医薬品等の製造販売業者の文献提供の実態等を精査しつつ、これら上記の点を含めて検討を進めるべきである。」との方向性が、第24回著作権分科会において報告され、委員からも審議を進めることに異論は無く、了承されています。</p>	日本製薬工業協会 知的財産委員会

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

IX その他

	意見	個人/団体名
IX-2	<p>この中間まとめでは、「以上の課題のほか、本小委員会の検討課題としては、通信・放送の在り方の変化への対応などが残されている」と、「など」に含まれているかもしれないが、あたかも検討課題としては「通信・放送の在り方の変化への対応」が主たるものとして残っていて、その他のものは何もないかのような書き振りとなっている。</p> <p>貴小委員会では、平成17年以来、様々な権利制限を巡る課題に取り組んでいるところであり、その進捗状況については、平成19年6月29日開会の第5回会議において配布された資料4「権利制限を巡る課題に関する審議等の進捗状況」にまとめられている。</p> <p>この資料では、同年10月に出された「平成19年度・中間まとめ」において検討経過が取りまとめられている障害者福祉関係の権利制限の拡大要望のほか、平成17年3月に出された図書館関係の権利制限の拡大要望についても取り上げている。</p> <p>その中で、「図書館関係者と権利者団体間において協議が進捗していない」とされているものもあるが、両当事者間での意見の相違がないか、あっても少ないことから、「図書館関係者から再検討の要請があったところである」という結論となっている項目が4つもある。</p> <p>このうちの「再生手段」の入手が困難である図書館資料を保存のため例外的に許諾を得ずに複製することについては、貴分科会の過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会において検討結果が出されたと聞いているが、その他の3つの項目については、何らの検討も行われていない。</p> <p>これらの要望については、デジタル化・ネットワーク化時代に対応した図書館機能の拡大についての認識に乏しいと思われる一部委員から慎重を期する意見があったほかは、賛同する意見がほとんどであったことから、図書館関係者から再検討の要請があった以上、検討の遡上に乗せることが適当と思われる。(なお、これらの要望を出す背景となった図書館像については、当協会から平成18年8月に各委員に送付したところである。)</p> <p>ところが、この中間まとめでは、これらの要望が検討事項として記されていない。当協会としては、これらの要望が検討事項として残されていることを本文中に記すとともに、早急に検討を再開することを要望するものである。</p> <p>それに、平成19年度の中間まとめにおいて法改正の対象とすべきとしていた障害者福祉関係の要望事項についても、平成20年1月30日に出された「平成19年度法制問題小委員会の審議の経過について」では「概ね中間まとめの基本的方向性と趣旨を同じくする意見がみられる」としていることから、この項目についても検討対象であることを明記するとともに、早急に検討を再開するよう要望するものである。</p>	<p>社団法人日本図書館協会</p>
IX-3	<p>障害者福祉関係の課題については、すでに「平成19年度・中間まとめ」で一定の結論が示されたものの、「最終まとめ」にまで至らず、具体的な法改正についても大部分が先送りとなってしまった。まことに残念で遺憾なことと言わざるをえない。</p> <p>「平成19年度・中間まとめ」で示された検討結果については、一日も早い法改正の実現を要請するものである。</p>	<p>障害者放送協議会</p>
IX-4	<p>平成19年度のまとめにおいては、障害者福祉関係と薬事法関連での継続審議事項が記載されておりましたが、平成20年度の法制問題小委員会では継続審議が行われませんでした。このことは、非常に遺憾であり即刻の継続審議を要望いたします。本内容につきましては、平成19年度中間まとめに対するパブリックコメントでも本協会は意見を提出いたしました。参考までに、その意見書も添付いたします。</p>	<p>社団法人情報科学技術協会</p>

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

IX その他

	意見	個人/団体名
IX-5	<p>日本は、著作権侵害行為については、ほぼすべて刑事罰の対象となる。</p> <p>しかも、刑事法の世界では、幫助の範囲が非常に広く考えられていることから、差止め請求の対象と成らない範囲、諸外国では間接侵害とされない範囲まで、日本では刑事処罰の対象となりがねないことになっており、現在、一部の警察によって不当と思われる検挙が続いている。</p> <p>これらの刑事処罰の範囲についても、中立的機器の提供による刑事処罰の排除等、安心して技術を提供できる状況を早急に検討するべきである。</p>	MPO法人ソフトウェア技術者連盟
IX-6	<p>1) 本中間まとめ第6節「その他の検討事項」では、『知的財産戦略本部/デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会においては、「知的財産推進計画2008」において今年度中に結論を得るべきこととされている。権利制限の一般条項(いわゆる日本版フェアユース)をはじめ、著作権法制に関係する種々の課題についても検討が進められている。本小委員会としても、今後、これらの課題について、その議論の動向を見守りつつ、より詳細の制度設計について検討を要する場合などには、必要に応じて検討を行うこととしたい。』とされている。</p> <p>しかし、「知的財産推進計画2008」において今年度中に結論を得るべきこととされている、御省関連の「医薬品党の製造販売業者が医薬品党の適正使用に必要な情報を意識関係者へ提供することに関する著作権法上の課題」について、今年度検討がなされていない状況があるので、至急法制問題小委員会において検討を進められたい。</p> <p>2) 今回の「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」においては、平成20年1月30日開催の第24回著作権分科会において、継続して検討することが報告・了承され、また、知的財産推進計画2007の中でも、2007年度中に結論を得るとされており、「薬事関係の権利制限」に関して、未だ審議が再開されず、本中間まとめにおいても何ら言及されていないこと、大変器具を感ずるものであります。</p> <p>また、政府の知的財産戦略本部は、教育・研究等で公正な利用と判断される事例については、権利制限を導入することが適当であるという報告案を作成し、米国等で既に制定済みのフェアユース規定立法化の動きも出てきております一方で、国民の生命に関連する非常に公共性の高い薬事関係の権利制限に関して、本年度審議が再開されず、中間まとめにも何ら言及がなされていないことにつき、誠に遺憾であります。</p> <p>国民の福祉と公衆衛生向上のため立法化された我が国固有の法制である薬事法の情報提供義務にしたがい、情報を必要とする医療現場に最適な情報を迅速に提供するために、速やかな権利制限の法制化を望むのであり、この権利制限の実現により、国民が最適な医療を迅速に受けることができ、国民の生存権を保証することになるものと確信いたしております。</p> <p>ここに「薬事関係の権利制限」に関して審議、法制化を改めてお願いする次第であります。</p> <p>なお、「薬事関係の権利制限」に関して「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会平成19年度・中間まとめ」の結論について、当連合会はこれに賛成いたしておりますが、同中間まとめの中で、補償金額として示されております「通常の使用料相当額」につきましては、第23回著作権分科会において、委員より利用者と権利者にその額の決定を任せるのではなく、文化庁などの第三者が介入する必要性について、何ら議論がなされておられませんので、今後の審議におきまして、この点も審議されるべきものと考えます。なお、昨年度法制問題小委員会中間まとめに対する意見募集において、海外団体からの意見が多数提出されていますが、当該団体との直接の意見調整が必要な場合は、文化庁におかれまして協議の場を調整いただきたく、お願いする次第です。</p>	日本製薬団体連合会 理事長 木村 政之

「法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」に対する意見

IX その他

	意見	個人/団体名
	<p>3)平成19年度－20年度の経緯</p> <p>昨年度の第7期「分解審議会著作権分科会法制問題小委員会平成19年度・中間まとめ」では、第5回－第7回の意見陳述をふまえ、「医薬品等の製造販売業者が医療関係者に対して行う文献提供については、製薬企業及び著作権管理団体間の契約の状況や運用の適正化のための取組み状況等、実効的な制并用に向けた必要な環境が整うこと、及び必要に応じて制度の存続の要否について検討を行うことを前提として、一定の要件の下、権利制限を行う方向で検討することが適当であると考えられる」との方向性が示されました。</p> <p>一方で、中間まとめに対する意見募集において寄せられた意見では、文献提供に関する包括契約の存在や実務の実体に照らし、迅速な文献提供との観点から権利制限を行うことの正当性の有無、今回の権利制限と国際条約(権利制限に関するいわゆるスリーステップテスト)との関係等の基本的部分について見解が大きく分かれることから、平成19年度法制問題小委員会の審議の経過として、「今後、医薬品等の製造販売業者の文献提供の実体を精査しつつ、これら上記の点を含めて検討を進めるべきである」との方向性が第24回著作権分科会において報告され、委員からも審議を進めることに異論は無く、了承されています。</p> <p>なお、当連合会と致しましては、今後の議事等の進行に当たり、積極的に支援を継続する所存ですので、時宜に応じ、説明・意見交換等の機会を設定頂ければ幸甚に存じます。</p>	
IX-7	<p>1)平成19年度中間まとめで「医薬品等の製造販売業者が医療関係者に対して行う文献提供については、製薬企業及び著作権管理団体間の契約に状況や運用の適正化のための取組み状況等、実効的な制度運用にむけた必要な環境が整うこと、及び必要に応じて制度の存続の要否について検討を行うことを前提として、一定の要件の下、権利制限を行う方向で検討することが適当であると考えられる。」となっていますが、平成20年度中間まとめではこの件について触れられていないのは何故でしょうか。</p> <p>なお、この件については、知財推進計画2008にも「医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医療関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報提供システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2008年度中に結論を得る。」となっていますが、審議の状況はどうなっているのでしょうか。</p> <p>2)医師として医薬品の適正使用をする立場より、文献複写提供については無償提供も含め必要であると考えますので、薬事法に基づく医療関係者への情報提供に必要な文献複写に関わる権利制限についての継続審議を要望します。</p>	個人
IX-8	<p>日本は、著作権侵害行為については、ほぼすべて刑事罰の対象となる。しかも、刑事法の世界では、幫助の範囲が非常に広く考えられていることから、差止め請求の対象と成らない範囲、諸外国では間接侵害とされない範囲まで、日本では刑事処罰の対象となりかねないことになっており、現在、一部の警察によって不当と思われる検挙が続いている。</p> <p>これらの刑事処罰の範囲についても、中立的機器の提供による刑事処罰の排除等、安心して技術を提供できる状況を早急に検討するべきである。</p>	個人
IX-9	<p>19年度中間まとめにおいて、「検討を進める」「検討を続ける」とされた課題が今年度の法制問題小委員会で検討がなされなかったのは問題である。特に障害者福祉関係の権利制限などは、一刻も早く権利制限を行うべき事項である。これらについて、1年間放置したことは法制問題小委員会の怠慢である。</p>	個人